

第2期

備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画

～誰もが 健やかに 住み慣れた場所で 暮らし続けられる 地域づくり～

[2023年度から2027年度]

2023年3月
備前市
社会福祉法人 備前市社会福祉協議会

は　じ　め　に



近年わが国では、情報通信技術の発展やインターネット環境の飛躍的な普及により、国や地域を超えた情報交流が盛んにおこなわれるようになりました。その一方で、私たちが暮らす地域社会においては、近所とのつきあいや人と人との関わりが希薄になり、従来家庭や地域が担ってきた助け合いや支え合いといった、相互扶助の機能の維持が難しくなっています。また、少子高齢化、中山間地域における過疎化は、全国的にも進行が加速しており、地域で行われる活動の担い手不足とコミュニティの衰退が懸念されています。

そうした中、本市では、市民の皆様をはじめ、関係団体、行政等が一体となり、地域課題を解決しながら住みよいまちを実現するため備前市地域福祉計画を平成30（2018）年3月に策定しました。このたび、計画の策定から5年が経過したことから、これまで以上に、より積極的に地域福祉の推進を図るため、計画の見直しを行いました。

本計画は、支え合いや助け合いによって課題を解決する「地域力」を高めながら、子どもから高齢者まですべての人が生きがいを持ち、豊かに暮らせるまちの実現を目指すものです。また、社会福祉協議会の行動計画である地域福祉活動計画と一体的に策定することで、さらに実効性を高めることとしています。本計画の基本目標である「誰もが健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり」の実現に向け、市民の皆様とともに取り組んでまいりますので、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

むすびにあたり、本計画の策定に際しまして、貴重なご提言や熱心なご協議をいただいた備前市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査を通じてさまざまなお意見をくださった市民の皆様や関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5（2023）年3月

備前市長 吉村 武司

第2期地域福祉活動計画の策定に寄せて



備前市社会福祉協議会では、さまざまな生活課題や福祉課題に対応するため、備前市の「地域福祉計画」と一体的に、2023年から5年間の「地域福祉活動計画」を策定しました。「誰もが健やかに住み慣れた場所で暮らし続けられる地域づくり」を基本目標としています。

「地域づくり」ということで最近、気になっていることがあります。私は、もともと地域活動が盛んで、人的交流の密度が高いところに居住しています。自治会はじめ諸団体のリーダーに恵まれています。それでも最近少しあげりが見えてきました。コロナウイルス感染症の拡大の影響だと思います。人ととの関係性が希薄になっていくのが散見されます。それを防ぐためには、新しい人間関係を築いていくことが必要です。そのことが新しい「地域づくり」につながると確信しています。本計画を生きたものとして推進することに繋がると思います。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました「備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆様、そしてアンケート等の調査にご協力賜りました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和5（2023）年3月

備前市社会福祉協議会 会長 山形 明

備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の策定手法	5
4. 計画の対象期間	6

第2章 統計からみる備前市の現状

1. 備前市の現状	7
2. 地区別の現状	13

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

現状と課題の分析について	16
地域課題1. 世代や置かれた環境による様々な不安や悩み	17
地域課題2. 生活環境に対する不安	18
地域課題3. 人材不足と地域力の低下	18
第1期計画の評価検証	19

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標	20
2. 基本方針	21
3. 計画の体系	26

第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

施策における4つの視点	27
基本方針1 ライフステージに沿った相談・支援体制の充実	28
(1) 身近に相談できる場の充実	28
(2) 子育て支援の充実	30
(3) 高齢者の相談・見守りの充実	32
(4) 生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実	34
基本方針2 安心の生活環境の維持	36
(1) 地域包括ケアの体制づくり	36

(2) 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進（備前市成年後見制度利用促進基本計画）	38
(3) 再犯防止等の推進（備前市再犯防止推進計画）	40
(4) 防災・防犯活動の充実.....	42
(5) 快適かつ自立を目指した住環境の整備	44
基本方針3 地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり.....	46
(1) 生涯学習の推進と地域を担う人材の育成.....	46
(2) 住民参加の推進とネットワークづくり	48

第6章 計画の進行管理

1. 進行管理の体制.....	50
2. 進行管理の手法	50

資料編

• 備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経緯.....	51
• 備前市地域福祉計画策定委員会条例.....	52
• 備前市地域福祉計画策定庁内連絡会議設置規程	54
• 備前市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱	55
• 策定委員会 委員名簿.....	57
• アンケート分析結果・アンケート調査票.....	58
• 社会福祉法（抄）	92
• 用語解説	96

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 地域福祉を取り巻く社会情勢

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

しかし、少子高齢・人口減少社会という日本の抱える大きな課題により、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。特に地方においては、若い世代の流出と高齢者世帯の増加により、地域コミュニティのあり方が変化し、地域の活力や福祉力の低下から解決できなくなった課題が増加しています。

一方、複雑化した現代社会において、学校でのいじめ、仕事や人間関係のストレスによる精神疾患の多発、病気や経済的な理由による自殺、子育ての不安やストレスに伴う幼児虐待、介護疲れによる高齢者への虐待等、憂慮する事態も多く発生しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による「新しい生活様式」が様々な活動や人とのかかわりに大きな影響をあたえています。

安心して暮らせる地域を実現するには、環境や社会構造の変化から生じる生活課題を誰がどのように解決すべきか、解決にあたる主体と解決の手法を改めて整理する必要があります。

(2) 「備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直し

2010年6月に施行された社会福祉法では、住民や事業者、行政等、地域で活動するあらゆる人や組織が、生活の拠点である地域に根差して支え合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活を送れるような地域社会を目指す、「地域福祉の推進」が基本理念の一つとして明確に掲げられました。そして、生活者起点による地域福祉の推進を図るために、同法第107条に市町村地域福祉計画が位置づけられています。

また、「地域福祉活動計画」は、市町村地域福祉計画と連携しながら、住民参加による地域の支え合いを実現していくために、地域住民や各種団体が主体的に参加して策定する民間の活動計画で、全国の市町村では「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」(社会福祉法第109条)である社会福祉協議会が中心となって策定されています。

備前市では、市民、社会福祉協議会、関係機関、行政が協働し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための市と民間の取り組みを「備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、本計画)として一体的に策定し、地域福祉の現状や課題を明らかにした上で、多角的な視点から解決に向けた取り組みを示しています。

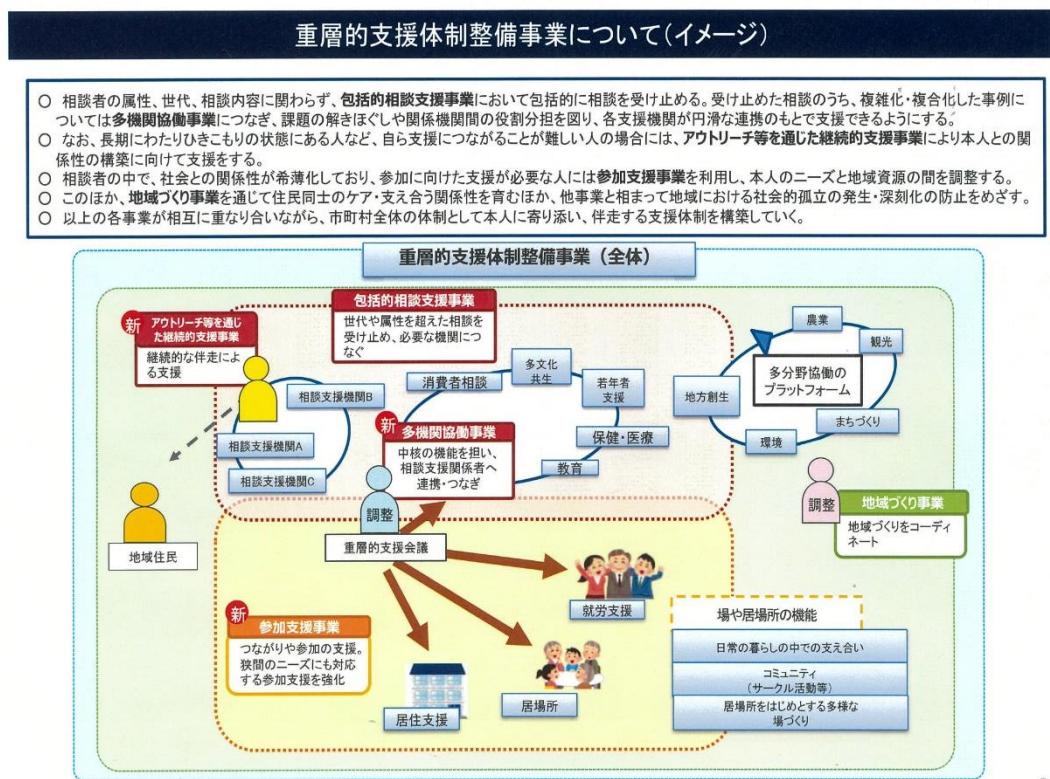
これらを継承し、備前市の実情に応じた「第2期備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

(3) 社会福祉法の改正を踏まえた地域福祉計画策定の視点

2017年6月に公布された改正社会福祉法において、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念が明確化されました。これは、多様化・複雑化する地域福祉へのニーズに対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指すものです。また、法改正に伴い地域福祉計画の策定が市町村の努力義務となるとともに、高齢者、障がい者、子育て等の分野別計画の上位計画として位置づけられました。今後は、これら個別計画を策定する際には、市民の参画や協働による地域課題の解消といった地域福祉の視点が豊富に取り入れられることが期待されます。

さらに市町村は2021年4月から、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を行うことができるとされました。

図表 1-1 重層的支援体制事業



3

資料：厚生労働省

2. 計画の位置づけ

(1) 社会福祉法における位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画です。地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された社会福祉の理念を達成するための方策として策定するものです。

(2) 他計画との関連

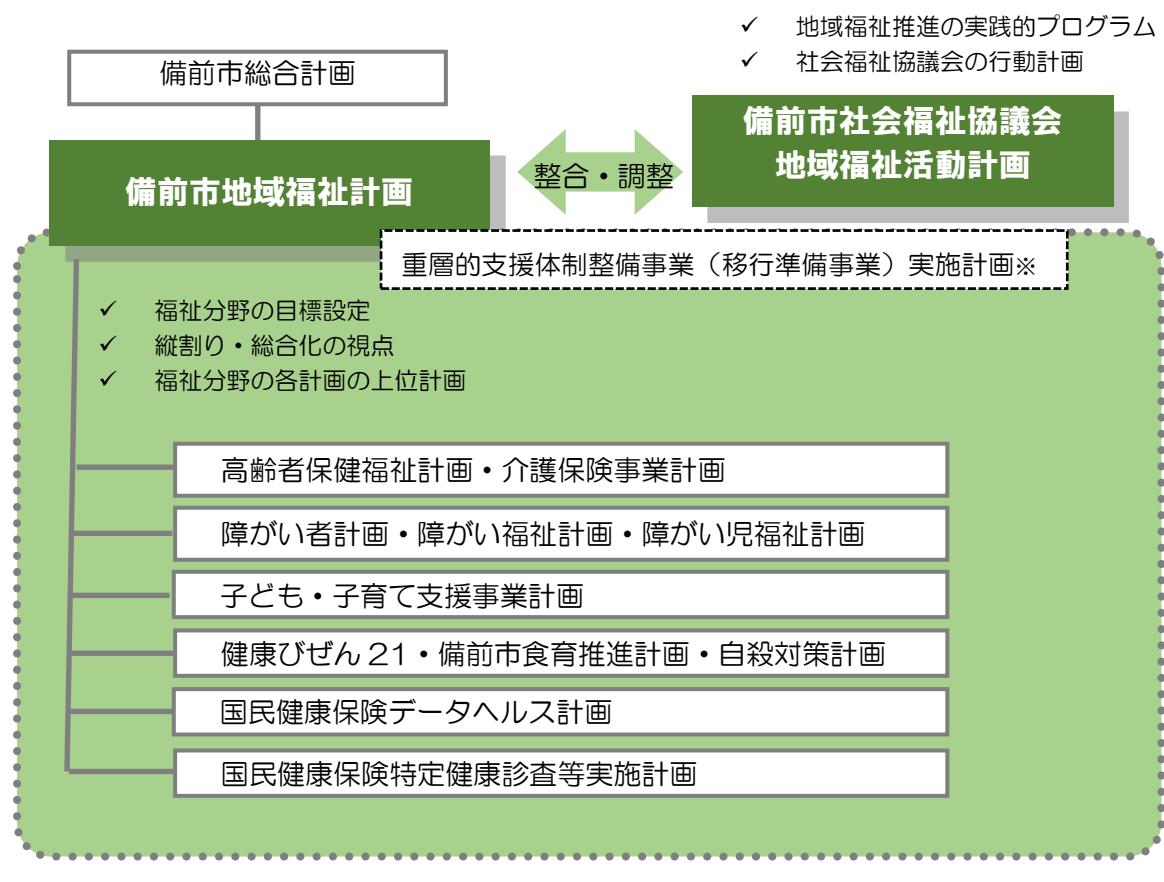
備前市では、持続可能なまちづくりを推進すべく、第3次備前市総合計画を、第2期備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一緒に策定しています。

備前市地域福祉計画は、総合計画に掲げるまちづくりの実現にあたり、高齢者、障がい者、子育て等の分野に共通する地域課題の解消に向けた取り組みを掲げるとともに、これらの分野別計画との調整や整合を図りながら、地域福祉の推進に向けた全庁的な取り組みを目指しています。

さらに、地域福祉の推進に向けて社会福祉協議会が地域住民や各種団体とともに取り組む具体的な行動計画「備前市地域福祉活動計画」との一体的な推進により、さまざまな場面で公と民が協働するまちづくりの実現を目指します。

また、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する内容及び再犯の防止等に関する内容を盛り込んでいます。これらは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」といいます。）第14条に規定する「市町村成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）第8条に規定する「市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）」として位置づけます。

図表 1-2 計画の位置づけ

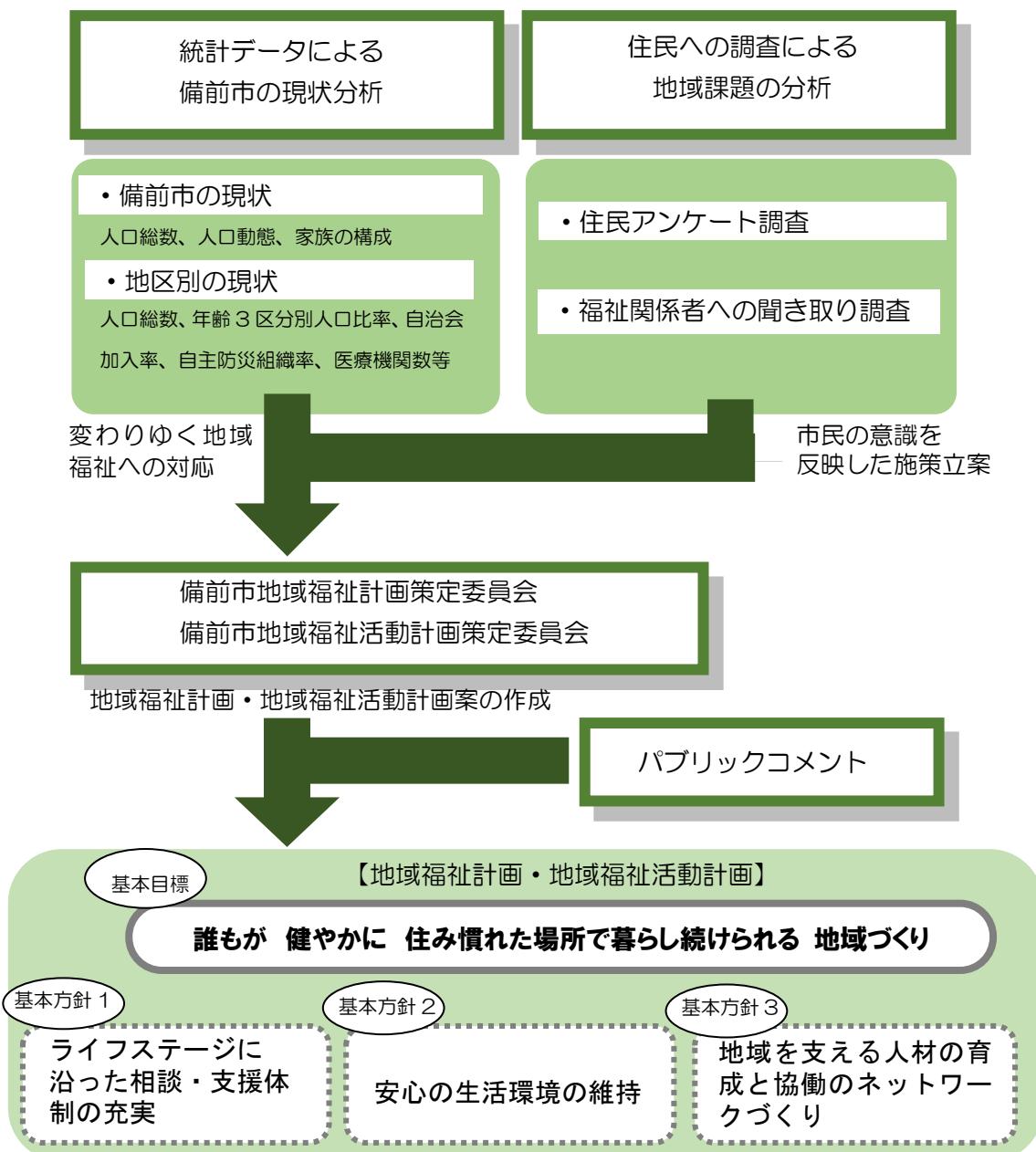


※地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための重層的支援体制整備事業について地域福祉計画に定める「地域共生社会」の理念に基づき「重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施計画」をひとつの手法として作成します。

3. 計画の策定手法

計画の策定にあたっては、備前市の地域福祉を取り巻く環境や住民アンケート、福祉関係者への聞き取り調査から地域の現状と課題を洗い出し、有識者や福祉関連団体等からなる備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会において計画案を検討し、住民からのパブリックコメントによる意見を反映しました。

図表 1-3 計画策定手法イメージ



4. 計画の対象期間

本計画の期間は、2023 年度から 2027 年度の 5 年間としています。

図表 1-4 地域福祉計画とその他の計画の期間

	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027									
備前市総合計画	第2次 (2013年～2020年)	第3次前期 (2021年～2024年)				第3次後期 (2025年～)												
備前市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第1期 (2018年～2022年)			第2期〈本計画〉 (2023年～2027年)														
備前市高齢者保健福祉 計画 ・介護保険事業計画	第7期 (2018年～2020年)	第8期 (2021年～2023年)			第9期 (2024年～2026年)		第10期 (2027年～)											
備 前 市 障 が い 者 計 画	障がい者計画	第3期 (2018年～2023年)			第4期 (2024年～2029年)													
	障がい福祉計画	第5期 (2018年～2020年)	第6期 (2021年～2023年)			第7期 (2024年～2026年)		第8期 (2027年～)										
	障がい児福祉計 画	第1期 (2018年～2020年)	第2期 (2021年～2023年)			第3期 (2024年～2026年)		第4期 (2027年～)										
備前市子ども・子育て 支援事業計画	第1期 (～2019年)	第2期 (2020年～2024年)				第3期 (2025年～)												
健康びぜん21・食育 推進計画 備前市自殺対策計画	第2次（2018年度中間評価・改定） (2014年～2023年) 自殺対策計画策定（2018年から）					第3次 (2024年～)												
備前市国民健康保険特 定健康診査等実施計画	第3期 (2018年～2023年)					第4期 (2024年～)												
備前市国民健康保険 データヘルス計画	第2期 (2018年～2023年)					第3期 (2024年～)												

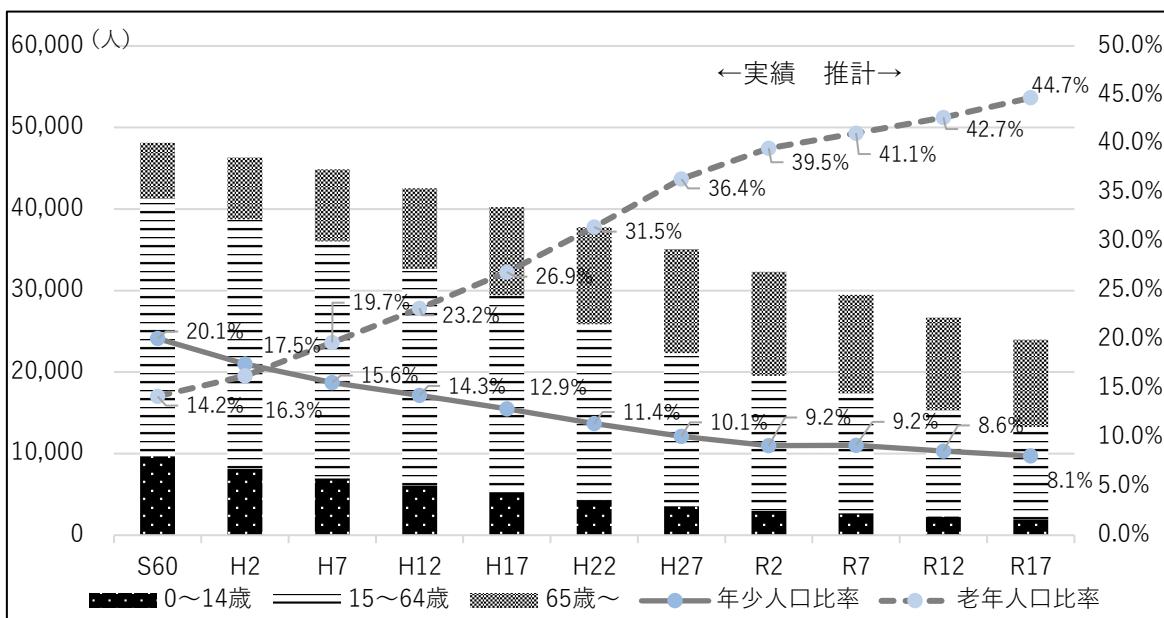
第2章 統計からみる備前市の現状

1. 備前市の現状

(1) 人口総数

本市の人口は、いずれの年齢層においても減少傾向にあります。64歳以下の人口割合は年々減少していますが、反対に65歳以上の人口割合は増加しています。

図表2-1 人口

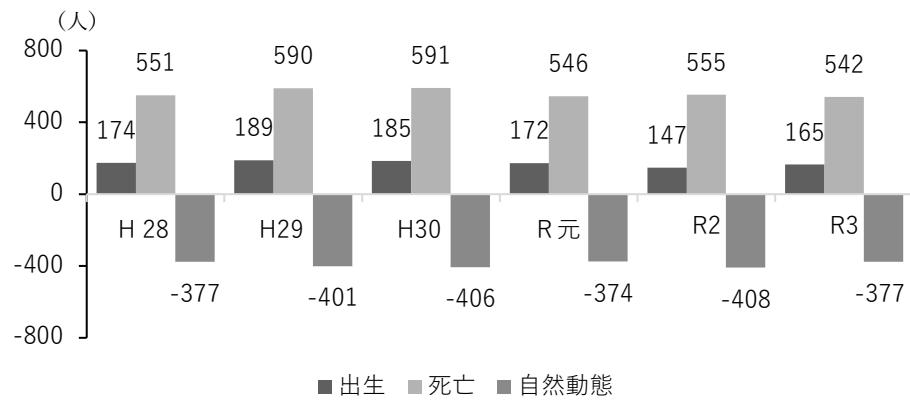


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

(2) 人口動態

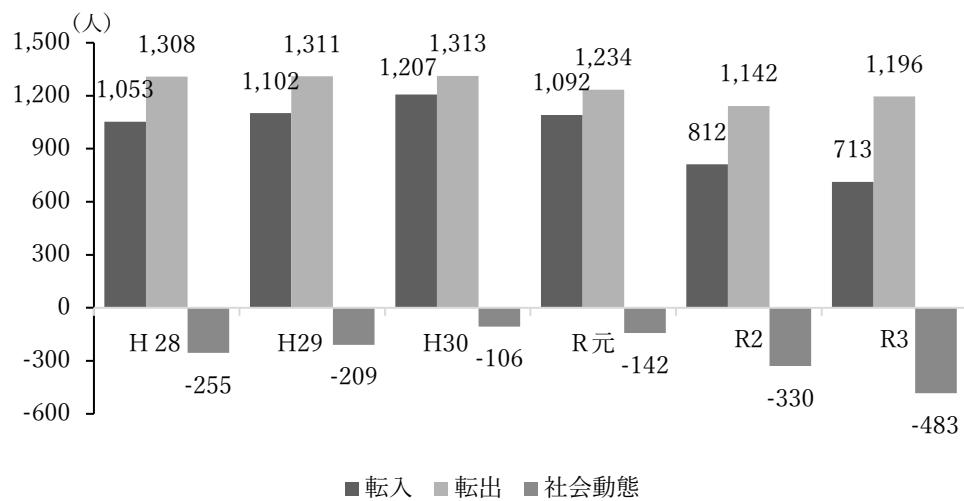
人口動態の推移は、自然動態（出生・死亡）は、死亡者数が出生者数を上回っており、年平均で約390人減少しています。また、社会動態（転入・転出）は、転出者数が転入者数を上回っています。令和2年、3年は300人を超えて減少しており、これについては外国人技能実習生の転入が減少したことが要因と推測されます。

図表 2-2 自然動態（出生・死亡）



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

図表 2-3 社会動態（転入・転出）



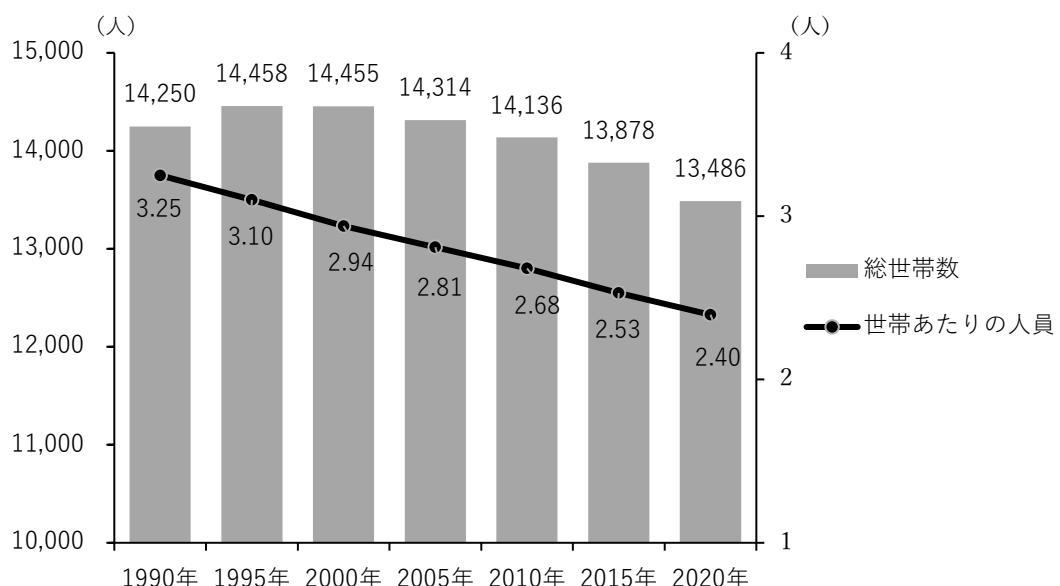
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(3) 家族の構成

備前市の世帯数は、2000年をピークに減少が続いている。また、世帯当たりの人員も減少が続き、1990年以降の30年間で0.85人減少しています。世帯構成では、核家族が最も割合が高く、次いで単独世帯が多くなっています。

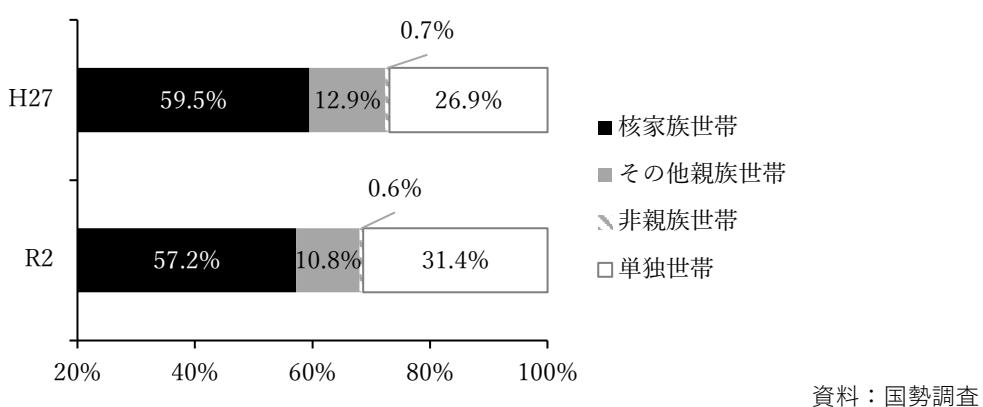
また、高齢単身世帯数及び高齢夫婦世帯数は増加傾向で推移しており、令和2年度は4742世帯となっています。高齢者のみの世帯は5年前に比べて2.2ポイント増加しています。

図表2-4 世帯数



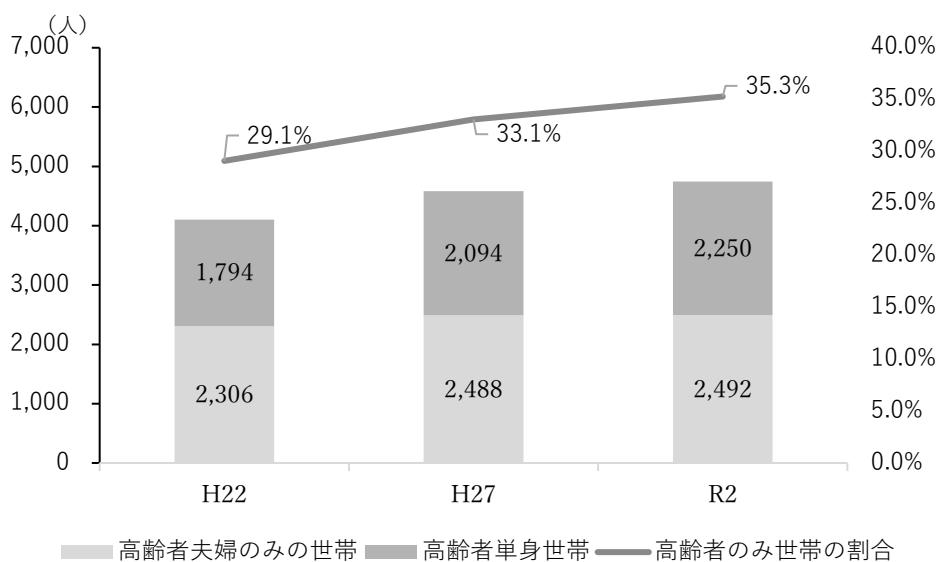
資料：国勢調査

図表2-5 世帯構成比率の推移



資料：国勢調査

図表 2-6 高齢者世帯の状況

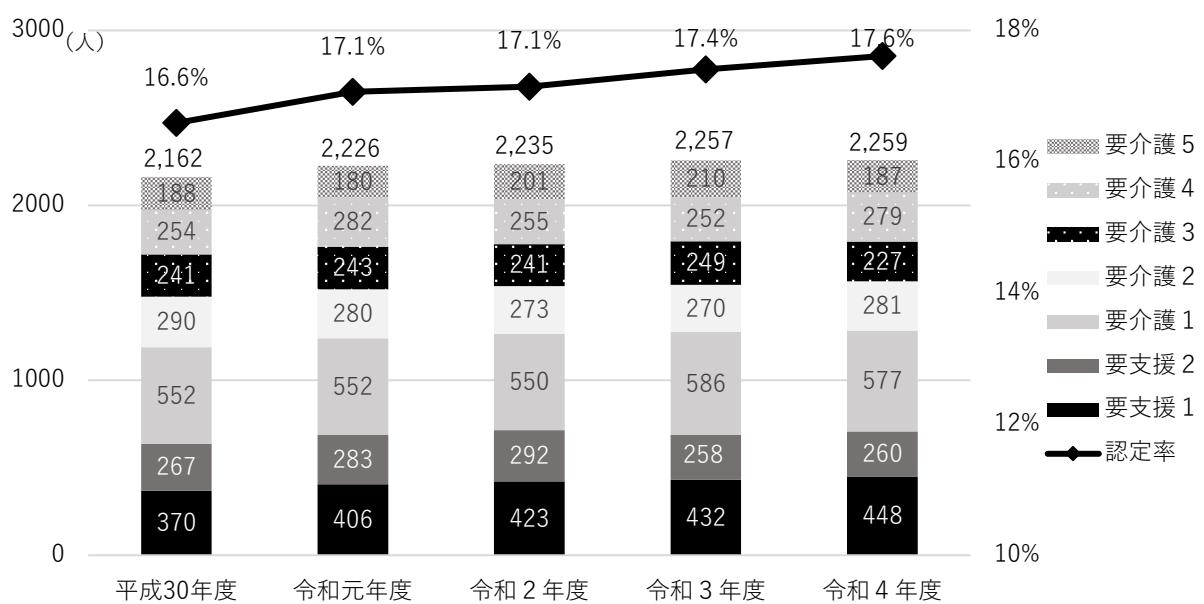


資料：国勢調査

(4) 要介護認定者

備前市の 65 歳以上の高齢者は増加していますが、要介護認定者数は近年ほぼ横ばいで推移しています。このため、近年の認定率もほぼ横ばいとなっています。

図表 2-7 要介護認定者

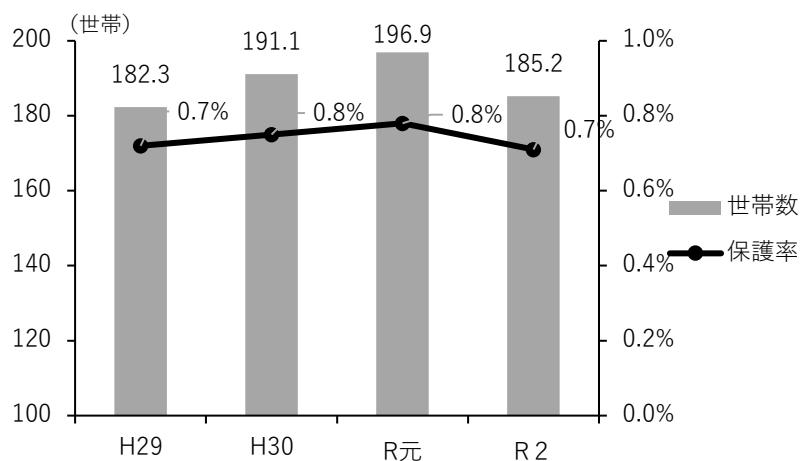


資料：介護福祉課（各年度末）

(5) 生活保護及び就学援助

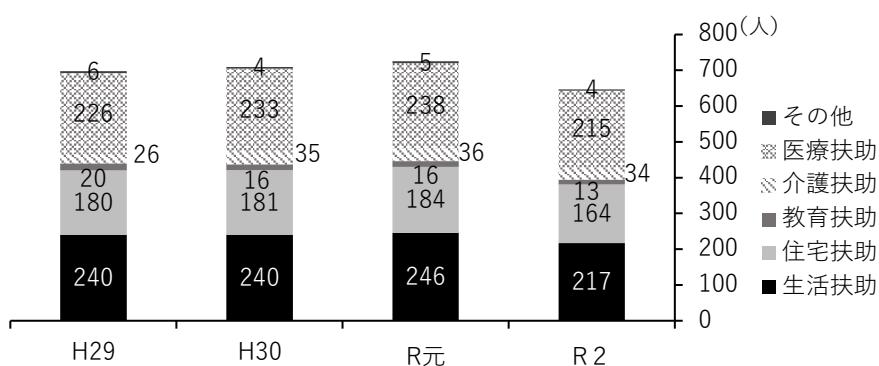
備前市の生活保護世帯数は、令和元年までは微増、令和2年度は微減、保護率0.7～0.8%の水準となっています。扶助別生活保護受給者では、令和2年度はすべての扶助で受給者数が減少したものの、ほぼ横ばい傾向です。世帯類型別では、近年、高齢者の類型の割合が増加しています。また、就学援助を受けている児童生徒の割合は、全国及び岡山県に比べて低いものの、10人に1人以上が該当しています。

図表2-8 生活保護世帯と保護率



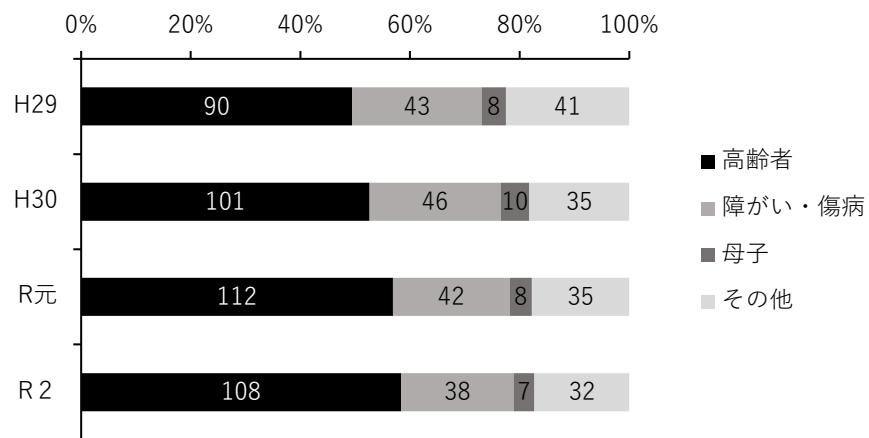
資料：福祉事務所（年度月平均値）

図表2-9 扶助別生活保護受給者数



資料：福祉事務所（年度月平均値）

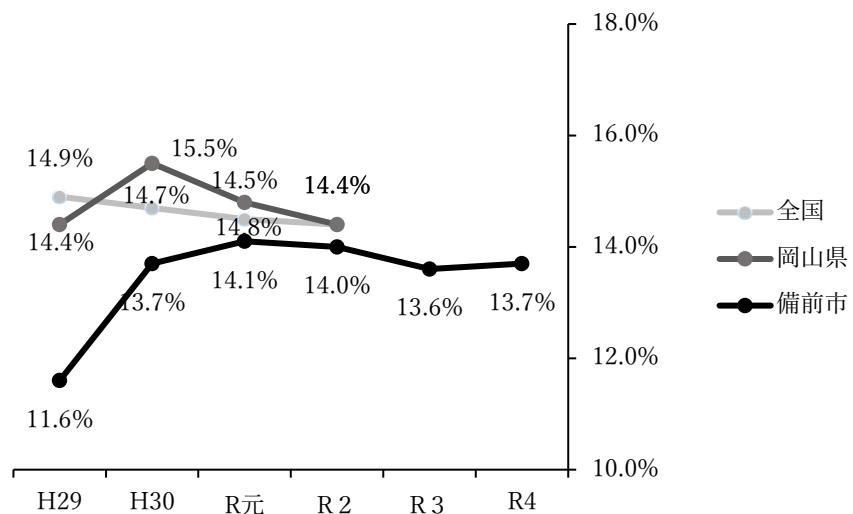
図表 2-10 世帯類型別生活保護世帯数



資料：福祉事務所（年度月平均値）

※数値は世帯数

図表 2-11 就学援助率



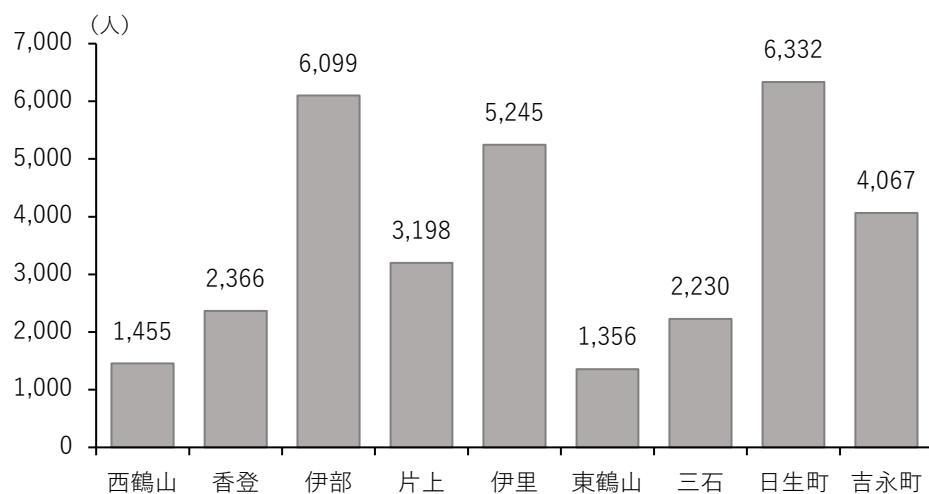
資料：教育総務課/文部科学省（各年 7 月 1 日）

2. 地区別の現状

(1) 人口総数

日生町、伊部、伊里地区以外は5千人以下、特に西鶴山、東鶴山地区は千人台と少なくなっています。

図表 2-12 人口総数

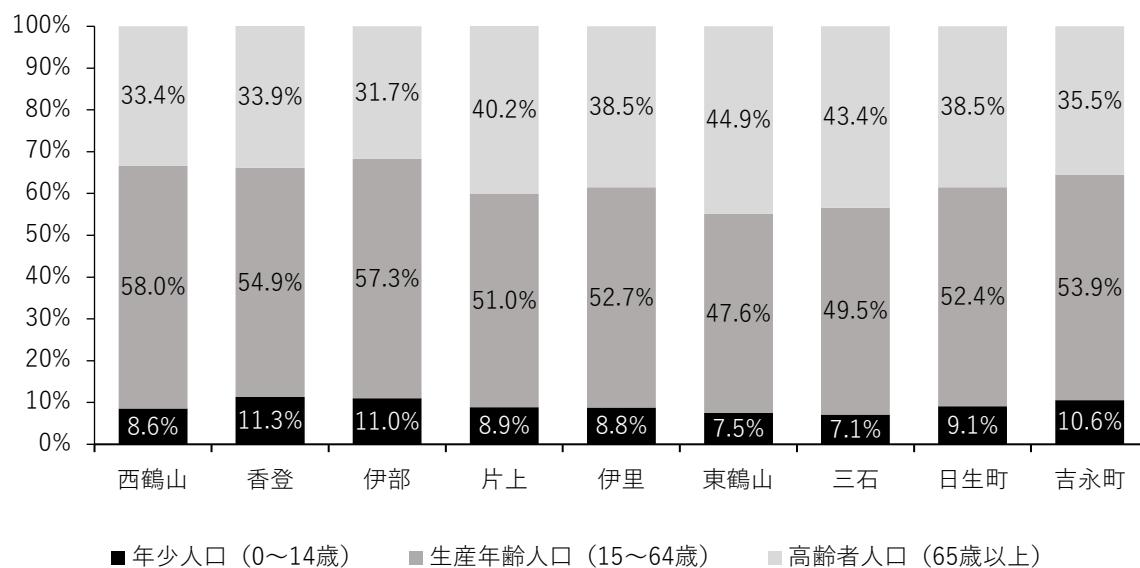


資料：住民基本台帳（2022年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口比率

東鶴山地区は高齢者人口比率が44.9%と市内で最も高く、同時に生産年齢人口比率が47.6%と最も低くなっています。また、年少人口比率が最も高いのは香登地区の11.3%、最も低いのは三石地区の7.1%となっています。

図表2-13 年齢3区分別人口比率

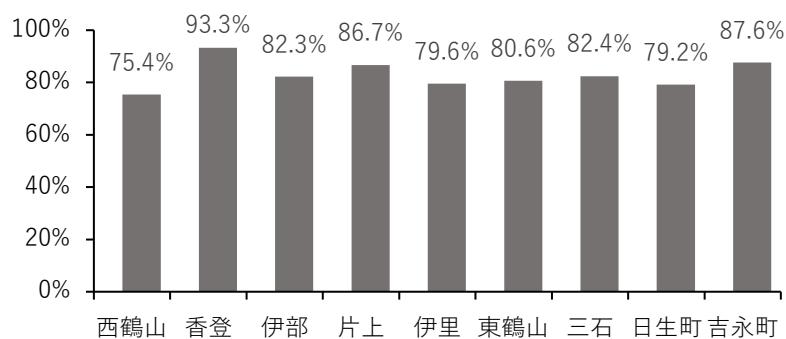


資料：住民基本台帳（2022年4月1日現在）

(3) 自治会加入率

自治会加入率は、全地区で75%を超えていると推定されます。

図表2-14 自治会加入率

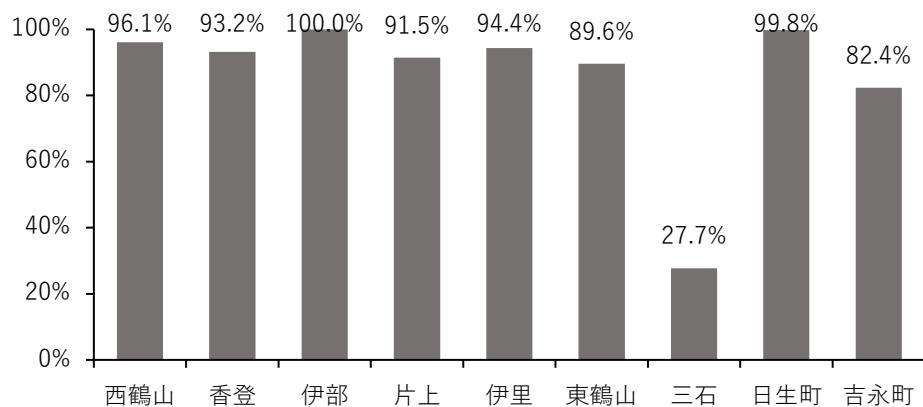


資料：地区別自治会加入率（推定）＝広報紙配布数/世帯数（2022年4月現在）

(4) 自主防災組織率

自主防災組織率は、三石地区では27.7%と低く、その他の地区では80%以上と高くなっています。

図表2-15 自主防災組織率

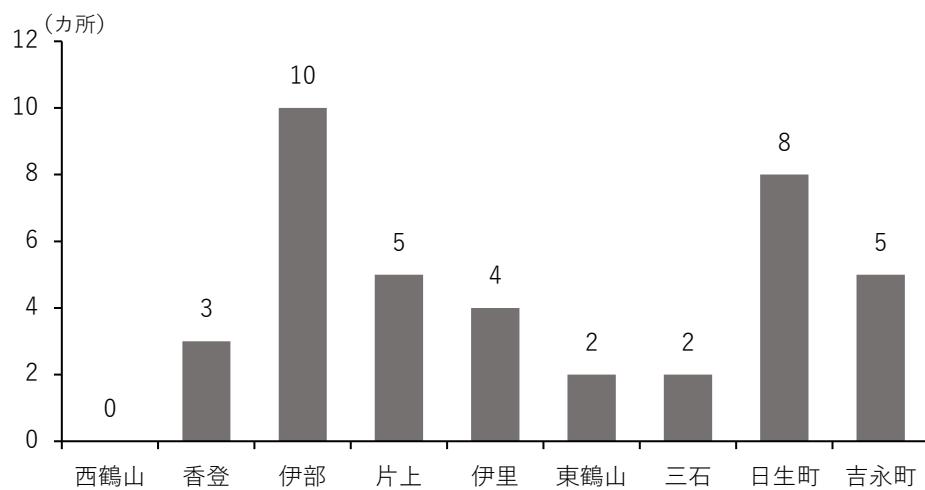


資料：組織率 = 組織の活動範囲の世帯数/管内世帯数（2022年4月現在）

(5) 医療機関数

医療機関数は、伊部地区、日生町等人口の多い地区で多くなっています。

図表2-16 医療機関数



資料：介護福祉課

※医療機関には、病院、診療所、歯科診療所を含んでいます。

第3章 地域福祉を取り巻く現状と課題

～現状と課題の分析について～

本計画の策定にあたって、住民の意見や意識、福祉関係者へ調査を実施しました。

◎実施した調査

① 地域福祉に関する住民アンケート

実施時期：2022年5月

対象者：市内に居住する18歳以上の市民

回収率：39.8%（回収数995件／配布数2,500件）

② 福祉関係者へのヒアリング調査（備前市社会福祉協議会主催）

実施時期：2022年5月～7月

対象：市内各種9団体

質問内容：①備前市の福祉の課題について

②①への取り組み

③その他



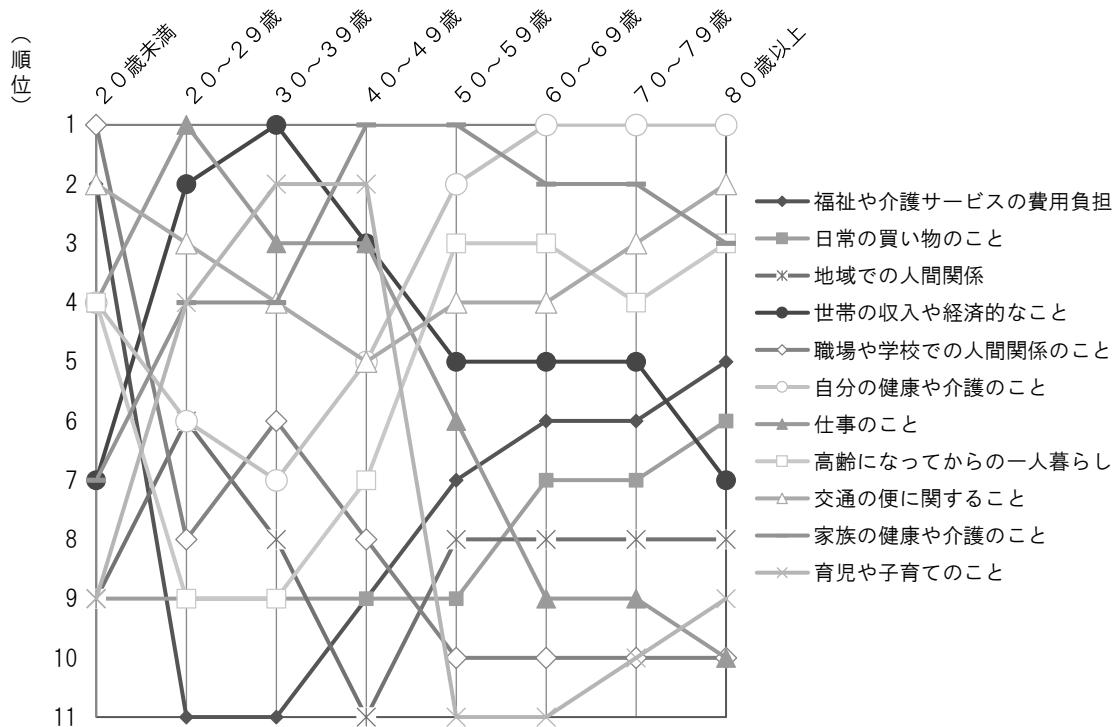
地域課題1．世代や置かれた環境による様々な不安や悩み

住民アンケートでは、20代から30代で世帯収入や仕事、育児や子育てに関する不安や悩みがあるとの回答が上位にあり、これらの課題を複合的に抱えながら生活している現実があるものと考えられます。一方、60代から70代では、自分や家族の健康や介護、高齢になってからの一人暮らし等に不安のあるとの回答が上位となっていきます。

また、交通の便に関することについての不安は、世代を問わず上位の回答となっています。

福祉関係者へのヒアリング調査においても、子育て家庭の不安や、一人暮らし等の不安の解消が求められています。

図表3-1 日常生活で感じている不安や悩みの年代別順位



『地域福祉に関する住民アンケート』より

地域課題2. 生活環境に対する不安

アンケートでは、日常の買い物の不安や悩みが高齢ほど上位になっています。一方、交通の便に関する悩みは、高齢者だけでなく20代以下でも上位の回答となっていることから、市内外への通勤、通学する若者にとっても切実な課題であることが分かりました。福祉関係者へのヒアリングにおいても、通院や買い物など移動手段の不安の声が多くありました。

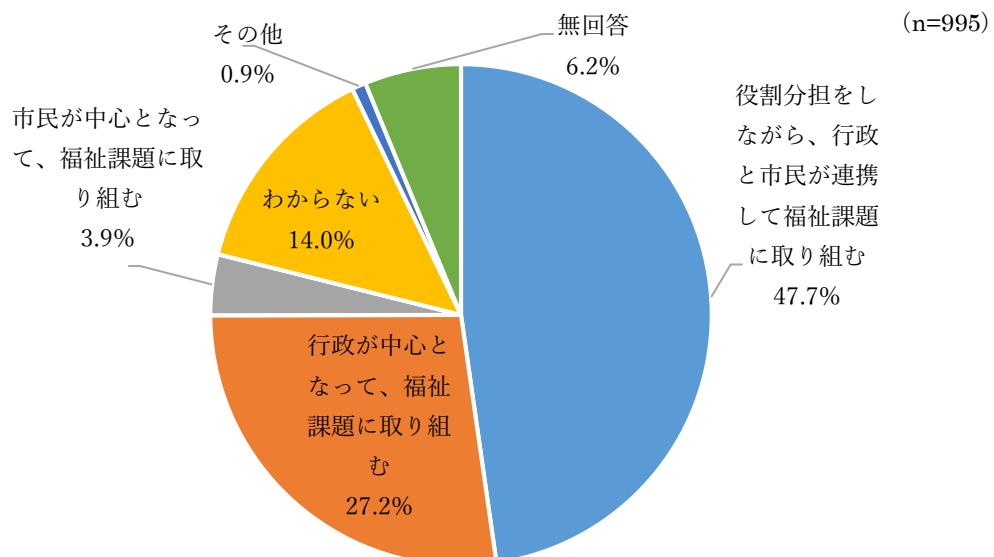
また、「災害時に住民が支え合うことのできる関係づくりに必要なこと」として半数を超える人が「支援の必要な人の居所が分かる地図を作成すること」を選択しており、それぞれの地域で実情に応じた細やかな体制づくりが求められています。

地域課題3. 人材不足と地域力の低下

住民アンケート調査では、今後の行政と市民の関係のあり方について、47.7%の方が「役割分担をしながら行政と市民が連携して福祉課題に取り組む」と回答しており、今後は行政や関係団体があらゆる場面で高齢者や障がい者の枠を越えた協働のきっかけづくりを進め、住民参加の機運を高めていく必要があります。

また、福祉関係者へのヒアリングでは福祉サービス施設の不足や、行政・社会福祉協議会・各団体との連携が求められています。

図表3-2 行政と地域住民の関係について



『地域福祉に関する住民アンケート』より

第1期計画の評価検証

第1期計画の各施策の事業について、以下のとおり評価を実施しました。各取り組みを5段階で評価した件数を表示しています。また、平均については各事業の評価を点数化して算出しています。(4:達成できた。3:概ね達成できた。2:一部達成できた。1:未達成。○:実施無し。)

【4つの視点別】

	未実施	未達成	一部達成	概ね達成	達成	総計	平均
意欲や行動を引き出す事業			2	8	13	23	3.5
組織や団体を支援する事業	2	2	6	10	21	41	3.1
支え合いの気持ちを育む事業	3	2	11	7	10	33	2.6
制度や環境を整える事業	1		1	9	16	27	3.4
総計	6	4	20	33	60	124	3.1

【方針別】

	未実施	未達成	一部達成	概ね達成	達成	総計	平均
ライフステージに沿った相談・支援体制の充実	2	1	9	13	33	58	3.3
(1) 身近に相談できる場の充実	1	1	2	2	7	13	3.0
(2) 子育て支援の充実			5	1	14	20	3.5
(3) 高齢者の相談・見守りの充実	1		1	7	8	17	3.2
(4) 生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実			1	3	4	8	3.4
安心の生活環境の維持	3	2	8	11	12	36	2.8
(1) 地域包括ケアの体制づくり			2	5	4	11	3.2
(2) 防災・防犯活動の充実	3		5	2		10	1.6
(3) 快適かつ自立を目指した住環境の整備		2	1	4	8	15	3.2
地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり	1	1	3	10	15	30	3.2
(1) 生涯学習の推進と地域を担う人材育成			1	6	9	16	3.5
(2) 住民参加の推進とネットワークづくり	1	1	2	4	6	14	2.9
総計	6	4	20	34	60	124	3.1

令和3年度末時点

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本目標

誰もが 健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり

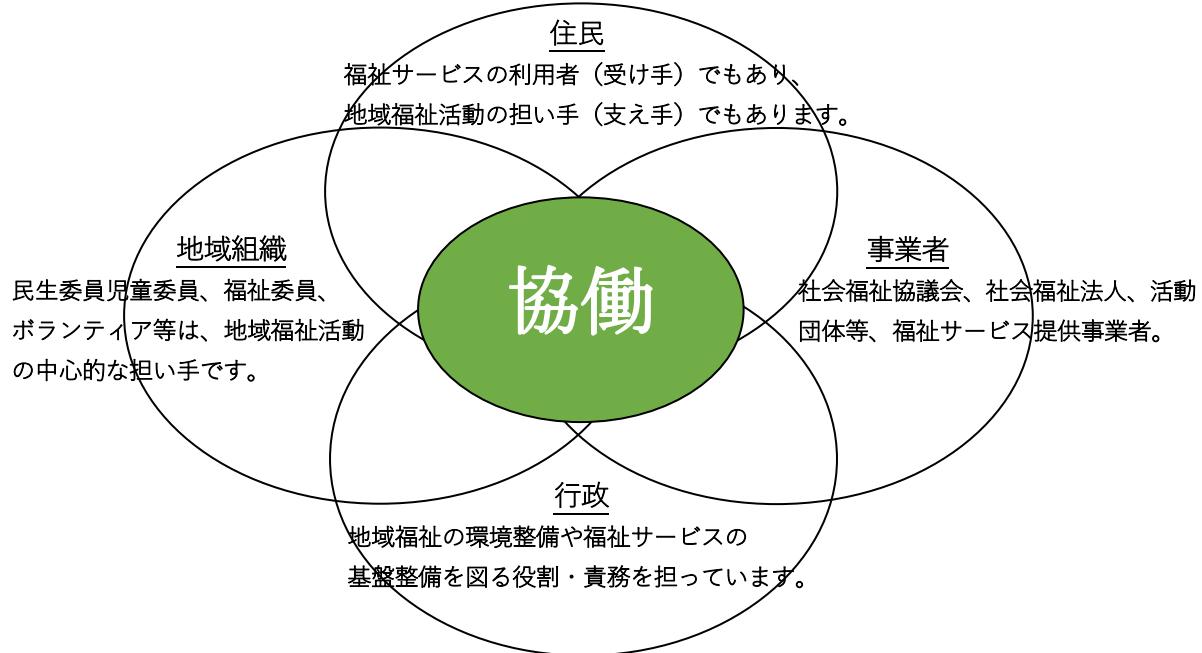
市民一人ひとりが抱える課題は、経済的事情や家庭環境を背景に多様な分野に渡ります。地域の生活課題も健康・介護・育児・障がい・孤立・防犯等多種多様です。

こうした様々な課題を1人で抱え込みます、地域の住民や組織、事業者、行政等が知恵や力を出し合って解決策を実施することや、表面化していない潜在的な福祉ニーズを把握して組織的に対応することのできる仕組みが求められています。特に、地域活動の主体がますます高齢化している本市においては、地域住民が福祉の「受け手側」と「支え手側」に分かれることなく、皆が役割を持ち対等な関係で支え合いながら活躍できる社会「地域共生社会」を実現する必要があります。

こうした仕組みを作り上げていくには、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動に携わる人たち、さらに行行政が一体となり、誰もが地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」の問題として捉え、それぞれの役割を果たしながら解決に必要な地域力を高めていくことが重要です。

地域共生社会の実現を通して、本市に暮らす誰もが、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる「誰もが 健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり」を進めていきます。

図表 4-1 地域福祉を推進する協働のイメージ



2. 基本方針

基本目標である「誰もが 健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり」を実現するため、備前市、備前市社会福祉協議会、地域住民、事業者が以下に示した3つの柱を基本方針として推進します。

これら3つの基本方針は地域課題の解決を目的として策定された前期計画を継承しています。

基本方針1 ライフステージに沿った相談・支援体制の充実

今回実施した住民アンケートでは、日常生活で感じている不安や悩みは年代別にはつきりと異なる結果が示されました。近年の情報ツールやソーシャルメディアの進化により、新たな価値観が生まれ、それに伴い住民ニーズは多様化、複雑化を続けています。相談対応から課題やニーズの本質を捉えるためにも、相談を受ける側に新たな知識や技能の習得が必要になっています。

健康・介護・育児・障がい・経済的困窮等の生活課題を抱えた世帯においては、周囲の気付きや支援が早ければ犯罪や虐待、孤独死等未然に防ぐことができたと考えられる事件が全国に何例もあります。このため、日常の見守りから変化の前兆を早期に発見し、専門機関へ確実につなぐ体制づくりが求められています。

(1) 身近に相談できる場の充実

市民の抱える不安は、子育てや家計、健康等さまざまなもので、相談支援にはライフステージに沿ったきめ細やかな対応が必要です。また、住み慣れた地域で暮らすためには、気軽に相談できる人や場所が身近にある環境が重要です。

現在の制度やサービスだけでは解決できない課題も増えていることから、支援を必要とする人がどこに相談したらよいか、どのような支援が受けられるのかを容易に理解できる工夫が必要です。さらに、住民の悩みを身近に「丸ごと」受け止める包括的な相談支援体制の構築も求められています。

(2) 子育て支援の充実

地域のつながりが希薄化する中、女性の社会進出や核家族化が進んだことにより、子育てに関する保護者のニーズは多様化しています。一方、これまで家庭や地域が担ってきた基本的な生活習慣や社会性等育む機能が低下していることから、保護者の仕事と家庭とのバランスをどのように保つべきか、地域で子どもを守り育てる環境をどのように維持すべきかが課題となっています。

(3) 高齢者の相談・見守りの充実

一人ひとりの高齢者には、これまでに培った価値観や生活様式があり、身体機能や健康状態も個人差があるため、そのニーズはますます多様化、複雑化しています。生活課題を抱えた高齢者の増加が今後懸念される中、孤立を防ぐための見守りや困りごとを抱えた高齢者への早期の相談対応、課題解決と自立に向けた支援体制の強化が重要になっています。

(4) 生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実

本市の生活保護世帯の内訳を見ると、高齢者世帯とともに稼働年齢層と考えられる「他の世帯」が徐々に増加しています。また、生活保護に至っていないものの生活や就労の課題から経済的に困窮する若者の増加が懸念されます。社会参加や労働意欲の高揚等に向けた伴奏型の支援が望まれるとともに、多様な就業形態を望む若者の受け入れに関して企業等の理解、協力も必要となります。専門のケースワーカーによる訪問や相談活動のほか、民生委員や医療機関、地域包括支援センター等と連携し、適切な助言や指導、援助が必要です。ハローワーク等と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行っていくとともに、社会的孤立の状態に陥った人に早期に気付き、専門機関につなげられるような地域の見守り体制の充実が求められています。

基本方針2 安心の生活環境の維持

少子化や若者の都市部への流出により、本市では過疎化・高齢化が一段と進行しています。若年世代の減少や自治組織力の低下を踏まえて、災害や犯罪から市民を守るために取り組みを再考、再編する必要があります。全国では高齢化と人口減少により、食料品店やガソリンスタンド、金融機関、医療機関、介護事業所等生活に不可欠な社会資源が維持できなくなるケースが生じており、本市も例外ではありません。また、特に公共交通が不便な地域では、運転免許を返納した高齢者の移動手段をどのように確保するか、その対策が急務となっています。

いつまでも住み慣れた地域で暮らすことのできる社会を構築するため、将来の社会構造を見据えながら、誰もが自立した生活を送るために必要な環境を整備するとともに、地域に住む住民同士の助け合いや支え合いにより、暮らしの不安や悩みを互いに補完し合う取り組みが求められています。

(1) 地域包括ケアの体制づくり

超高齢社会を迎える、ひとり暮らしの高齢者や日常生活に介護を要する高齢者の増加が想定される中、個人の選択を尊重しつつ、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者を地域で支える「地域包括ケア」の仕組みづくりが進められています。さらに、高齢者や障がい者が、これまで培われた知識や能力を発揮しながら、地域社会との関わりを続けていくことで、地域社会の担い手として活躍できるような環境づくりが求められます。

また、増え続ける社会保障費や医療・介護の人材不足が懸念される中、医療や介護を必要とする方へ必要なサービスが行き届く体制が将来にわたって持続できるよう、「地域の医療と介護を守ることへの住民意識の醸成が求められています。

(2) 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進 (備前市成年後見制度利用促進基本計画)

認知症その他原因により判断能力が十分ではない人の増加が見込まれていることや複雑化する社会において本人の権利を守る社会的ニーズが高まっていることから、意思決定支援の実施や財産管理などについて成年後見制度を活用した支援が必要となっています。また、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる共生社会の実現にむけて、中核機関を中心に市民後見人や金融機関など様々な地域資源が関係する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が必要となっています。

(3) 再犯防止等の推進（備前市再犯防止推進計画）

犯罪をした者等の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。このような生きづらさを抱える犯罪をした者等に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法の関係機関による取り組みに加えて、地域社会での孤立することなく、再び社会を構成する一員となることが出来るように、国、地方公共団体、民間団体等が連携して「息の長い」支援を行う必要があります。取り分け、福祉、医療、保健などの各種行政サービスを提供することが可能な基礎自治体である市の役割が極めて重要になってきます。

(4) 防災・防犯活動の充実

2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震による被災地の惨状、2018年には岡山県に戦後最大級の水害をもたらした西日本豪雨など、度重なる集中豪雨による甚大な被害、さらに発生の可能性が高いとされる南海トラフ地震の脅威を伝える報道等から、市民の自然災害への不安と防災に対する関心はますます高まっています。

市民一人ひとりが自分の安全は自分で守るという意識を啓蒙しながら、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者、乳幼児等をもれなく把握し、心身の状態や住まいの状況に応じた個別の支援計画を関係者間で共有する等のきめ細かな取り組みが必要になっています。

また、子どもや高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることなく、安心して暮らせる社会を維持するため、地域住民や関係機関、学校、行政等が協力して地域ぐるみで見守る体制の強化が重要となっています。

(5) 快適かつ自立を目指した住環境の整備

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために、買い物や趣味、学習等自らが定めた目的や目標に応じて行動することのできる環境づくりが不可欠です。このため、公共施設等のバリアフリー化や地域住民の生活動線に沿った利用しやすい公共交通体系の構築を進める必要があります。

また、清潔で快適な生活環境を維持するため、清掃活動、公害や不法投棄の防止、有害鳥獣の対策等に地域住民や関係機関、行政が一体となって取り組む必要があります。

基本方針3 地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり

さまざまな地域課題の解決にあたって、その地域に暮らす人々の参加は欠かせません。住民自身が地域の課題に向き合い、関係機関や行政とともに解決策を熟慮し、合意を形成することにより、課題の本質を捉えた解決策を生み出し、効果的に実践することができます。

また、地域課題の解決に必要な能力を養うための社会教育の推進や、地域住民を含むすべての関係者が、地域の課題を「他人事」でなく「我が事」として捉える意識の醸成は極めて重要です。このような意識の高い住民が活動のネットワークを形成することにより、さらに強固な支え合いの基盤の形成が期待されています。高齢化が進む本市では、すでに多くの高齢者が地域で主体的に活動していることから、今後は高齢者だけではなく他の世代や障がいのある方を交えて、住民同士の活発な交流や支え合いの意識の高いコミュニティづくりを支援していく必要があります。

さらに、支え合いの意識の高い人材が地域の担い手やリーダーとして活躍できる環境を整えるため、協力・連携機関となるボランティア、NPO法人、その他の関係団体、そして行政が組織の資質を高め、相互のネットワークを強化し、いつでも連携、協働できる体制を整備することが必要です。また、連携や協働の分野も福祉、介護、医療にとどまらず、教育、環境、農林水産等さまざまな業種や職種が交流し、知恵と力を結集することで、地域経済の活性化と地域課題の解決が同時に図られるような、新たな取り組みにも期待ができます。このため、異業種間の調整や関係機関と担い手とをつなぐ「コーディネーター」の役割が大変重要となります。

(1) 生涯学習の推進と地域を担う人材の育成

暮らしやすい地域を実現するためには、そこに暮らす市民が「生活のしづらさ」の原因となる課題を洗い出し、最善の解決策を互いに話し合う場が必要です。このようなまちづくりへの参加を通じて人材を育成する生涯学習プログラムを策定する取り組みが重視されています。また、地域を支えるリーダーや協力者の掘り起こしのため、生活支援コーディネーターの養成と活躍が期待されています。

(2) 住民参加の推進とネットワークづくり

自身の暮らす地域課題を分析し、解決策の検討から実施までの各プロセスに多くの市民が積極的に参加することで市民満足度の向上が期待されます。また、このような住民同士の交流を通じてコミュニティ活動やボランティア活動が活性化し、活動のネットワークが「点」から「線」、「線」から「面」へとその密度を高めることにより、強固な支え合いの基盤の構築が期待されます。

3. 計画の体系

基本目標

誰もが 健やかに 住み慣れた場所で暮らし続けられる 地域づくり

基本方針

1. ライフステージに沿った 相談・支援体制の充実

基本施策

- (1) 身近に相談できる場の充実
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 高齢者の相談・見守りの充実
- (4) 生活困窮や社会的孤立の克服
に向けた支援の充実

2. 安心の生活環境の維持

- (1) 地域包括ケアの体制づくり
- (2) 成年後見制度利用促進による権利擁護
の推進（備前市成年後見制度利用促進基本計画）
- (3) 再犯防止等の推進
（備前市再犯防止推進計画）
- (4) 防災・防犯活動の充実
- (5) 快適かつ自立を目指した住環境の整備

3. 地域を支える人材の育成と 協働のネットワークづくり

- (1) 生涯学習の推進と
地域を担う人材の育成
- (2) 住民参加の推進と
ネットワークづくり

第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画 ～施策における4つの視点～

地域福祉の推進にあたっては、地域住民が福祉の「受け手側」と「支え手側」に分かれることなく、対等な関係で支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、各種事業を引き続き展開していきます。

地域の支え合いの関係を強化するには、支援を受けながら生活している高齢者や障がい者が、これまでの経験を活かした分野で「支え手側」として活躍できるような働きかけや環境づくりが必要です。このような観点から、今後の地域福祉に関する施策は、「地域共生社会」の理念に基づき、多方面からもれなく重層的に事業を展開する必要があります。

本計画では、課題解決に向けて各施策の中で取り組む事業を下記の1～4の4つの視点から整理しました。これにより、それぞれの事業を担当する部署や団体が集まり、共通課題への対応策が協議しやすくなるとともに、節目ごとに取り組みの達成度を評価する際、住民ニーズの視点から各事業の効果を検証しやすくなります。

1. 意欲や行動を引き出す事業

支援の必要な人へ直接働きかけることで、本人の意欲や行動を引き出すタイプの事業。

2. 組織や団体を支援する事業

支援の必要な人を援助する団体や組織に働きかけることで、支援する力を強化するタイプの事業。

3. 支え合いの気持ちを育む事業

支え合いや助け合いの機運を高めることで、支援の必要な人に対する住民の自発的な行動を引き出すタイプの事業。

4. 制度や環境を整える事業

支援に必要な制度を創設、運用、活用したり、あるいは施設等の物的な環境を整備したりするタイプの事業。

基本方針1 ライフステージに沿った相談・支援体制の充実

それぞれの年代や生活環境により生じるさまざまな不安や悩みに対して、気軽に相談できる窓口や人材を配置し、課題の解決を図ります。

(1) 身近に相談できる場の充実

住民アンケートからは、相談相手がない不安や人間関係、仕事への不安や悩みを抱える市民の声がありました。市民からの多種多様な相談、複雑な相談に対応できる体制づくりを進めます。

1) 身近な相談窓口の情報を発信する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○「こんなときどこに相談したらよいか」が一目で分かる一覧表やパンフレットを作成・配布し、市民への相談窓口の周知に努めます。 担当課：保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○相談窓口が一目で分かる一覧表をホームページに掲載し、相談事業の広報・周知に努めます。

2) 複合的な相談にも対応できる人材・組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○複雑多様化する課題への相談対応と自立支援のため、関係機関との連携を強化し、組織的に対応します。 ○民生委員児童委員や自治会長等への研修を充実し、知識や技術の習得を支援します。 ○障がい児・障がい者の相談支援体制の強化のため基幹相談支援センターを設置し、相談事業者への専門的な指導助言を行い人材育成につながるよう支援します。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○相談対応の知識充実に向けて、地区社協役員・福祉委員等への研修を実施します。 ○誰でも気軽に相談出来る住民同士の交流の場づくりを推進します。

3) 困りごとを地域の課題として共有する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○抱える問題が深刻化、複雑化しないうちに適切な相談や支援につなげられるよう、住民同士の声かけや交流を大切にします。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○地区社協・福祉委員等への研修で声かけ・見守りを推進し、身近な相談相手となれるよう支援します

4) 最善の支援につなげるための枠組みをつくる

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○市役所相談窓口をワンストップ化するとともに、プライバシーに配慮した相談室を整備する等総合相談機能の充実を図ります。 ○地域課題の解決に向けた一策として、自殺対策計画を策定します。 担当課：保健課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○法律が複雑に関係する相談にも応じられるよう、弁護士や司法書士による相談会を実施します。 ○弁護士・司法書士・各専門職が一同に集まる「なんでも相談会」を実施します。

(2) 子育て支援の充実

住民アンケートでは、20～30代で育児・子育ての不安や悩みを持つ割合が高く、子どもの見守りや教育環境の改善等子育て支援の充実を望む意見もありました。子育て世代が安心して子どもを育てられるよう支援の充実を図ります。

1) 本人や保護者を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○子育てに関する福祉サービスや相談窓口を一覧化し、広報紙やホームページを通じて広く情報提供します。 ○保健師等の専門職が育児や家庭の悩み、児童虐待等に関する相談に対応します。 担当課：保健課、こども家庭課 等

2) 子育て支援に関わる人材・組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○NPOや子育てサークルの活動を支援します。 ○愛育委員による声かけ、見守り活動を支援します。 ○民生委員児童委員による学校と地域の橋渡しとなる活動を支援します。 ○子育て支援拠点施設に配置されている子育てコーディネーターの活動を支援します。 ○子どもの居場所づくりを推進します。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課、こども家庭課 等
社協の取組	○NPO・子育てサークルの活動を支援します。 ○地区社協・ボランティア団体等と連携して多世代の交流を支援し、顔の見える地域づくりを目指します。

3) 地域で子どもを守り育てる活動を支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○愛育委員・栄養委員の協力を受けて地域の母親が推進する健康支援事業を支援します。○関係機関や地域が連携し、地域の実情に応じた居場所づくりを含む学習支援、生活支援等の取り組みを進めます。○登下校時の見守りやあいさつ活動、防犯パトロールの実施等、地域の見守りの活動を支援します。 担当課：保健課、こども家庭課、社会教育課、社会福祉課、市民課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○登下校時の見守り活動・防犯パトロール等の活動を支援します。○福祉委員研修会を実施し、ヤングケアラーなど困難をかかえる家庭を「見つける・知らせる」活動を推進します。

4) 安心して子育てのできる制度や環境を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○乳幼児健診、訪問、育児相談等を実施して母と子の健康維持と子育て支援に努めます。○地域の子育て支援の拠点として子育て支援センター等の活動を充実します。○病児・病後児保育を推進し、子育てと仕事の両立を支援します。○放課後児童クラブの運営により、親の就労支援と児童の健全育成の場を提供します。 担当課：保健課、こども家庭課 等

(3) 高齢者の相談・見守りの充実

住民アンケートにおいて、高齢になって孤立していくことへの不安が多数あげられました。民生委員児童委員や老人クラブ等の組織と連携し、地域ぐるみで高齢者を見守る体制づくりを推進していきます。

1) 本人や家族を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○地域包括支援センターを中心に、社会福祉士や保健師等の専門職がフレイルや介護、高齢者虐待等に関する相談に対応し、適切な支援につなげます。 担当課：介護福祉課 等
社協の取組	○心配ごと相談を毎週開設し、日常の困りごと・他人に言えないこと等の相談に対応します。

2) 高齢者の生活を支援する人材・組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○地域のサロンを運営するボランティアの活動を支援します。 ○民生委員児童委員による一人暮らしの高齢者の見守り活動を支援します。 ○老人クラブ等が行う支え合いの活動を支援します。 担当課：社会福祉課、介護福祉課 等
社協の取組	○日常生活でゴミ出しや電球の交換等ちょっとした手助けを行うボランティアの活動を支援します。 ○地域のサロンを運営するボランティアの活動を支援します。 ○生活支援の担い手の発掘に努め、支援のネットワーク化を進めます。

3) 地域で高齢者を見守る活動を支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○小中学生を対象に、認知症等が理由で支援を必要とする高齢者の実情を周知し、地域での積極的な支援活動への参加を促します。○小さな変化や気づき等民生委員児童委員や地域住民からの情報を収集する体制をつくります。 担当課：介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○「見つける・知らせる」の役割を担う福祉委員の設置を市内全域に推進します。○地区社協やボランティア団体等と協力し、友愛訪問活動や世代間交流の場づくりを支援します。

4) 孤立を防ぐ制度や環境を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○万が一に備えて救急医療情報キットの普及と情報更新に努めます。 担当課：介護福祉課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域サロン立ち上げの契機として高齢者憩いの場事業の積極的な活用を促し、閉じこもり防止につながる活動を支援します。



(4) 生活困窮や社会的孤立の克服に向けた支援の充実

2015年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」を受けて、生活保護には至らなくとも経済的に困窮している方を対象に、就労、健康、家族等のさまざまな課題を包括的に受け止めながら自立に向けた支援を行う取り組みが始まっています。備前市においても専門の支援員が生活と就労に関する相談に対応する窓口を設置するとともに、就職活動を支えるための家賃費用を期限付きで給付する取り組み等を実施しています。

今後も関係機関と連携しながら、生活困窮や社会的孤立から早期に脱却するための支援体制の充実を進めています。

1) 自立に向けて本人を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を推進し、早期就労を図ります。 ○ひとり親家庭については、就職に有利な資格や技能取得に向けての支援を行います。 担当課：社会福祉課、こども家庭課 等

2) 支援する組織や団体の活動を応援する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○経済的困窮や社会的孤立は地域の課題として、自治会・町内会や民生委員児童委員等による日常的な見守りを推進します。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○福祉委員と民生委員児童委員等の連携した声かけ見守りを推進します。

3) 地域で見守り、支援につなげる

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○経済的困窮や社会的孤立の状態に陥った人に早期に気づき、自立に向けて適切な支援が受けられるよう、地域の情報交換や見守り活動の充実等住民主体の助け合いを支援します。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○地区社協・福祉委員等への研修で、声かけ・見守りを推進します。

4) 制度を活用して自立につなげる

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○離職により経済的に困窮し、住宅を喪失した方又は喪失するおそれのある方に、家賃相当分の給付金を有期で支給するとともに、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 ○ひとり親家庭等の生活の安定のため、児童扶養手当の支給や医療費助成等経済的支援を行います。 担当課：社会福祉課、こども家庭課 等
社協の取組	○就労や自立に向けて、生活福祉資金の貸付や日常生活自立支援事業の利用等の相談に対応します。 ○家計について悩みのある方の、家計の立て直しを支援します。

基本方針2 安心の生活環境の維持

高齢化とともに、病気や介護への不安を抱える住民が増えていると考えられます。また、地震、豪雨等の自然災害や特殊詐欺をはじめ、社会的弱者を狙った犯罪からどのように身を守るべきか、対策を求める声が上がっています。

一方、公共交通や買い物の不便さ等、社会資源が住民ニーズに十分応えきれていない課題が「生活しづらい」「自立が阻害されている」といった不満や不安の声となって表出しています。

安心で自立した生活を営むことのできる地域社会に向けて、住民参加のもと関係機関や行政がともに知恵をしぼり、協働することで暮らしの満足度の向上を図ります。

(1) 地域包括ケアの体制づくり

医療や介護を必要とする高齢者は、今後さらに増加する見込みで、認知症や一人暮らしへの不安の声も多く見られます。高齢になっても自信をもって生活できるよう、介護予防や自立支援に取り組むとともに、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスが受けられるよう「地域包括ケア」の体制づくりを進めます。

1) 適切なケアマネジメントにより自立を支援する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	
	<ul style="list-style-type: none">○障がい、介護サービス等の社会資源を一覧化し、パンフレットやホームページを通じて情報を発信します。○健康相談、健康教育を行い、体とこころの健康づくりの普及に努めます。○到達目標を明確にしたうえで、社会資源を有効活用しながら本人の能力を最大限に引き出す自立支援型ケアプランを作成します。 <p>担当課：保健課、介護福祉課、社会福祉課 等</p>

2) 地域包括ケアを支える人材や組織を育成する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域全体の健康増進に貢献する愛育委員・栄養委員の活動を支援します。○医療・介護・福祉のサービスが一体的に提供できる体制を整備するため、専門職や事業所間のネットワークの構築と連携の強化に努めます。○ケアマネジメント力の向上のため、ケアプラン事例検討会や各種研修を通じて介護支援専門員の知識や技術の向上を図ります。 <p>担当課：保健課、介護福祉課 等</p>

3) 地域の医療と介護を守る取り組みを支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○健康で自立した暮らしを支援するため、サロンの啓発と実践、地域単位での健康増進や介護予防の啓発と実践に取り組みます。 <p>担当課：保健課、介護福祉課 等</p>

4) 住み慣れた地域で暮らし続けるための制度や環境を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○市立3病院で連携し、休日・平日夜間についても受け入れ可能な救急医療体制の充実を図ります。 <p>担当課：病院事業 等</p>

(2) 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進 (備前市成年後見制度利用促進基本計画)

地域で権利擁護の支援を必要とする人が、成年後見制度などの適切な支援につながり、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるような体制づくりが求められています。

その為には、成年後見制度などの周知をはじめ、適切な相談支援を行う必要があり、制度を安定的に利用できるよう、地域の権利擁護支援の担い手として市民後見人の養成や専門職後見人の確保が重要と考えます。このような課題に取り組みながら、福祉、司法の専門職や様々な地域の関係機関が、それぞれの役割を果たしながら地域で支え合う仕組みの充実を目指して権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。

1) 成年後見制度に関する広報機能を拡充する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○広報紙や市ホームページなどを活用した幅広い世代への周知を行います。 担当課：社会福祉課 等

2) 成年後見制度に関する相談機能を拡充する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○各相談支援機関の制度理解を促進し、相談対応への強化を行います。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○成年後見制度、日常生活自立支援事業の普及、啓発に努めます。

3) 市民後見人等の養成及び支援をする

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○市民後見人や司法・福祉の専門職等による後見人の担い手の確保に努めます。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○市民後見人情報交換会に参加し、市民後見人と情報交換、認識を共有しながら連携を図ります。

4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に向けた取り組みの実

施

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○各相談支援機関の参加を促進し、中核機関との連携強化に取り組みます。 担当課：社会福祉課 等



(3) 再犯防止等の推進（備前市再犯防止推進計画）

犯罪をした者等の社会復帰への支援を推進することで、再犯を防止し、安全安心な地域社会の実現を目指します。福祉サービスや就労支援、民間協力者への支援など、様々な支援を横断的に実施し、社会からの孤立を防ぎます。

1) 就労及び住居の確保支援をする

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○就労支援の推進・早期就労支援・自立支援金給付等の支援を行います。 ○離職による経済困窮のため住宅喪失の恐れのある方への家賃給付等の支援を行います。 ○協力雇用主の確保や入居の促進並びに入居後の居住支援に取り組む関係機関への支援を行います。 担当課：社会福祉課 等

2) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○更生保護団体への活動支援や市による広報活動を通じた地域の理解の向上を推進します。 担当課：社会福祉課 等

3) 非行防止等の取り組みを推進する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○更生保護団体その他関係機関と連携の上、地域の見守りや担い手の確保への取り組みを推進します。 担当課：社会福祉課 等

4) 保健医療及び福祉サービスの利用を促進する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○地域社会での孤立や排除を防ぎ、必要な医療及び福祉サービスが利用できる体制への支援を行います。 担当課：社会福祉課 等
社協の取組	○生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援事業の利用等の相談対応を行います。

こんなご意見もあります！



※住民アンケート「地域に支えられた（助けられた）と感じたのはどんな時でしたか。」の問には次のような回答がありました。

- ・義母の介護が必要で、ご近所の方から「いかがですか？」と声かけをしていただけて、気にかけていただけているのだとほっとすることができた。（60歳代 女性）
- ・地域の運営やボランティア活動で多くの方々に支えられている。（60歳代 男性）
- ・地域の方に自分達の子どもをかわいがってもらった。庭仕事で出たごみの片付けを手伝ってもらつた。地域の子ども達の活動で、ボランティアとしてお手伝いしてくださった。（40歳代 女性）
- ・母親が入院したときに近所の方にごはんのおかずをいただきたりして助けられた。（20歳代 男性）

このほかにもたくさんの心温まる回答がありました。支え合いの意識の高いコミュニティづくりが期待できます。

(4) 防災・防犯活動の充実

災害が発生しても地域に暮らす高齢者や障がい者、乳幼児等の安全が確保される体制づくりを推進します。また、地域の安心で安全な暮らしのため、住民や関係機関との協力のもと防犯活動を推進します。

1) 地域の要配慮者や子どもたちを災害・犯罪から守る

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○災害の種類により指定された避難所を広く周知するとともに、看板による避難所の明示や沿岸部の海拔表示を設置します。 ○災害発生時、特に配慮が必要と考えられる市民には、個別の状況に応じた支援計画を策定します。 担当課：危機管理課、介護福祉課、社会福祉課 等

2) 地域の防災・防犯組織の体制を充実する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○避難行動要支援者等の安否確認や避難誘導が円滑に行えるよう、警察署、消防関係、自主防災組織、社会福祉協議会や民生委員児童委員等との協力連携を強化します。 ○大規模災害時には、自衛隊等の受け入れを円滑に行うことができる体制を整備します。 担当課：危機管理課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	○大規模災害の際にボランティアの受け入れを円滑に行うことができる災害ボランティアセンターの体制を整備します。

3) 地域の防災・防犯の意識を高める

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○防災に対する正しい知識を普及するための出前講座を開催し、自主的な防災訓練の実施を呼びかけるとともに、その訓練を支援します。○自主防災組織を中心に緊急時の連絡体制づくりや福祉マップの作成等地域で実施する活動を支援します。○愛育委員による子どもの安全等のための声かけ、見守り活動を支援します。 <p>担当課：危機管理課、市民協働課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等</p>
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○防災に関する講演を開催します。○地域の福祉マップづくりを支援します。

4) 防災、防犯のための制度や設備を強化する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○関係各課が協力して「避難行動要支援者名簿」の情報の更新に務めるとともに、定期的に最新の名簿を警察署、消防関係、自主防災組織、社会福祉協議会や民生委員児童委員等に提供します。○避難行動要支援者が災害時に避難できるよう福祉避難所を確保します。 <p>担当課：危機管理課、保健課、介護福祉課、社会福祉課 等</p>

(5) 快適かつ自立を目指した住環境の整備

住民アンケートや福祉関係者へのヒアリング調査では「交通の不便さ」と「買い物の不便さ」に関する声は数多く寄せられました。また、騒音や臭気等の公害や有害鳥獣による作物被害、危険な空き家の存在等、決して住民ひとりの努力では解決できないこれらの課題に対して、関係機関と行政、さらに住民参加の体制のもとで解決策を協議していきます。

1) 快適かつ自立した生活を支援するための情報を提供する

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○高齢者や障がいのある人が自立した生活ができるよう、住宅改修等バリアフリー化に関する情報を提供します。○市営バス等の路線図から停留所周辺の店舗情報や JR との接続情報が得られるマップを作成します。 担当課：公共交通課、介護福祉課、社会福祉課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○食料品や日用品の宅配を行う店舗、高齢者憩いの場、認知症サロン等の情報を提供します。

2) 快適な住環境の実現に取り組む人材・組織を支援する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○環境衛生指導員をはじめ関係組織とともに地域の美化衛生に努め、市民・企業・行政の協働により公害のない住みよい環境を維持します。○外出支援や買い物支援に取り組む団体の活動を支援します。 担当課：環境課、市民協働課、介護福祉課 等

3) 快適な住環境を維持するための地域活動を支援する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域が自主的に行う清掃活動を支援します。○地域ぐるみによる農地の保全や有害鳥獣から農作物を守るための対策を支援します。 <p>担当課：環境課、介護福祉課、社会福祉課、農政水産課、市民協働課 等</p>
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○移動手段を持たない人の通院支援や買い物支援等、地域で支え合う取り組みを支援します。○運転ボランティアを養成し、ネットワーク化・組織化を支援します。○自力外出が困難な高齢者に付き添い、地域のサロン等への参加を支援する通所付添サポート事業を推進します。

4) 快適な住環境と利用しやすい公共交通の体系を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域の実情や生活動線を分析し、市民の利用しやすい公共交通の体系を整備します。○危険な空き家に対する周辺の生活環境の保全を図る措置を取り、優良な空き家は有効活用を推進します。 <p>担当課：公共交通課、都市計画課 等</p>

基本方針3 地域を支える人材の育成と協働のネットワークづくり

人口減少と高齢化が進む中、住み慣れた地域での暮らしを維持するためには、住民一人ひとりが「他人事」ではなく「我が事」として積極的に地域課題の解決に参加することが重要です。こうした住民の参加意欲を高めるため、さまざまな社会教育を推進するとともに、地域の将来を担うリーダーの育成に努めます。

また、地域のリーダーとともに地域課題の解決に取り組むボランティア、NPO法人、その他の関係団体、行政職員の資質向上と組織間のネットワークの強化を図ります。

(1) 生涯学習の推進と地域を担う人材の育成

住民アンケートの結果では、地域活動の参加をしていないとの回答が4割近くありました。その理由としては、時間やきっかけがないとの回答が半数以上でしたが、なかにはコロナウイルス感染症拡大の影響により参加の機会が失われているという回答も挙げられています。変化する生活環境においても、地域活動への参加や行政への参画につながるよう生涯学習の充実を図ります。また、新たな人材の発掘を通じて女性や高齢者、障がいのある方がもっと活躍できる場を創造し、住民主体の地域力が発揮できる組織・体制づくりを推進します。

1) 生涯学習の基礎期間・多様な学習機会の充実を図る

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域づくりの主体となる人材の育成のため、幼児期から多様な学びを提供します。○地域リーダー等に必要な技能を習得するための学習や講座への参加を支援します。○誰もがいきいきと活動できるまちづくりに向けた生涯学習の充実を図ります。 担当課：保健課、介護福祉課、社会教育課 等
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域の行事等の支え合い活動を、SNS や社協だよりで広報します。○社会福祉講座を開催し、誰もが参加しやすい学びの場を提供します。

2) 人材の育成や組織の充実に取り組む団体を支援する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○地域を基盤としたコミュニティ活動やボランティア活動を多方面から支援します。 ○地域の担い手である愛育委員・栄養委員の活動を支援します。 担当課：保健課、市民協働課、介護福祉課、社会教育課 等
社協の取組	○ボランティアセンター事業の運営及び強化を行い、生活支援コーディネーターと協働、連携を行います。 ○ちょっとボランティアについての情報を発信し、機能強化に努めます。

3) おもいやりの心を醸成する

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	○地域住民がおもいやりの心を持ち、人を尊重する意識や社会に貢献する意識を培う取り組みを支援します。 ○市民を対象に福祉や人権に関する講座を開催し、障がいに対する理解を深めます。 担当課：保健課、市民協働課、社会福祉課 等
社協の取組	○小中高生等を対象にした出前福祉教育による思いやりの学びの場を提供します。

4) 人材育成のための基盤を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	○図書館機能を充実し、多様化する市民ニーズに対応するとともに、本市のまちづくりや地域課題の解決のため必要な知識・情報・資料を提供します。 担当課：社会教育課 等
社協の取組	○ボランティアセンターや生活支援コーディネーターを中心に、地域に潜むする人材（有資格者や趣味・特技等）を調査し、生活支援の担い手のバック機能を強化します。 ○高齢者憩いの場の情報交換会を実施し、サロンの運営・人材育成等情報交換の場を提供します。

(2) 住民参加の推進とネットワークづくり

住民アンケートでは、地域での助け合いは必要と思っているが、住みよい地域社会を実現していくうえで近所付き合いが減っていることが問題となっているとの回答が多くありました。コミュニティ活動やボランティア活動を多面的に支援することにより、住民の地域活動への参加を促進し、「点」から「線」、「線」から「面」へネットワークの密度を高め、強固な支え合い構造の実現を図ります。

1) 地域活動への参加意欲を高める

意欲や行動を引き出す事業

取組目標	
市の取組	○地域活動への参加や行政への参画へつながっていくような情報の周知や勉強の機会の充実を図ります。 担当課：市民協働課 等
社協の取組	○お互いに支え合う意識・取り組みに関するボランティア講座の小地域開催を検討します。

2) 市民、団体、行政のネットワークづくりを推進する

組織や団体を支援する事業

取組目標	
市の取組	○地域を基盤としたコミュニティ活動やボランティア活動を多方面から支援します。 ○地域活動に関わる各種団体が活動に必要な知識や技術を身につけるための研修や講座を開催します。 ○認知症高齢者の徘徊等を早期に発見し、関係機関へつなげるためのネットワーク（高齢者等見守りネットワーク）を強化します。 担当課：市民協働課、保健課、介護福祉課 等
社協の取組	○地域福祉を担う地区社協の設置を推進します。

3) 住民の積極的な地域活動への参加の機運を高める

支え合いの気持ちを育む事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○地域活動を通じて得られる生きがいや達成感の共有を推進し、住民活動への関心を高めます。○新たな人材の育成に向けて、住民の自発的な活動が活発に行われるよう、さまざまな分野で「出会い・ふれあい」の機会や体験の充実に努めます。○年齢や性別、障がいの有無を問わず、市民が積極的に参加できる地域活動やスポーツ、文化活動等の企画・開催を支援します。 <p>担当課：市民協働課、社会教育課、保健課、社会福祉課、教育文化振興課等</p>

4) 集いや活動の拠点を整備する

制度や環境を整える事業

取組目標	
市の取組	<ul style="list-style-type: none">○空き施設や空き家等の利活用を検討します。○身近に集まることのできる地域活動の拠点づくりを支援します。 <p>担当課：市民協働課、都市計画課 等</p>
社協の取組	<ul style="list-style-type: none">○空き施設や空き家等の利活用も検討しながら、身近に集まることのできる居場所づくりを推進します。○レクリエーション用品の貸出を行い、高齢者憩いの場への参加・交流促進に努めます。

第6章 計画の進行管理

1. 進行管理の体制

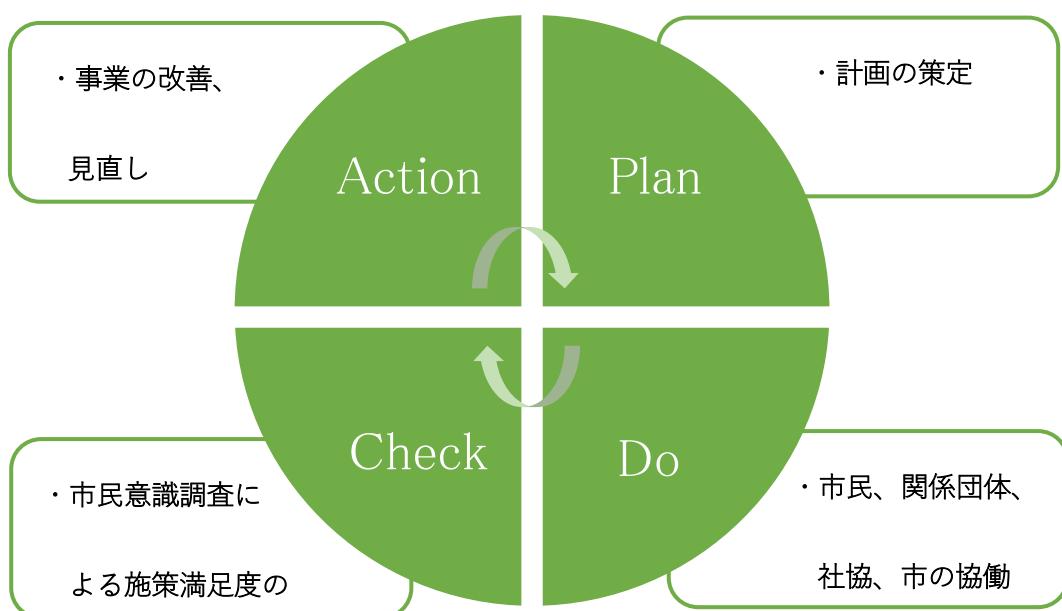
本計画の推進にあたっては、市及び社会福祉協議会がそれぞれの組織内で部署を横断するチームを編成し、住民ニーズの確認や事業効果の検証を行うほか、市と社会福祉協議会の間で協議調整のためのチームを設置して地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な進行管理を行います。また、関係団体の代表や学識経験者で構成する組織において、総合的な進捗状況の点検と評価を行います。

2. 進行管理の手法

本計画は、PDCAサイクルに基づいて評価・見直しを行います。PDCAサイクルとは、計画（Plan）を立てて実行（Do）し、その結果を評価（Check）して計画を見直す（Action）という一連のマネジメントサイクルを指します。

本計画ではモニタリングを節目に行い、その評価や市民意識調査の結果から計画に掲げる取り組みの効果を検証し、必要な見直しを行いながら進めます。

図表 6-1 PDCAサイクルに基づく評価・見直し



資料編

・ 備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経緯

項目	年月日	主な内容
委嘱による市長から諮問付託	2021年4月1日	・委嘱辞令交付
令和4年度第1回 地域福祉計画・地域福祉活動計 画策定委員会	2022年5月6日	・アンケート調査内容審議 ・スケジュール確認 ・体系案、計画策定内容審議
地域福祉に関する市民意識調査 (アンケート調査)実施	2022年5月23日～ 2022年6月10日	
事業所ヒアリング実施	2022年5月～7月	
令和4年度第2回 地域福祉計画・地域福祉活動計 画策定委員会	2022年8月31日	・前期計画取組評価報告 ・アンケート結果報告 ・ヒアリング結果報告 ・取組目標審議
令和4年度地域福祉計画策定庁 内連絡会議	2022年9月30日	・前期計画取組評価報告 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画 (素案)提示
令和4年度第3回 地域福祉計画・地域福祉活動計 画策定委員会	2022年10月7日	・地域福祉計画・地域福祉活動計画 (素案)提示
パブリックコメント実施	2022年11月1日～ 2022年12月1日	備前市ホームページ 備前市役所本庁 //　日生総合支所 //　吉永総合支所 //　三石総合支所 備前市社会福祉協議会ホームページ 備前市社会福祉協議会本所 //　日生支所 //　吉永支所
令和4年度第4回 地域福祉計画・地域福祉活動計 画策定委員会	2022年12月23日	・パブリックコメントの意見報告 ・答申案について審議、決定
市長への答申	2023年1月6日	

・備前市地域福祉計画策定委員会条例

平成29年3月27日

条例第14号

改正 平成30年3月26日条例第8号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づき、備前市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、備前市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉計画に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 福祉、保健及び医療関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求める、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、第2条に規定する事務について必要な調査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 備前市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年備前市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成30年3月26日条例第8号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

・備前市地域福祉計画策定庁内連絡会議設置規程

平成28年9月1日

訓令第11号

改正 平成30年3月30日訓令第5号

令和2年9月8日訓令第8号

令和4年3月31日訓令第8号

(目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく備前市地域福祉計画の策定を目的として、備前市地域福祉計画策定庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、地域福祉計画の策定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は保健福祉部長を、副議長は共生のまち推進課長を、委員は危機管理課長、市民協働課長、保健課長、介護福祉課長、社会福祉課長及びこども家庭課長をもって充てる。

3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、議長が招集し、会議を主宰する。

(意見の聴取等)

第5条 議長は、連絡会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 連絡会議に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成その他必要な事項は、連絡会議において定める。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、保健福祉部共生のまち推進課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 (省略)

・備前市地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 住民の立場から地域福祉を推進していくための活動・行動のあり方を定める備前市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定するため、備前市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉活動計画の策定・施行に関すること。
- (2) その他、地域福祉活動計画の策定・施行に必要な事項に関するここと。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織し、次に掲げる者のうちから備前市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 福祉、保健、医療関係者
- (4) その他計画策定に必要な者

(役員)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、第2条に規定する事務について必要な調査及び検討を行うため、作業部会 を置くことができる。

2 作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(謝礼・旅費)

第9条 委員会及び部会の会議に出席した委員には、謝礼・旅費として下記の日額を支給する。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 三石を除く旧備前市内に在住の委員 | 日額 4,000 円 |
| (2) (1)以外に在住の委員 | 日額 4,200 円 |

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、備前市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に開かれる委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、備前市社会福祉協議会事務局長が招集する。

(任期の特例)

3 この要綱の施行後、最初の任期は、第5条の規定に関わらず、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日とする。

(改訂)

- 1 平成30年07月01日 改訂。
- 2 平成31年03月01日 改訂。

・策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

所属機関・役職等		氏名	区分
委員長	関西福祉大学 社会福祉学部 学部長 社会福祉研究科 教授	中村 剛	学識経験者
	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科 講師	岡崎 利治	
	和気医師会 副会長 木村内科 院長	木村 和陽	福祉、保健及び医療 関係者
副委員長	東備地域自立支援協議会 会長	厚見 剛	
	介護支援専門員協会 東備支部 大ヶ池荘居宅介護支援事業所 管理者	森田 和恵	
	地区社協分会 諸島地区 会長	川邊 健作	地域団体の代表者
	備前市自治会連絡協議会 副会長	高木 常孝	
	備前市民生委員児童委員協議会 会長	西崎 京子	
	備前市愛育委員会 会長	磯野 麻利子	
	備前市栄養委員会 会長	竹本 美知子	
	備前市老人クラブ連合会 会長	松本 和好	関係行政機関の職員
	ボランティアグループふれあい 会長	立川 涼子	
	子育て応援ネットワーク 「あおぞら」 会長	武本 満子	
	備前市地域包括支援センター 主任保健師	塩見 由佳	関係行政機関の職員
	備前市教育委員会 公民館活動課 日生地域公民館 館長	丹羽 弘子	

・アンケート分析結果・アンケート調査票

1. 調査概要

実施時期：2022年5月～6月

対象者：市内に居住する18歳以上の市民

回収率：39.8%（回収数995件／配布数2,500件）

2. 設問リスト

区分	設問内容
あなた自身のこと	<ul style="list-style-type: none">・性別・年齢・現在の居住区（小学校区）・同居する人・職業・現在の居住区の年数（小学校区）・現在暮らしている住宅・買い物や病院に行くときの移動方法
近所付き合いや地域活動のこと	<ul style="list-style-type: none">・ご近所との付き合いの程度・これから先のご近所との関わり方・今後手助けしてほしいこと・今後自分が手助けできること・あなたの考える「地域」の範囲・地域に支えられたと感じたこと・地域での助け合いの必要性・過去2～3年の間に参加した地域活動・住みよい地域社会を実現していくうえで問題となること
日常生活の悩みや不安のこと	<ul style="list-style-type: none">・日常生活で感じている不安や悩み・日常生活での不安や福祉サービスの相談相手
人権に関する制度や課題のこと	<ul style="list-style-type: none">・「成年後見人制度」について・子ども、高齢者、障がい者に対する「虐待」の事実について・「虐待が発生している」とあなた自身が思われた場合、最初にとる対応について・「子どもの貧困」について・「引きこもり」について
防災のこと	<ul style="list-style-type: none">・避難場所・災害発生時に手助けが必要な人・災害時に住民が支え合うことのできる関係に必要なこと

区分	設問内容
今後の施策のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・市の福祉に関する情報の入手方法 ・行政と地域住民の関係について
地域福祉に関わる機関や団体、しくみのこと	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の活動内容 ・あなたの地区の民生委員・児童委員について ・「備前市社会福祉協議会」について ・備前市社会福祉協議会が発行している広報紙「社協だより」について

3. 集計・分析方法

集計は単純集計によるものと、クロス分析により行った。

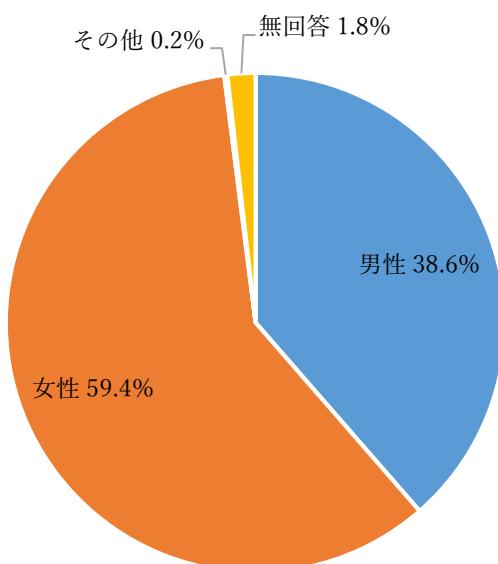
クロス分析は、「あなた自身のこと」に関する設問での区分化を行うとともに、住民ニーズに直結する設問「今後手助けしてほしいこと」「日常生活で感じている不安や悩み」を中心に実施した。

4. 集計結果

(1) あなた自身のこと

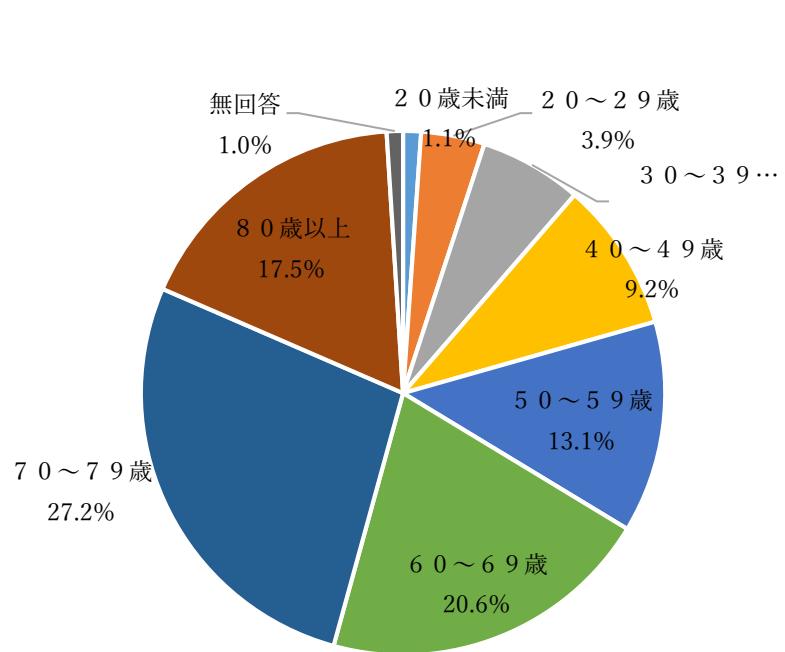
① 性別

(n=995)



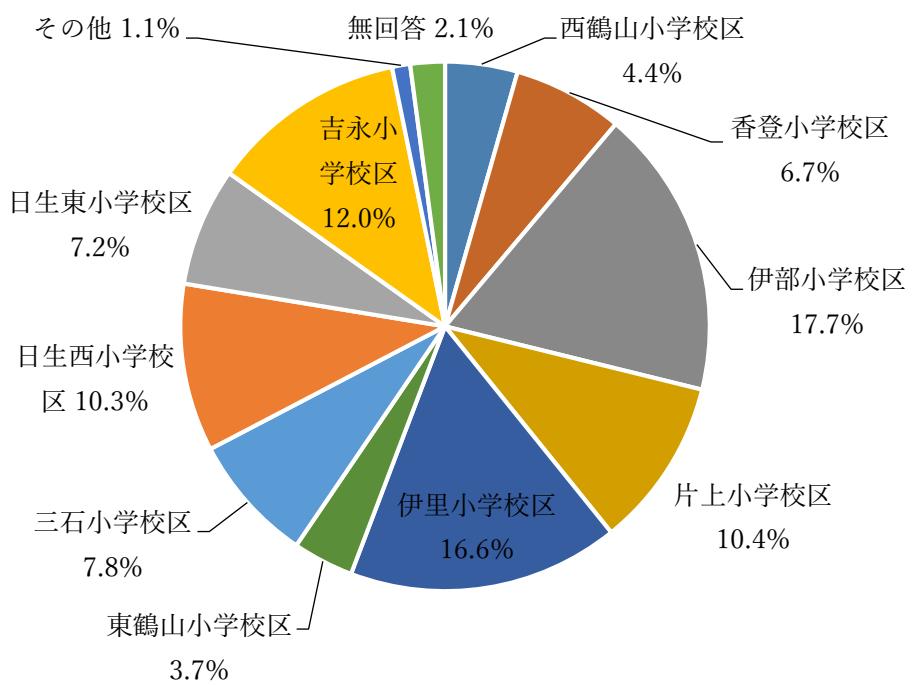
②年齢

回答者の年齢区分は、60歳以上が全体の6割を超え、40～50代が22%、10～30代が11%となっている。



③現在の居住区（小学校区）

(n=995)

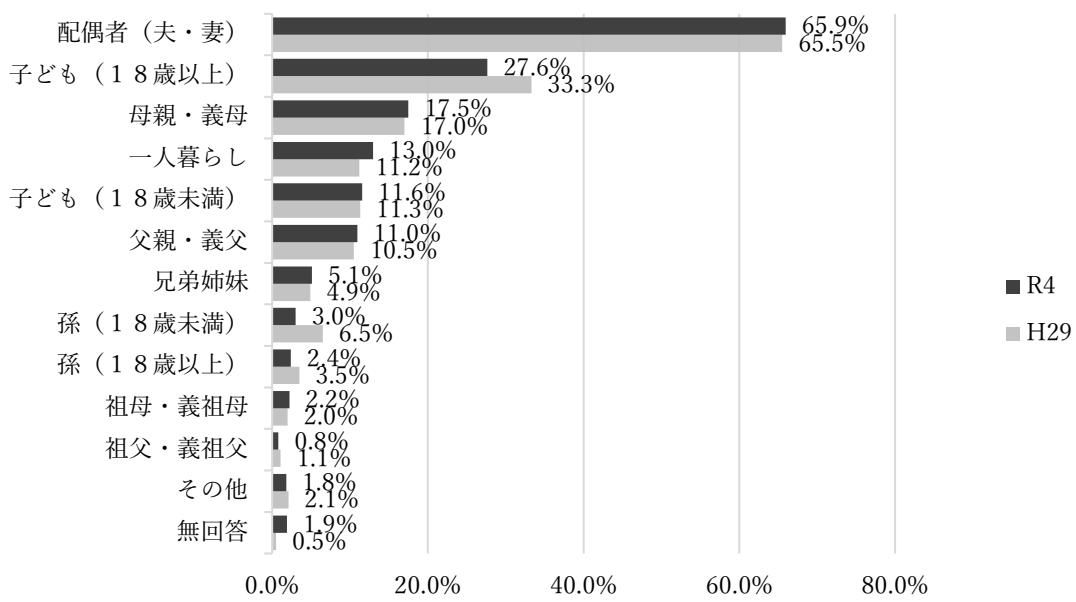


④同居する人

配偶者や子どものいる家庭が多い一方、一人暮らし世帯が全体の1割を占めている。

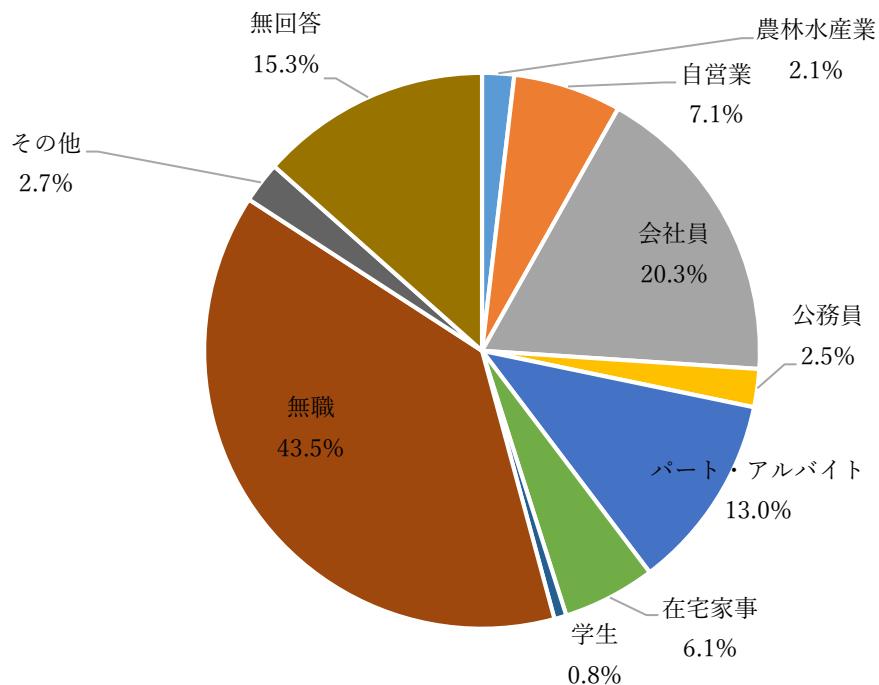
R4 (n=995)

H29 (n=941)



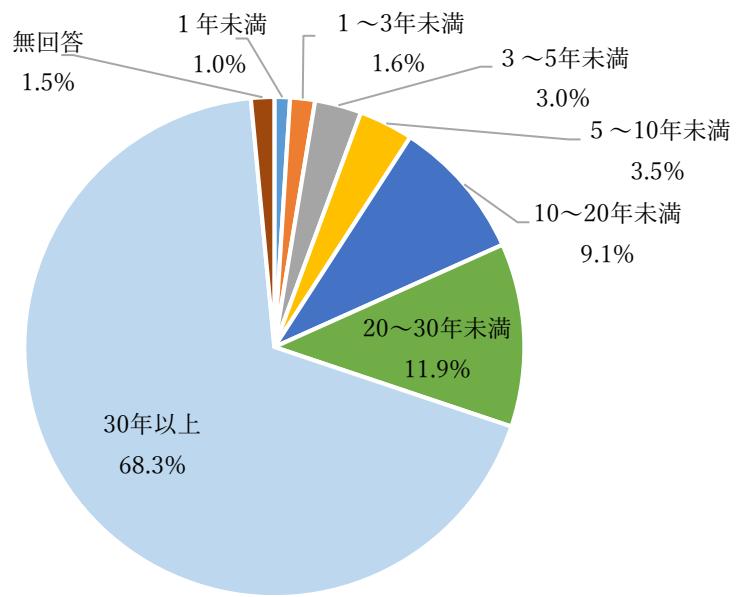
⑤職業

(n=995)



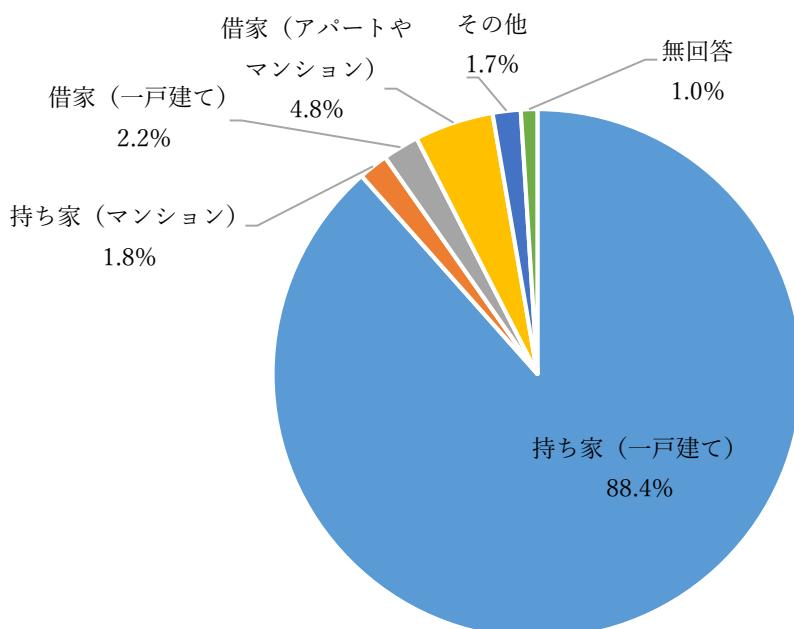
⑥現在の居住区の年数（小学校区）

(n=995)



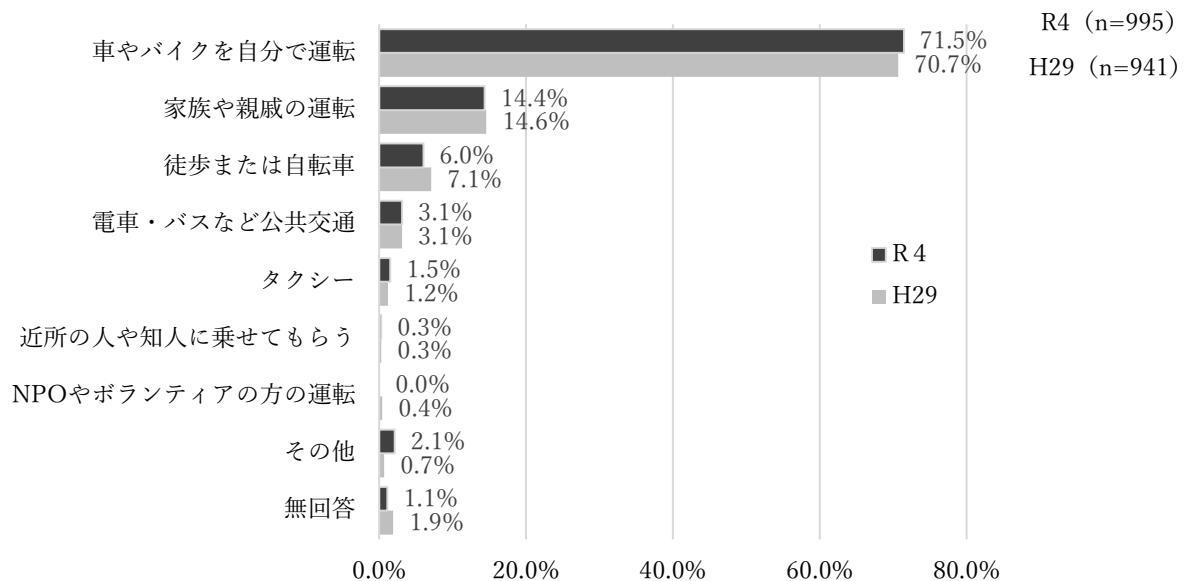
⑦現在暮らしている住宅

(n=995)



⑧買い物や病院に行くときの移動方法

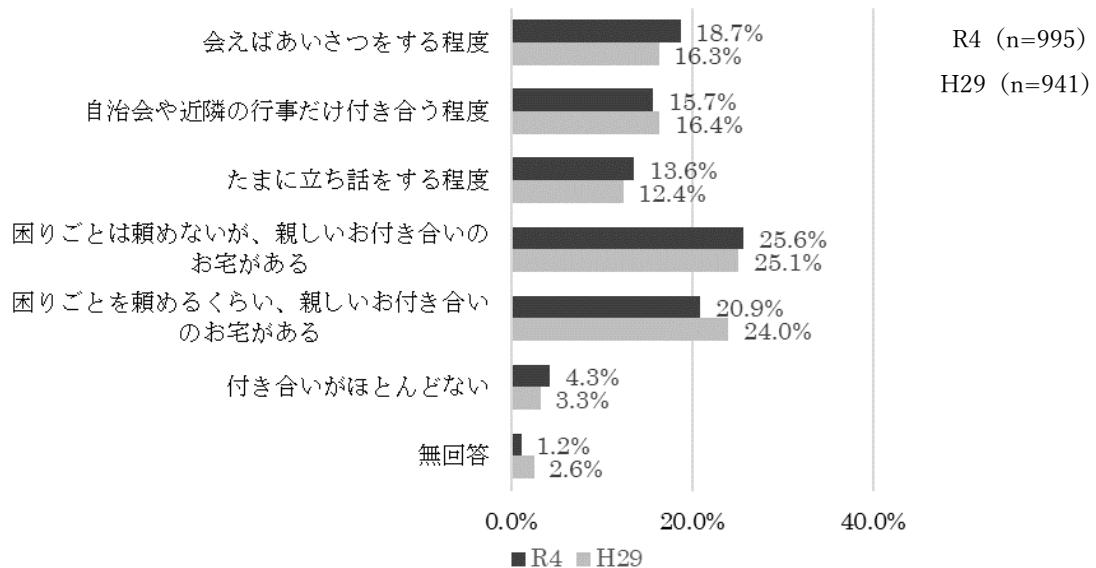
買い物や病院に行くときの移動方法は、7割を超える人が自分で車やバイクを運転できている。



(2)近所付き合いや地域活動のこと

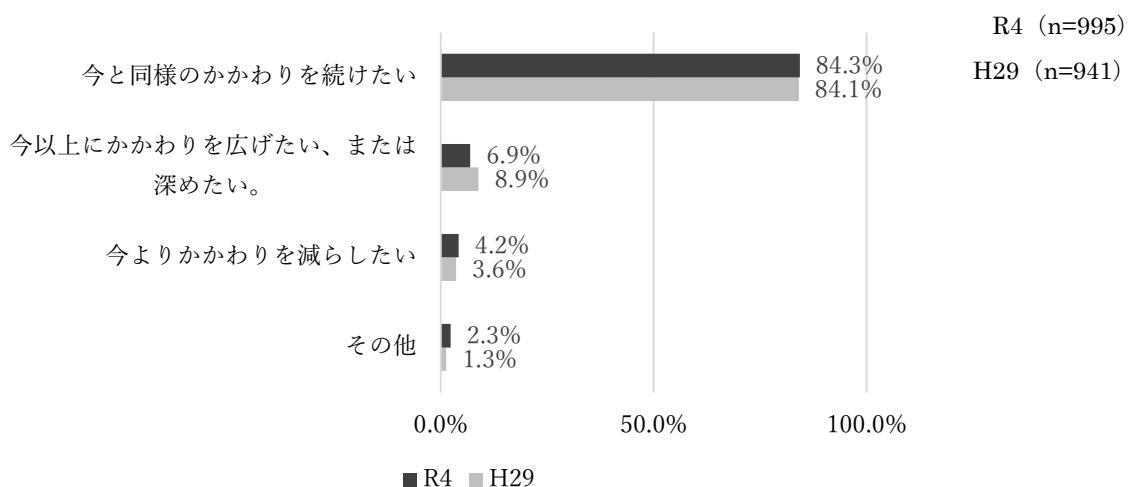
①ご近所との付き合いの程度

困りごとを頼める、頼めない関係なく「親しいお付き合いのお宅がある」と回答した方が、全体の5割程度を占めていて、知り合い程度の近所付き合いを行っている人が全体の4割強となっている。

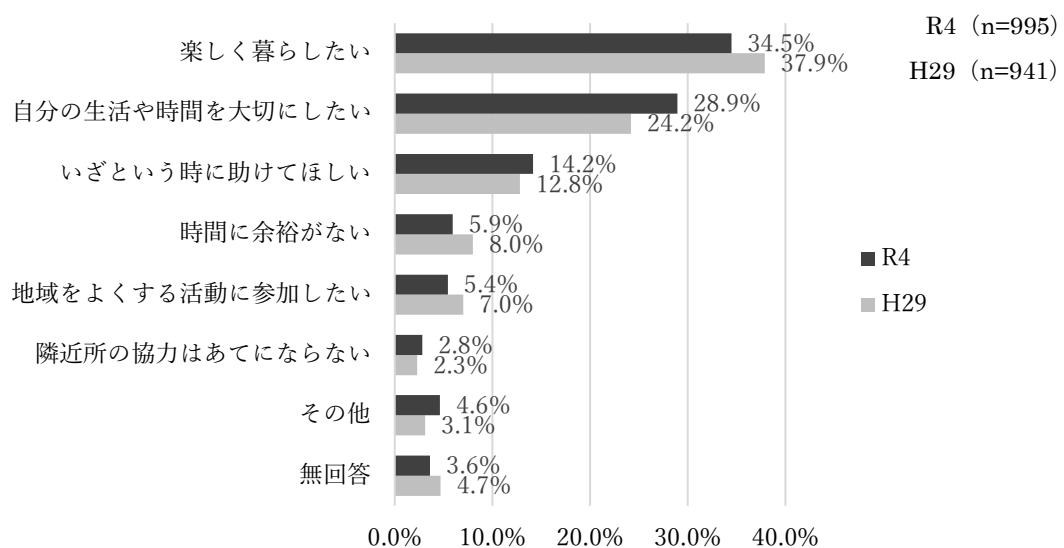


②これから先のご近所との関わり方

「今以上にかかわりを広げたい、または深めたい」「今と同様のかかわりを続けたい」が約9割を占めている。その理由として「楽しく暮らしたい」が最も高く34.5%、次いで「自分の生活や時間を大切にしたい」が28.9%、「いざという時に助けてほしい」が14.2%と続いた。



・その理由

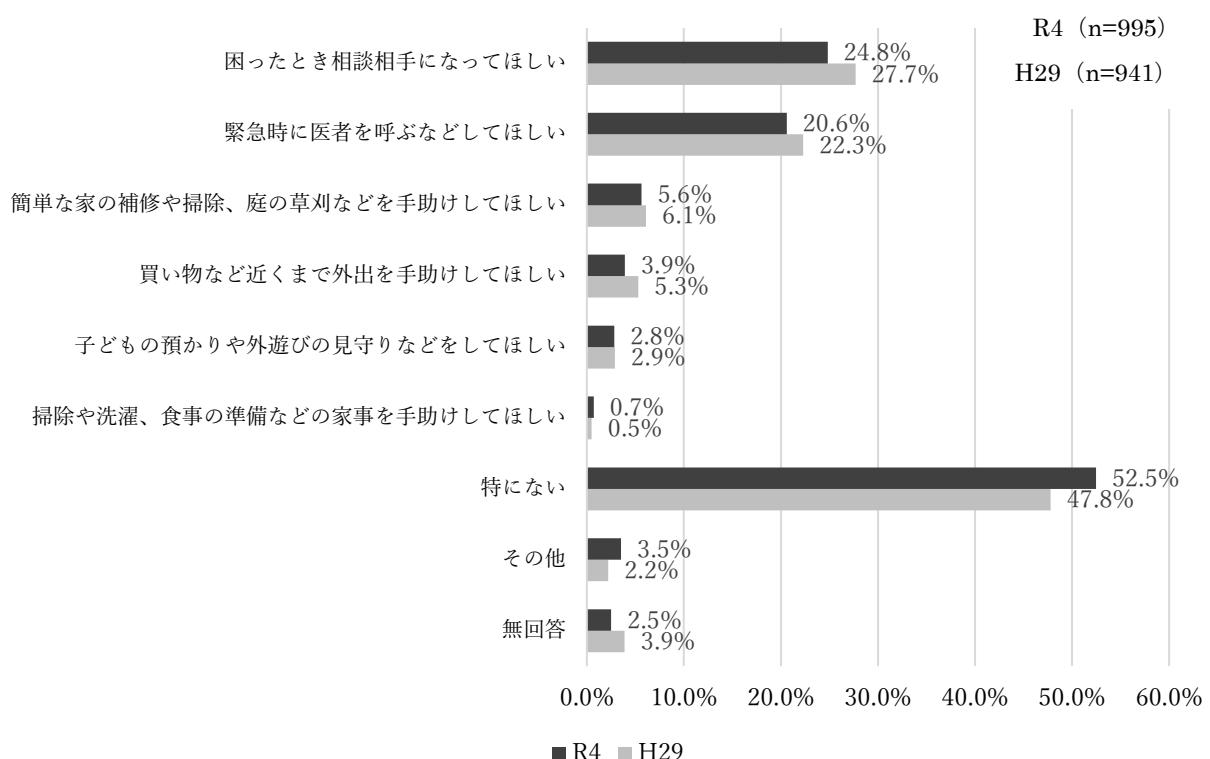


③今後手助けしてほしいこと

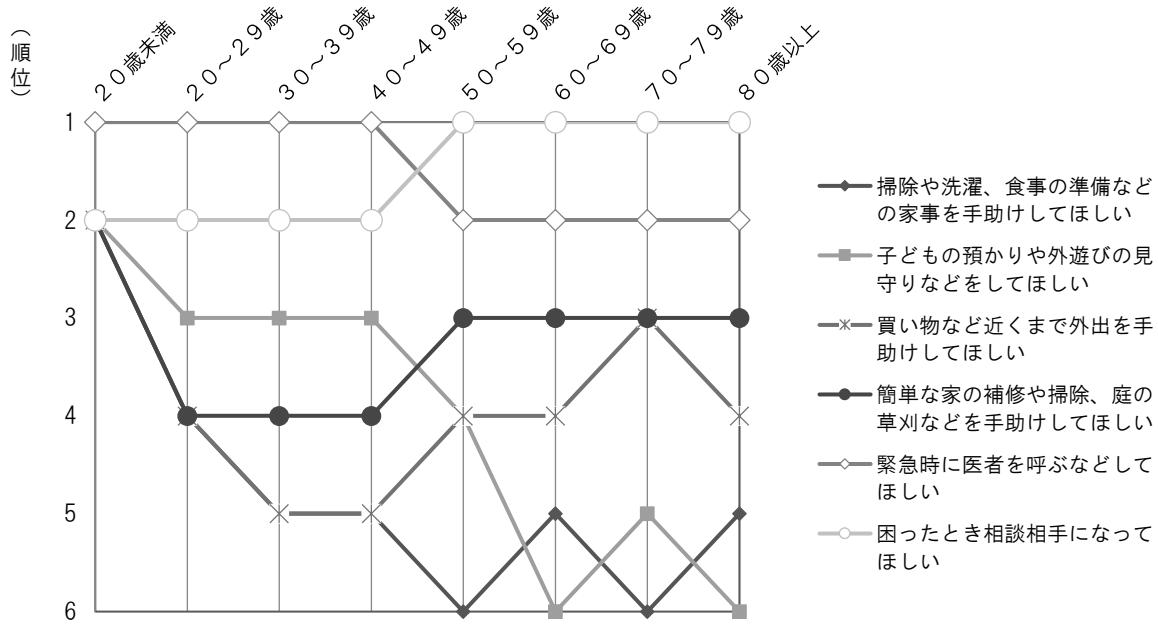
単純集計では、「困ったとき相談相手になってほしい」が24.8%、「緊急時に医者を呼ぶなどしてほしい」が20.6%と続いた。ただ、回答としては「特ない」が最も多く、全体の5割を占めている。

手助けしてほしいことの順位を世代別にみると、20~30代、40代では子育てに関することに関心が高く、高齢になるほど外出支援に対する関心が高くなっている。

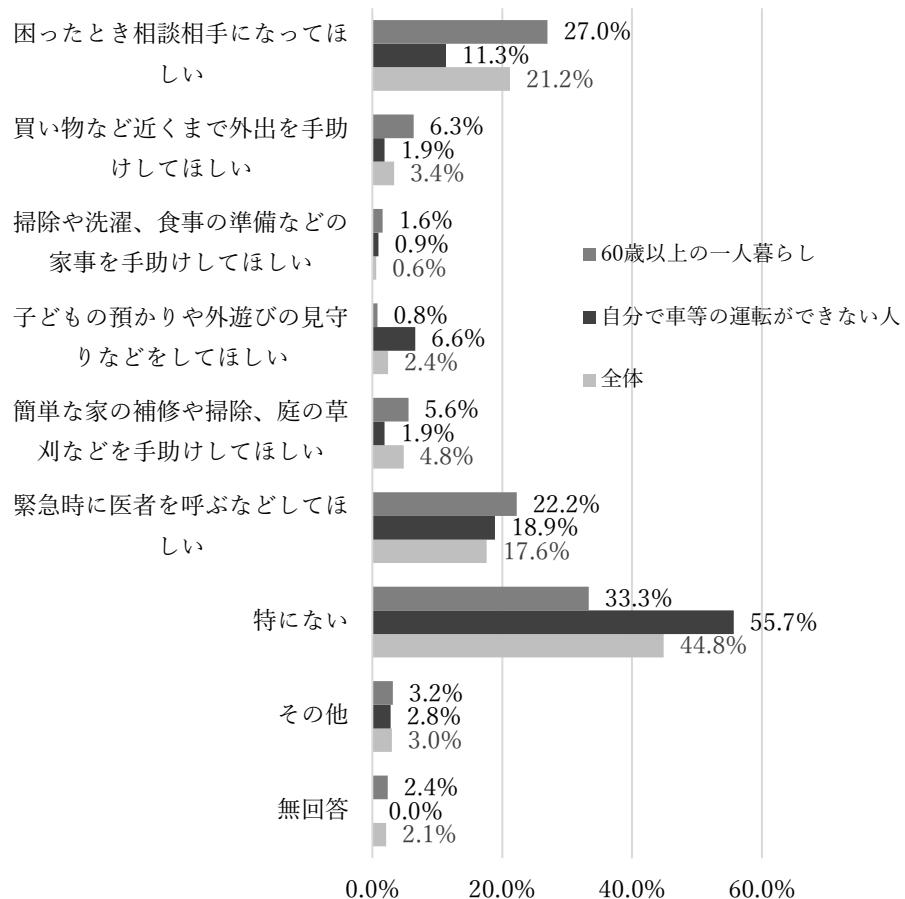
また、60歳以上の一人暮らしの人や自分で車等の運転ができない人を比較すると、全体に比べて高くなる傾向はみられたが、突出して高くなることはなく、買い物支援についても1割を下回っている。



【世代別（ランキング）】

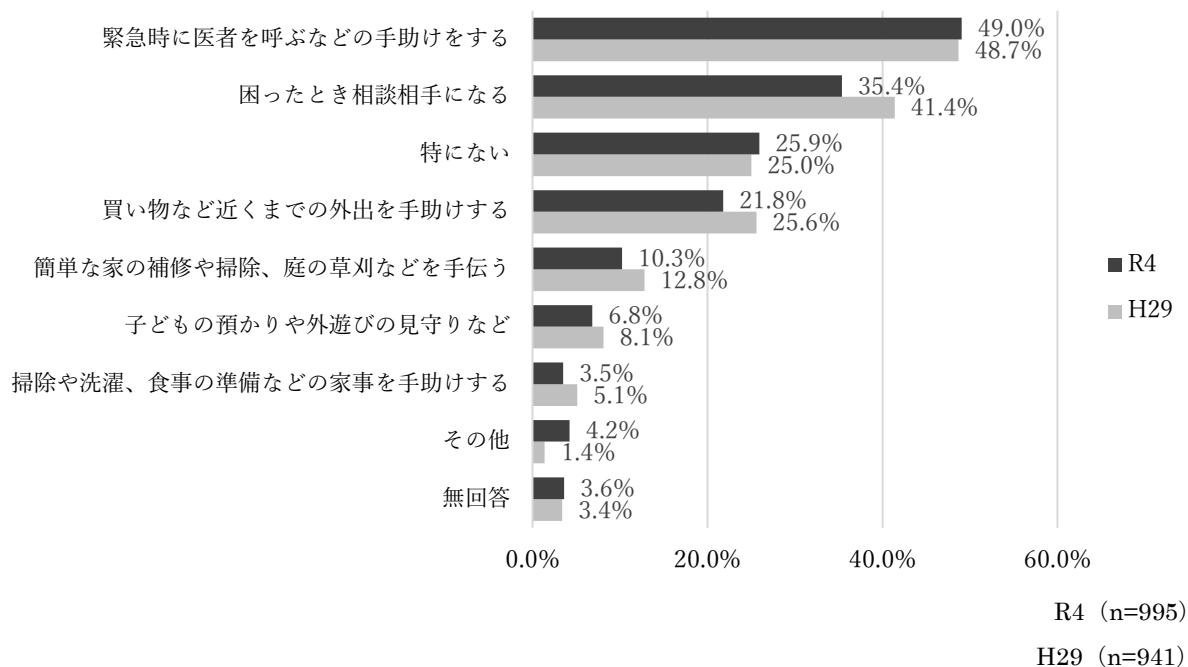


【60歳以上の人一人暮らし、自分で車等の運転ができない人、全体】



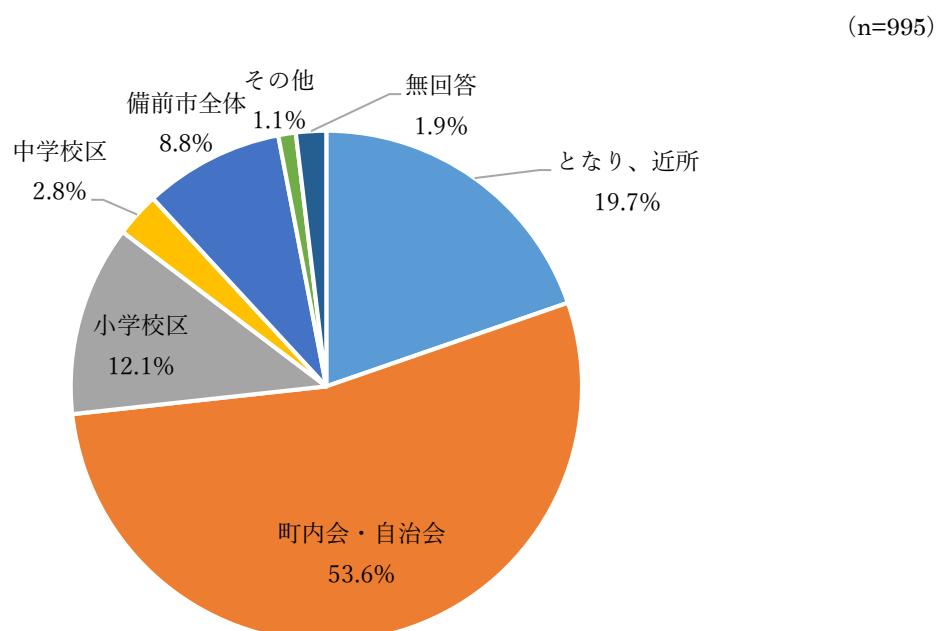
④今後自分が手助けできること

「緊急時に医者を呼ぶなどの手助けをする」が最も高く49.0%、次いで「困ったとき相談相手になる」が35.4%と続いた。



⑤あなたの考える「地域」の範囲

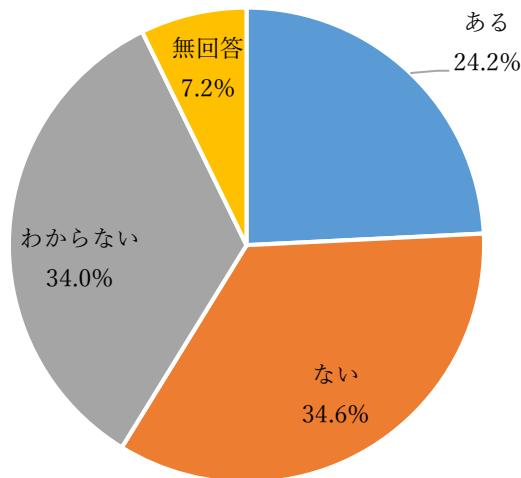
町内会、自治会の範囲は「地域」と考える方が半数以上であった。



⑥地域に支えられたと感じたこと

地域に支えられたと感じたことがあると回答した方は、全体の2割にとどまり、感じたことがない、わからないと回答した方が全体の7割を占めている。

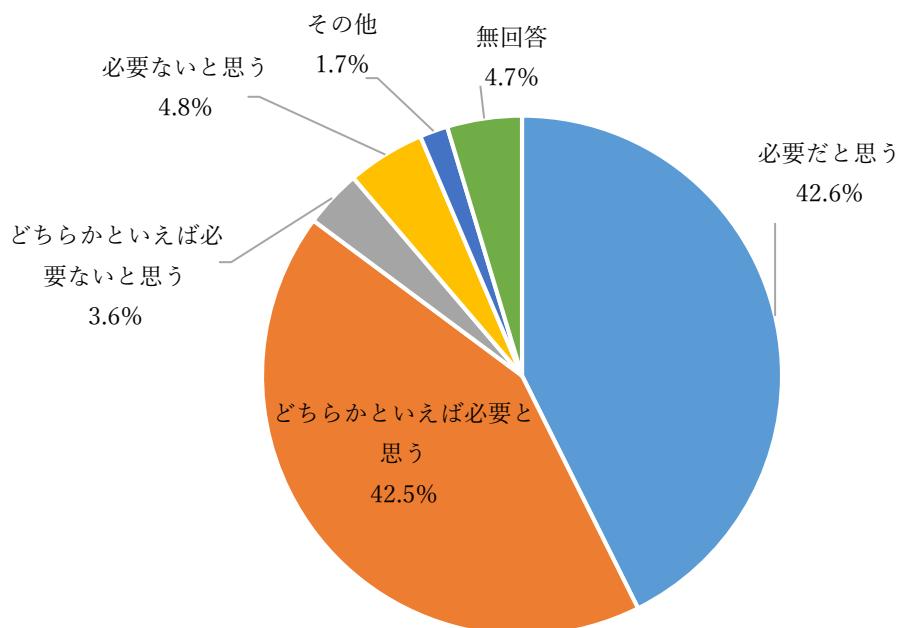
(n=995)



⑦地域での助け合いの必要性

地域での支え合いに対する実感はなくとも、地域での助け合いは「必要だと思う」「どちらかといえば必要と思う」が全体の8割を占めている。

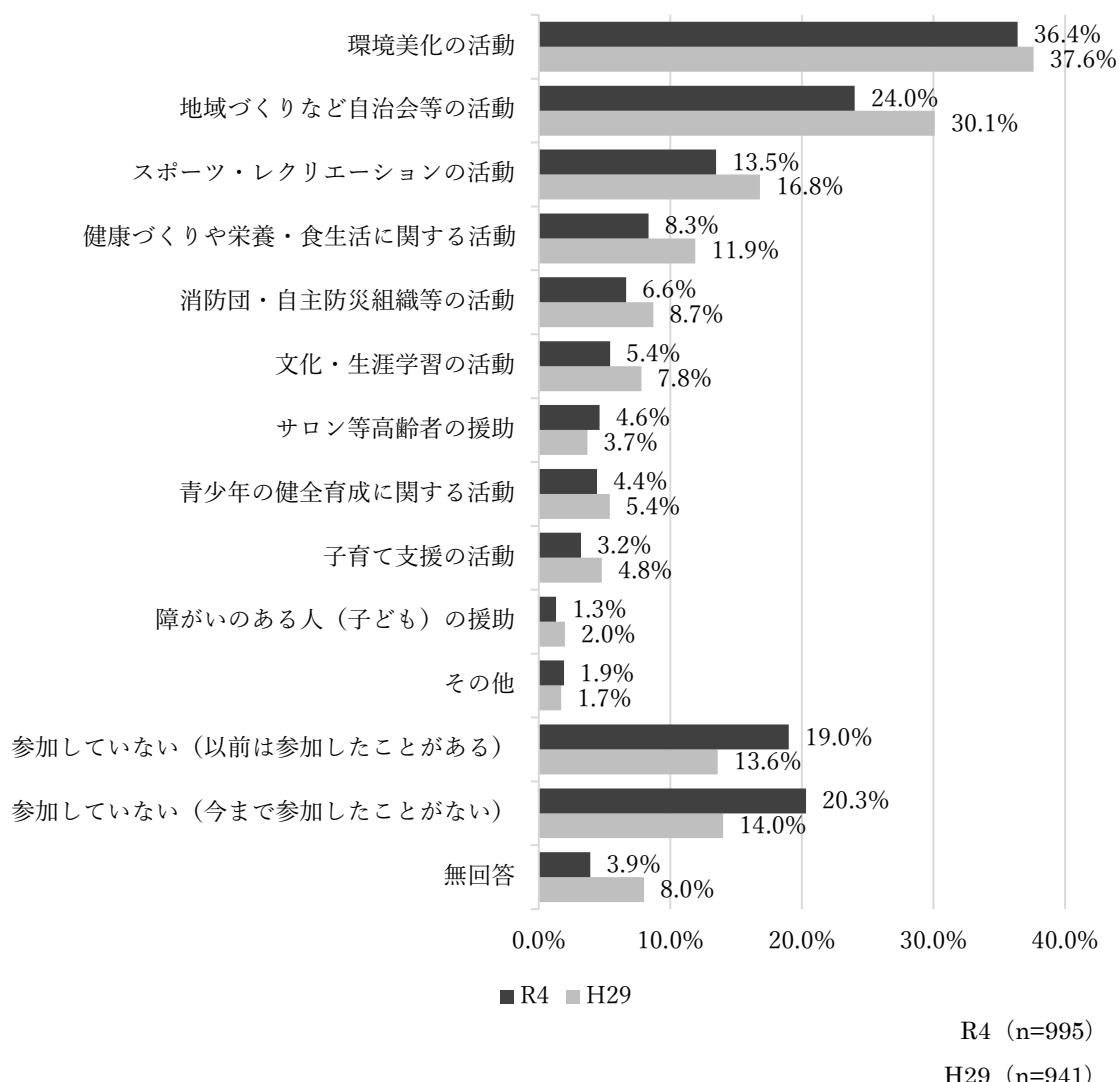
(n=995)



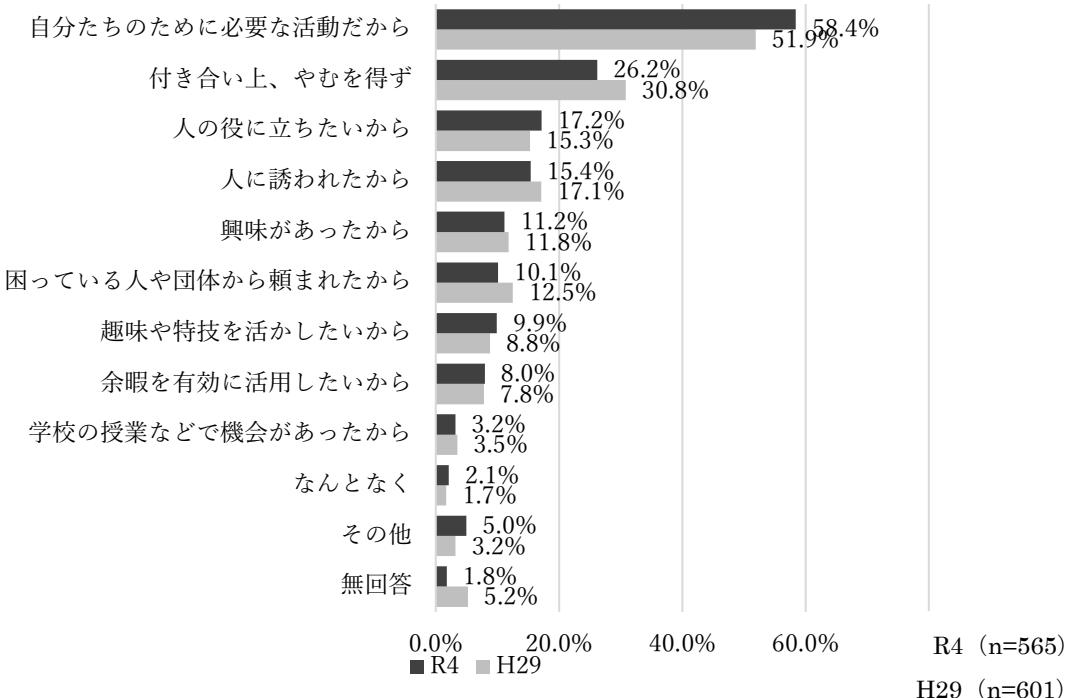
⑧過去2～3年間に参加した地域活動

「環境美化の活動」が最も高く36.4%、次いで「地域づくりなど自治会等の活動」が24.0%、「スポーツ・レクリエーションの活動」が13.5%と続いた。参加したきっかけとしては「自分たちのために必要な活動だから」が最も高く58.4%、次いで「付き合い上、やむを得ず」が26.2%、「人の役に立ちたいから」が17.2%と続いた。

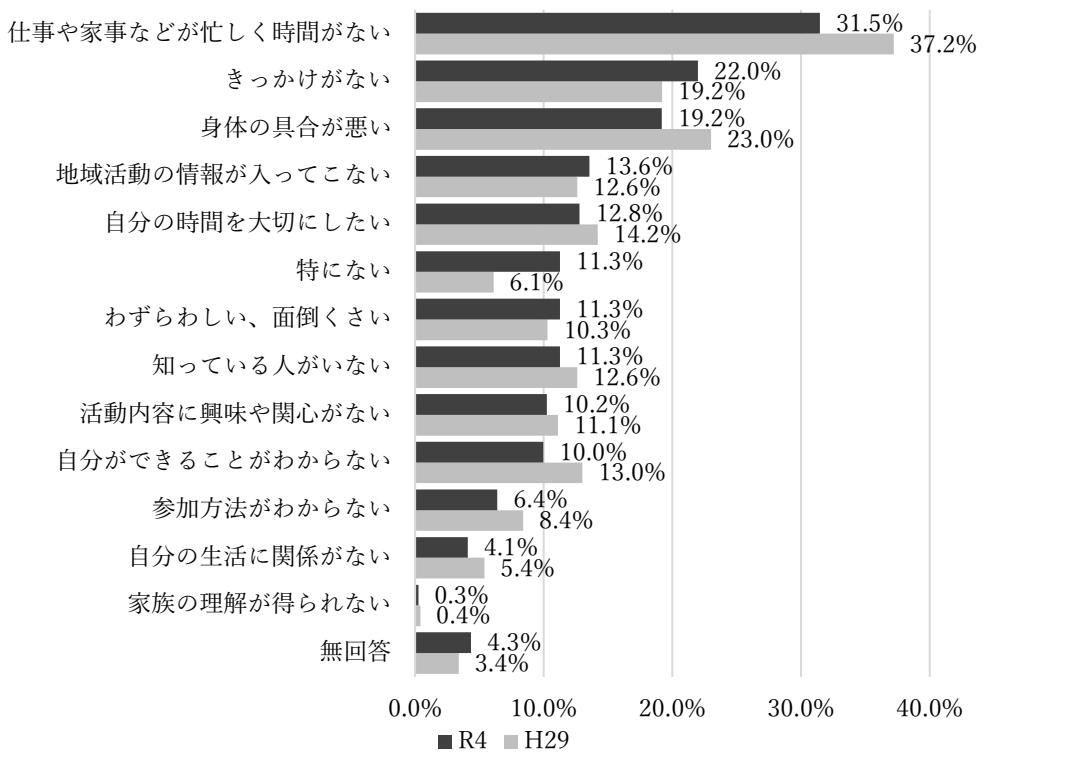
一方、参加していない理由として「仕事や家事などが忙しく時間がない」が最も高く31.5%、次いで「きっかけがない」が22.0%、「身体の具合が悪い」が19.2%と続いた。



参加したきっかけ

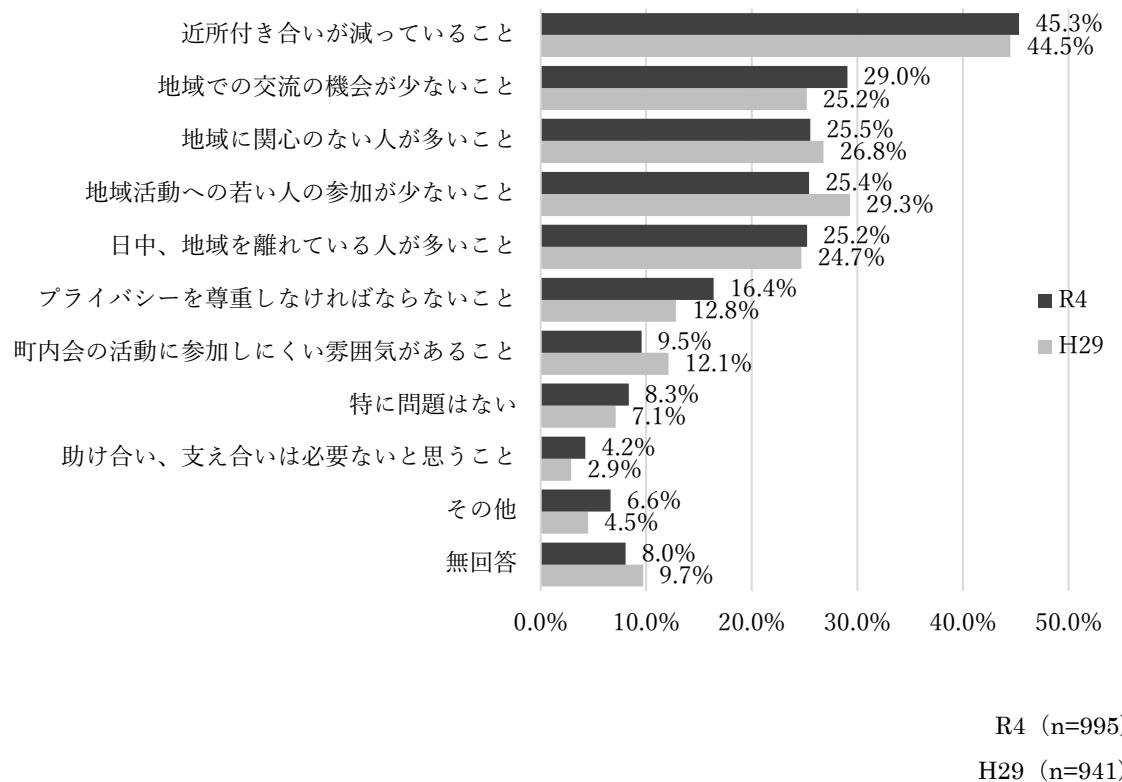


参加していない理由



⑨住みよい地域社会を実現していくうえで問題となること

「近所付き合いが減っていること」が最も高く45.3%、次いで「地域での交流の機会が少ないとこと」が29.0%、「地域に関心のない人が多いこと」が25.5%と続いた。



(3)日常生活の悩みや不安のこと

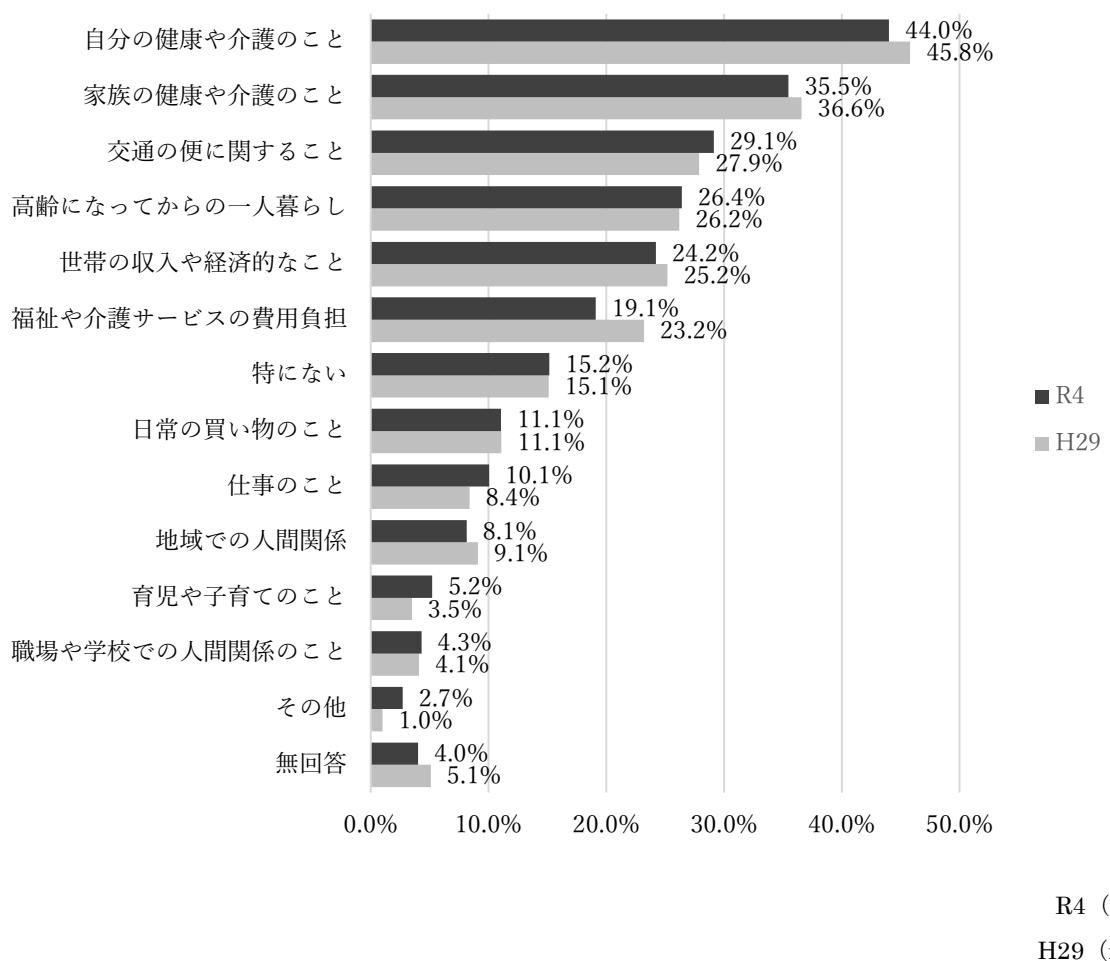
①日常生活で感じている不安や悩み

単純集計では、「自分の健康や介護のこと」が最も高く44.0%、次いで「家族の健康や介護のこと」が35.5%、「交通の便に関すること」が29.1%と続いた。

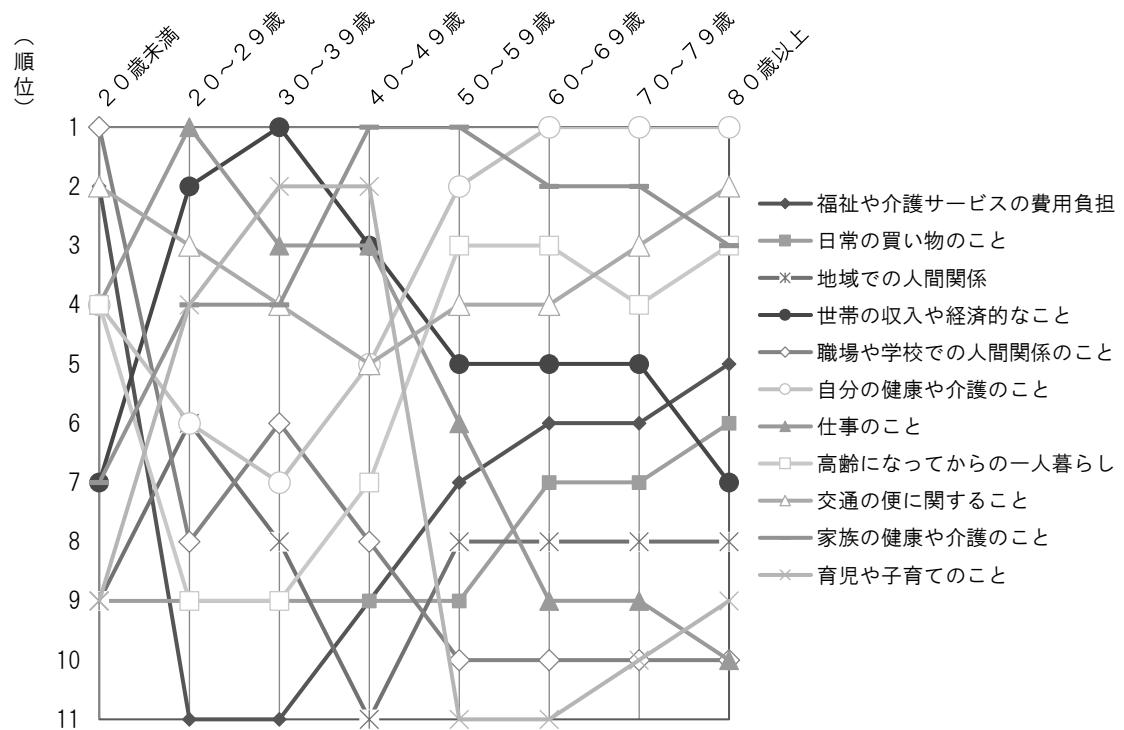
回答率の高かった不安等の順位を世代別にみると、20~30代では子育てや仕事、家計に関するものが高く、40~50代では家族の健康・介護が高く、年齢の増加に伴い自身の健康や交通、高齢になってからの一人暮らしに不安を感じる傾向にあった。

また、地域別にみると、どの地域も自分の健康や介護の不安が高く、次いで家族の健康や介護についての不安が高くなっている。

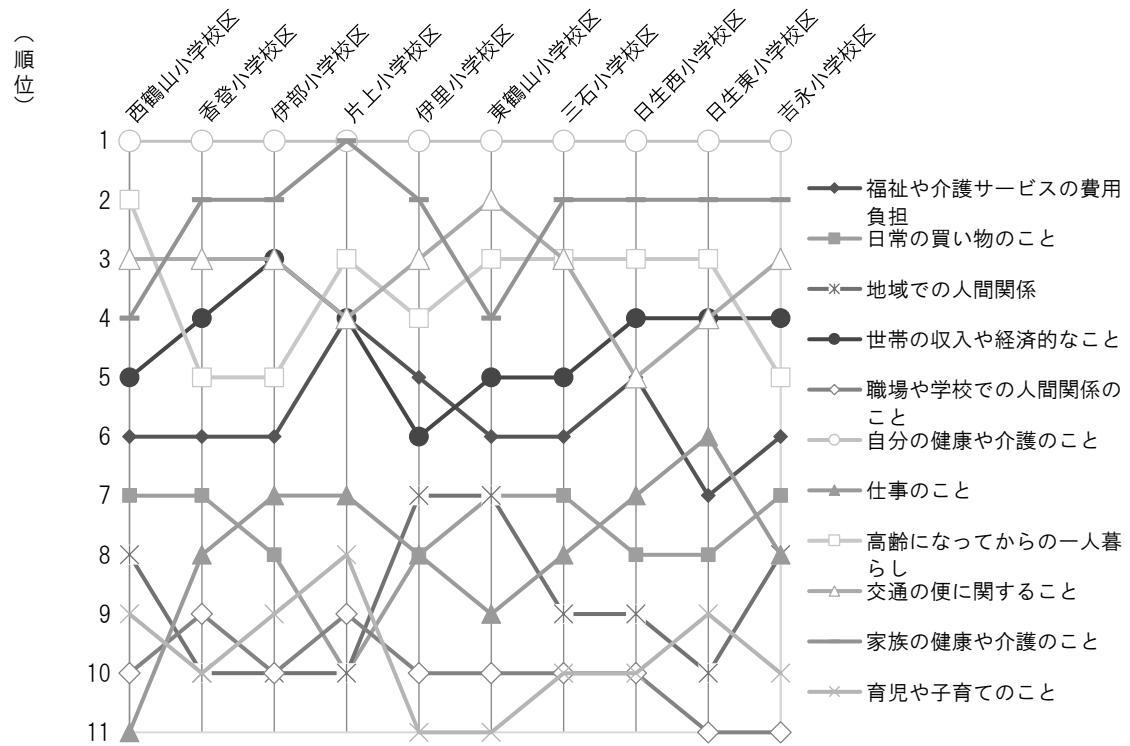
また、60歳以上の一人暮らしの人や自分で車等の運転ができない人を比較すると、自身や家族の健康に関して違いは見られたものの、買い物や交通に関しては大きな違いは見られなかった。



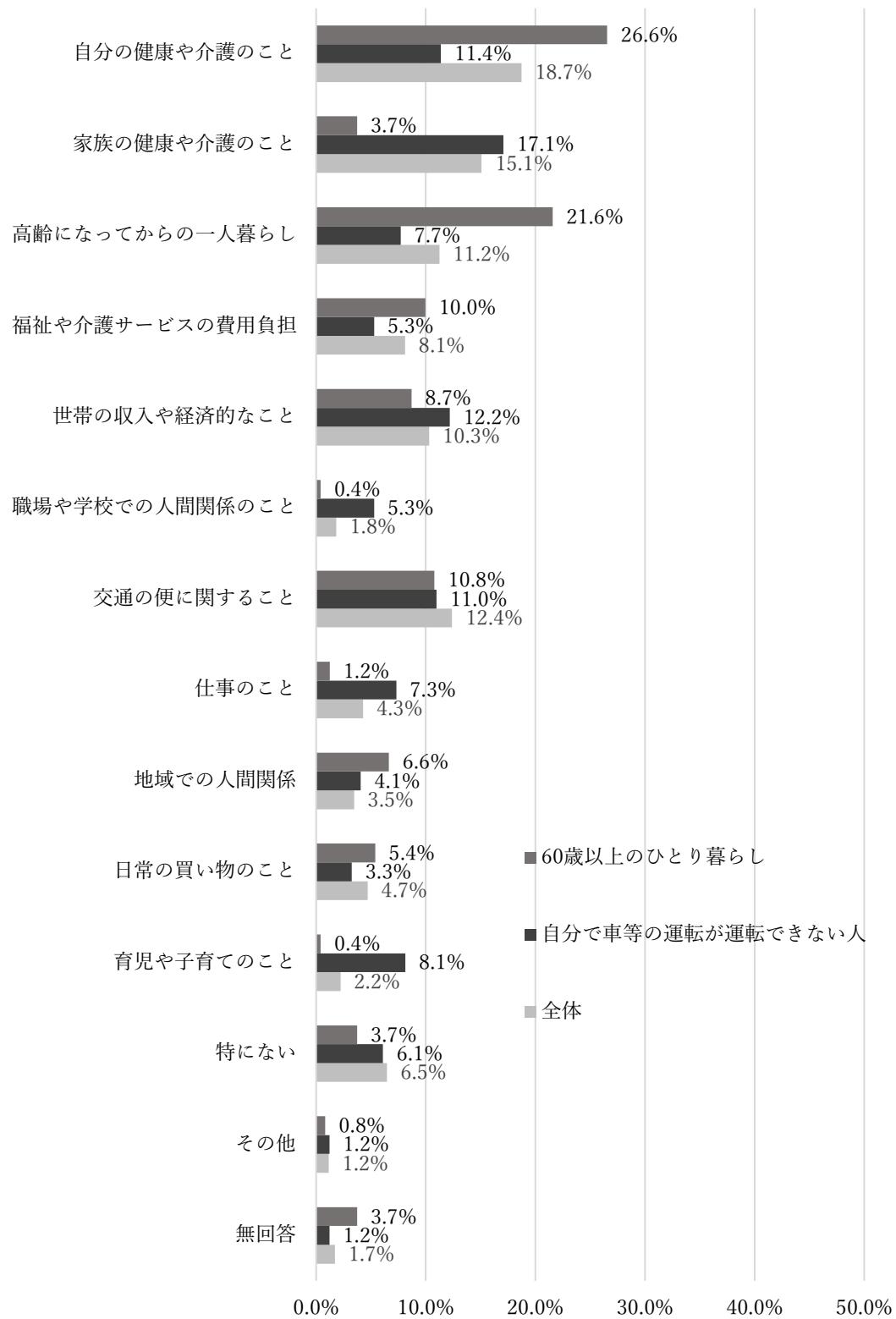
【世代別クロス】



【地域別クロス】

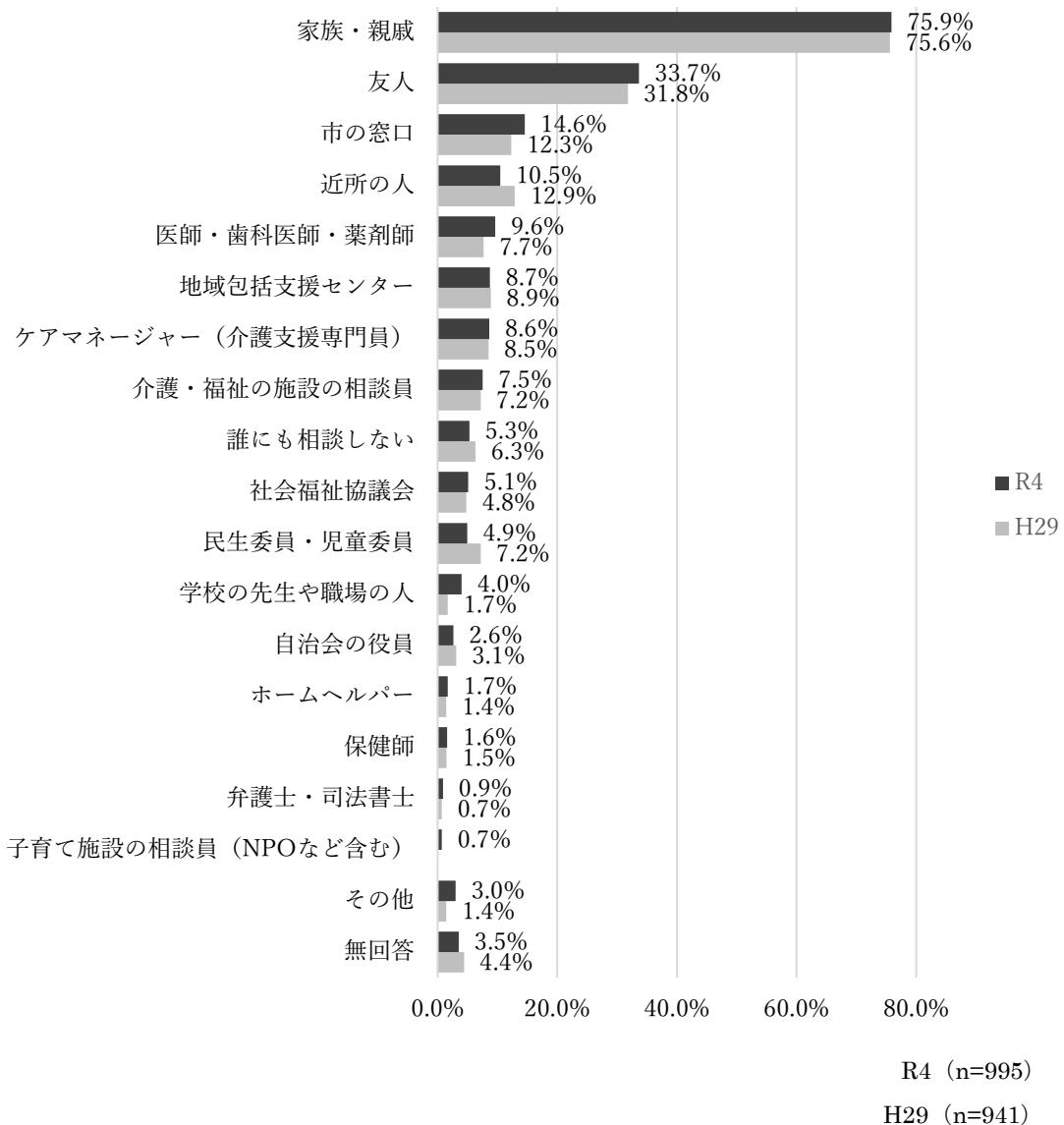


【60歳以上の人一人暮らし、自分で車等の運転ができない人、全体】



②日常生活での不安や福祉サービスの相談相手

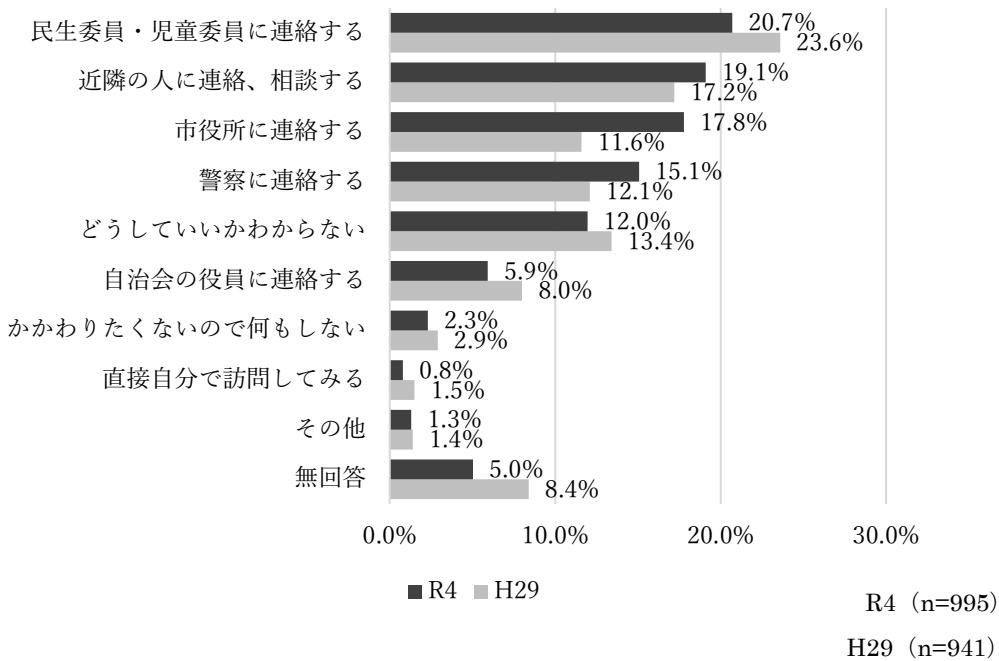
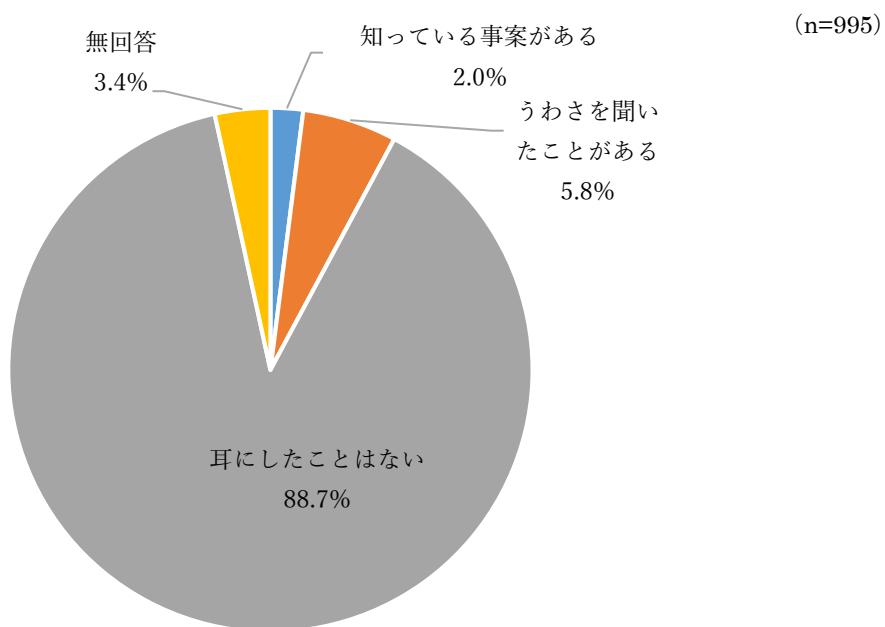
「家族・親族」が最も高く全体の8割近くにのぼり、次いで「友人」が33.7%、「市の窓口」が14.6%と続いた。



(4)人権に関する制度や課題のこと

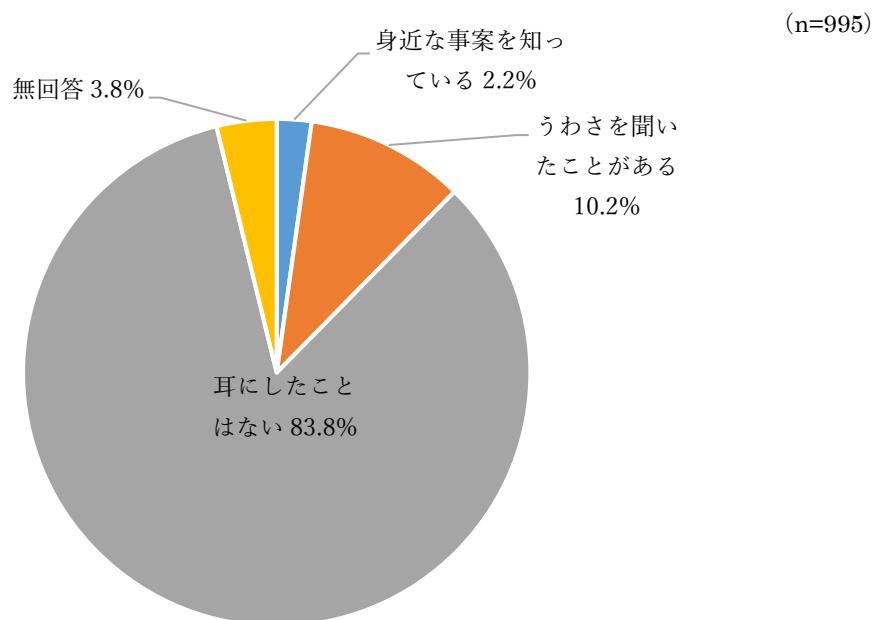
①子ども、高齢者、障がい者に対する「虐待」の事実について

子ども、高齢者、障がい者に対する虐待については、「耳にしたことがない」が全体の9割を占めたが、もしそれらの発生に気づいた場合の対処としては、「民生委員・児童委員に連絡する」が最も高く20.7%、次いで「近隣の人に連絡、相談する」が19.1%と続いた。



②「子どもの貧困」について

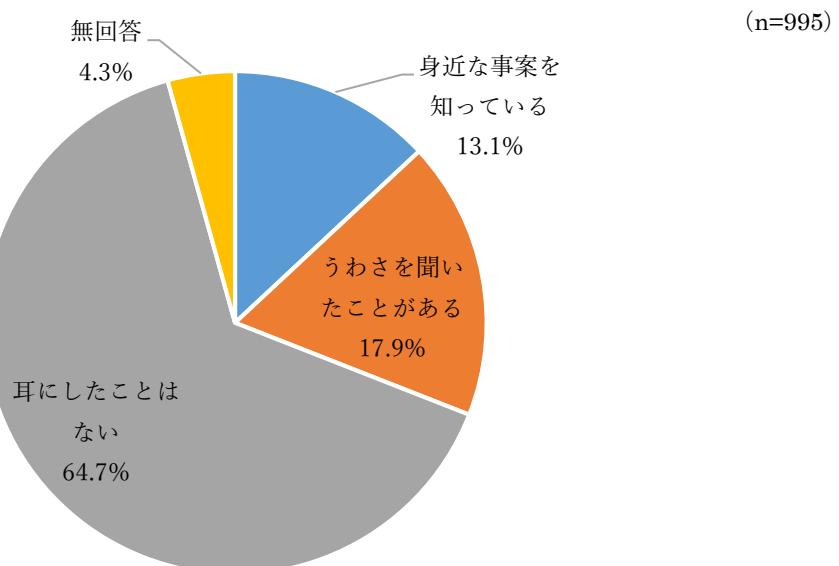
子どもの貧困については、「耳にしたことはない」が全体の8割を超えてい



③「引きこもり」について

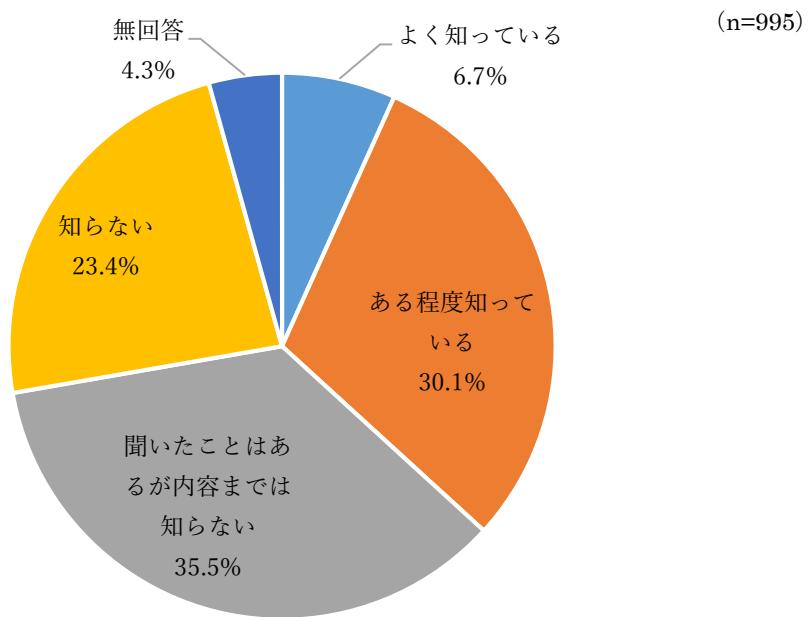
引きこもりについては、身近な事案や噂を知っている人が全体の3割存在してい

る。



④「成年後見人制度」について

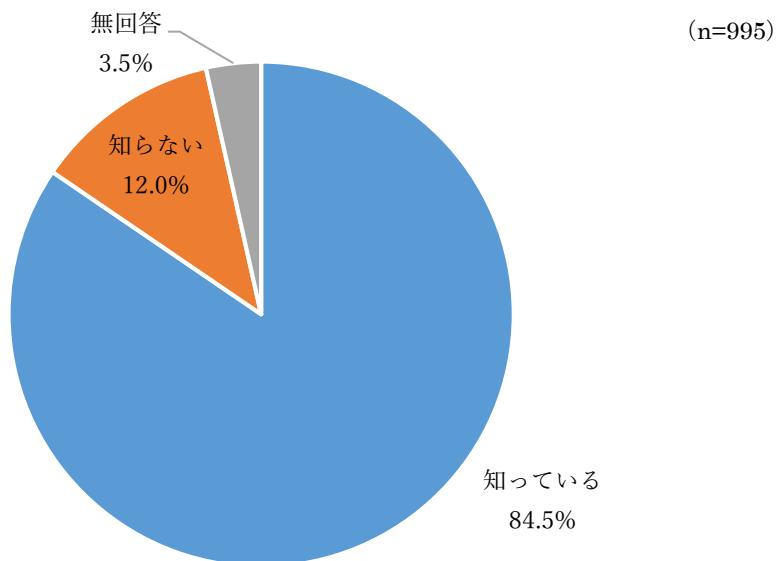
成年後見人制度については「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した人は全体の4割程度であった。



(5)防災のこと

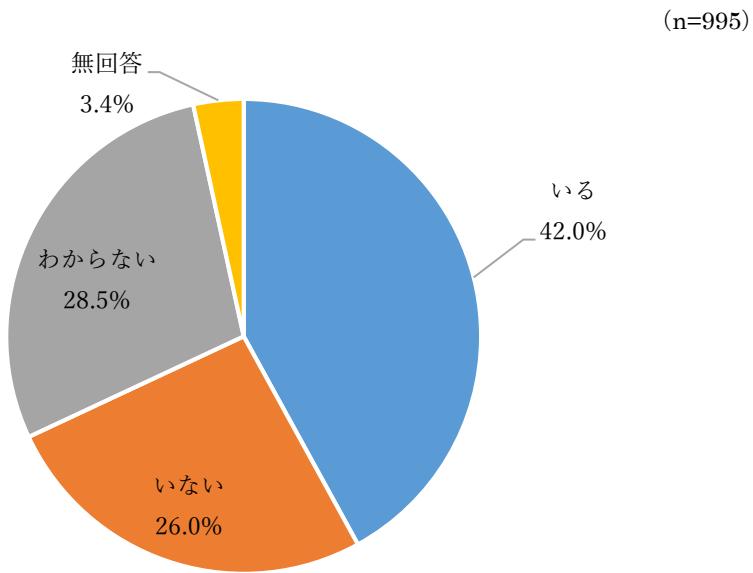
①避難場所

自身の避難場所については、知っている人が全体の8割にのぼった。



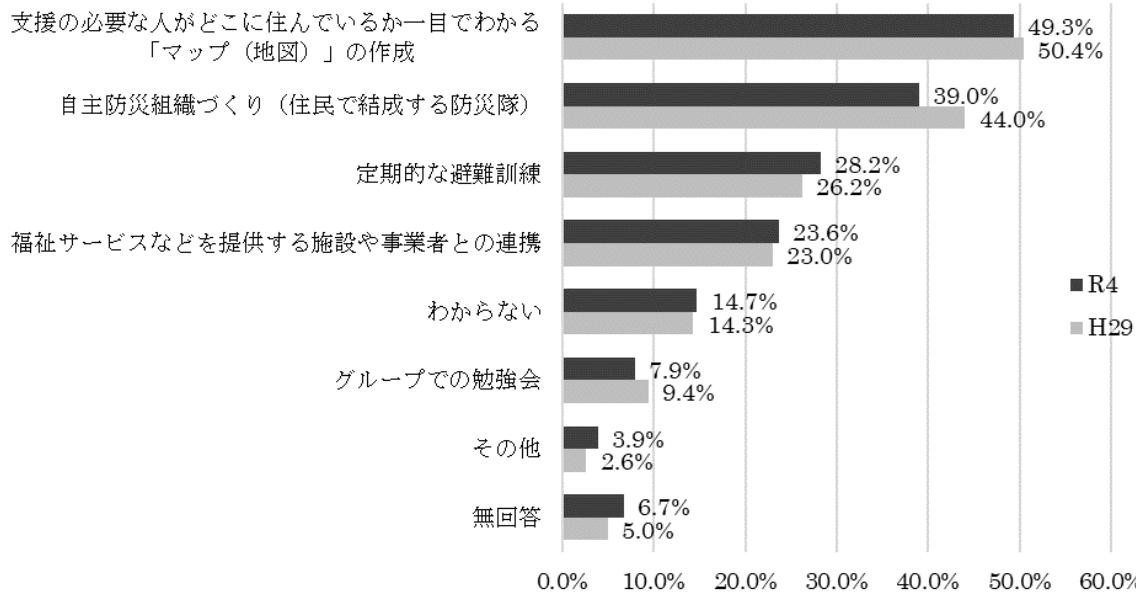
②災害発生時に手助けが必要な人

災害発生時、身近なところに手助けの必要な人がいると回答した人は全体の半数程度であった。



③災害時に住民が支え合うことのできる関係に必要なこと

「支援の必要な人がどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成」が最も高く 49.3%、次いで「自主防災組織づくり」が 39.0%、「定期的な避難訓練」が 28.2%と続いた。



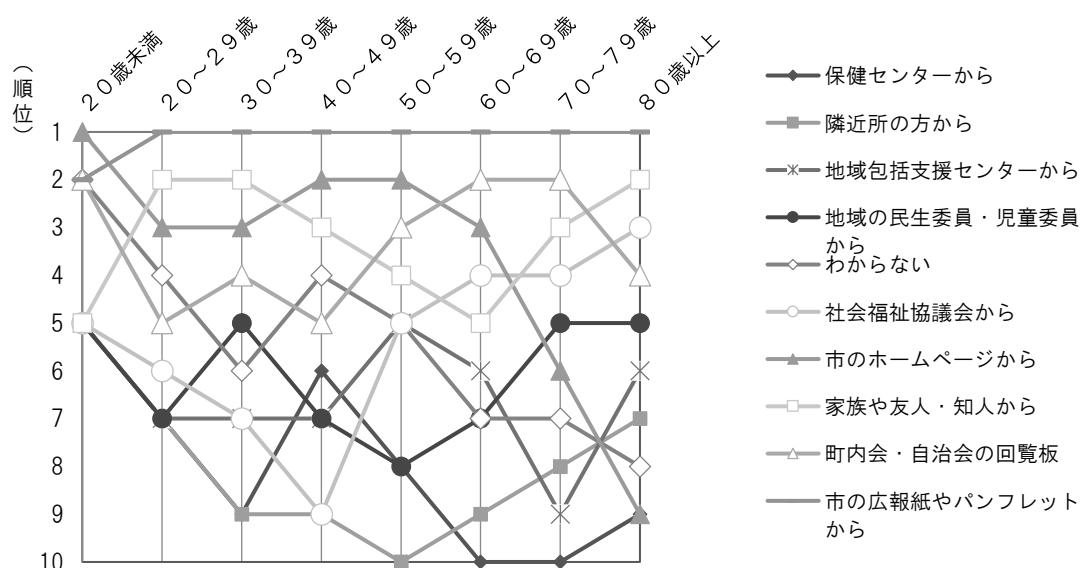
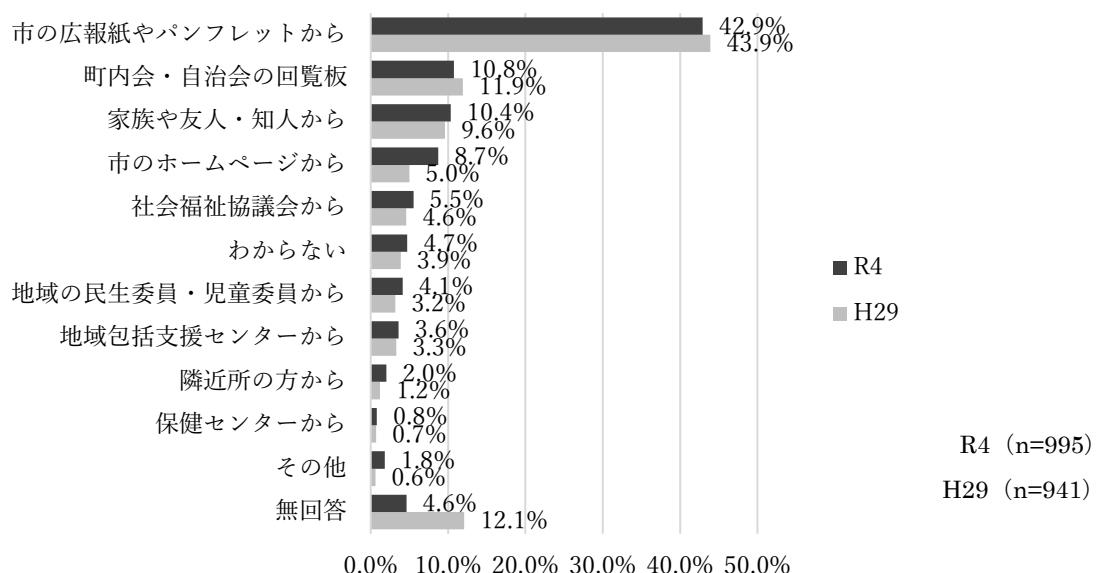
(6)今後の施策のこと

①市の福祉に関する情報の入手方法

「市の広報紙やパンフレットから」が最も高く42.9%、次いで「町内会・自治会の回覧板」が10.8%、「家族や友人・知人から」が10.4%と続いた。

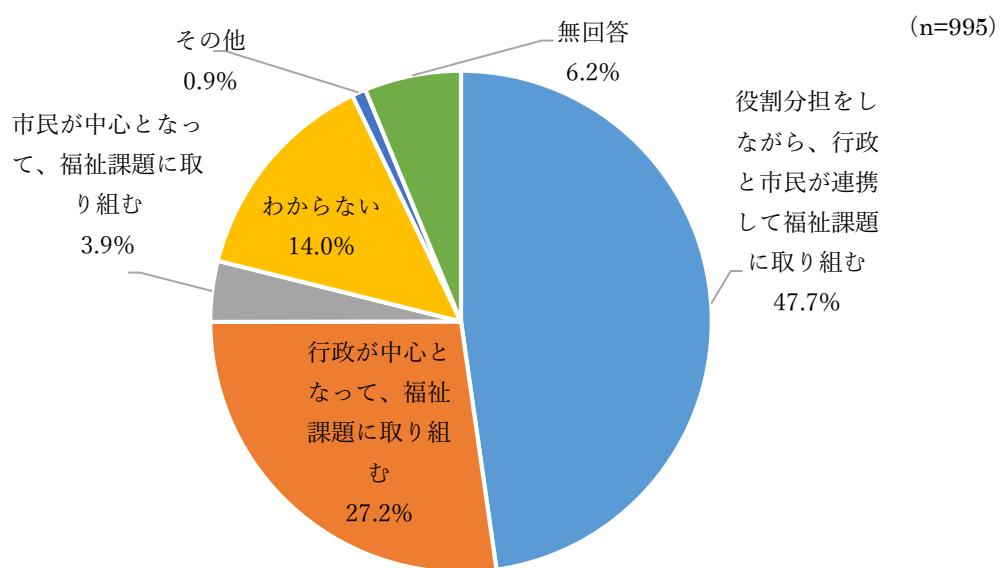
なお、情報入手手段の回答として多かったものの順位を世代別にみると、広報紙は20代以上で1位となっている。ホームページは10代から60代で高くなっている。高齢者も含めてインターネットによる情報発信が重要となる。

また、社協、隣近所からの情報入手は高齢世代で高くなっている。定年後に地域暮らしが生活の中心となる頃には、これら信頼できる相手からの口コミも重要な情報入手経路になっている。



②行政と地域住民の関係について

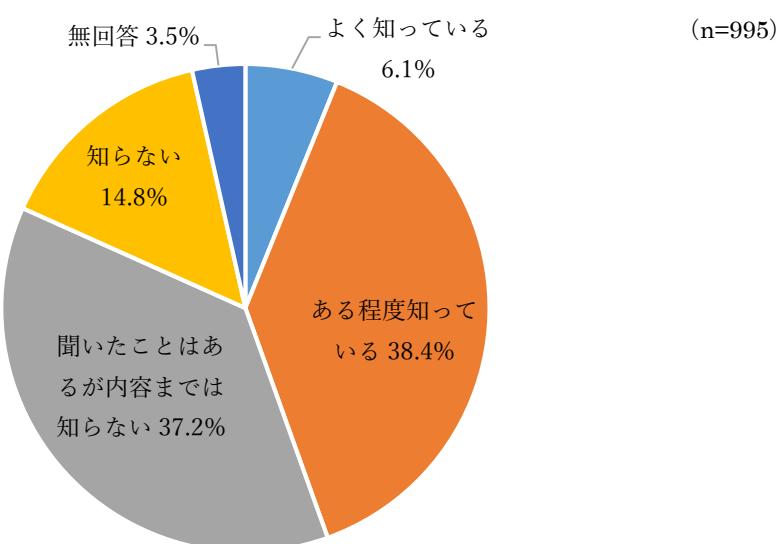
「役割分担しながら、行政と市民が連携して福祉課題に取り組む」が最も高く47.7%、次いで「行政が中心となって、福祉課題に取り組む」が27.2%、「わからない」が14.0%と続いた。



(7)地域福祉に関わる機関や団体、しくみのこと

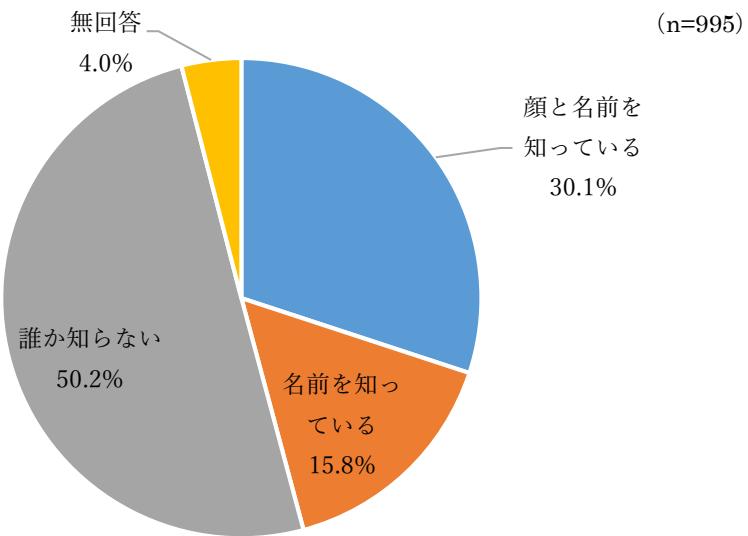
①民生委員・児童委員の活動内容

「聞いたことはあるが内容までは知らない」「知らない」が全体の5割、「ある程度知っている」「よく知っている」も全体の5割を占めている。



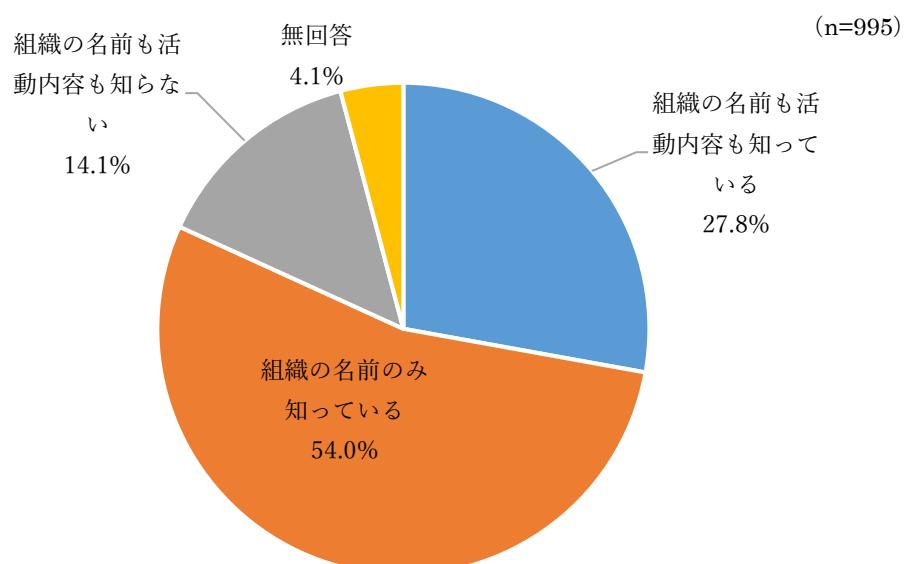
②あなたの地区の民生委員・児童委員について

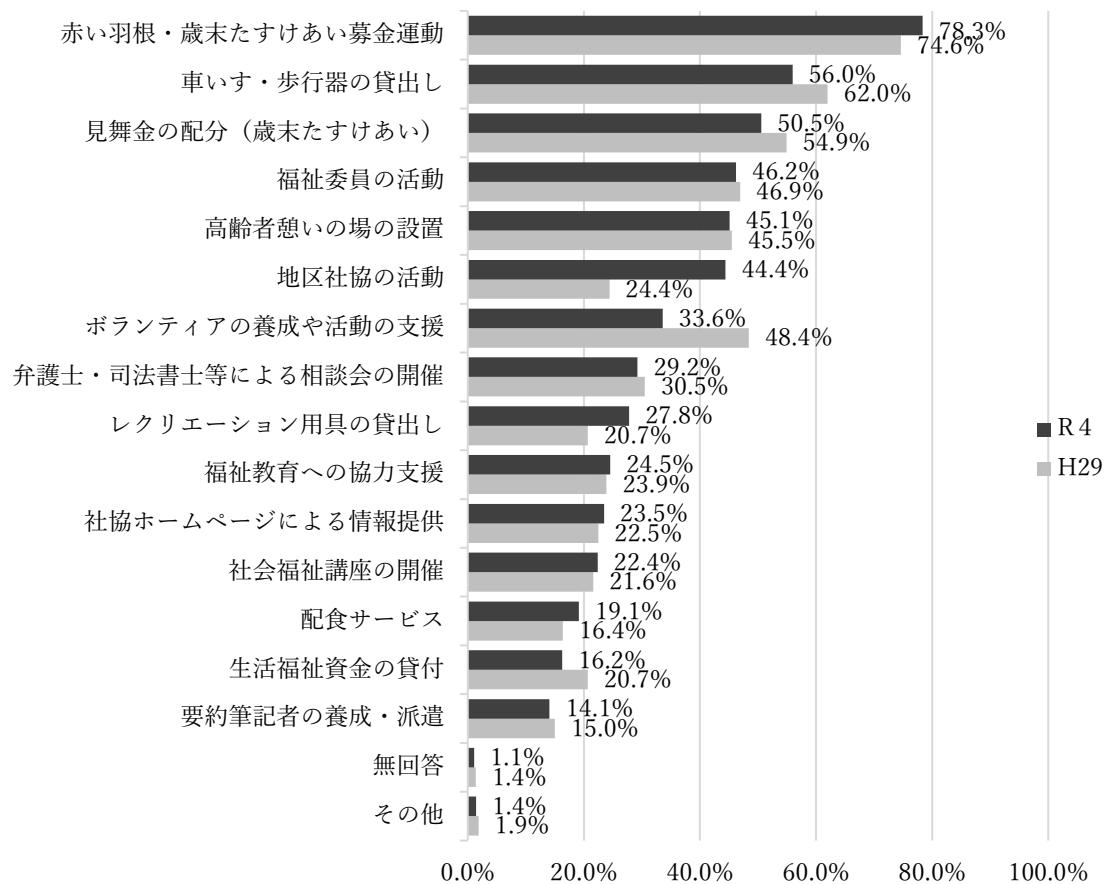
「顔と名前を知っている」「名前を知っている」が全体の5割、「誰か知らない」も全体の5割を占めている。



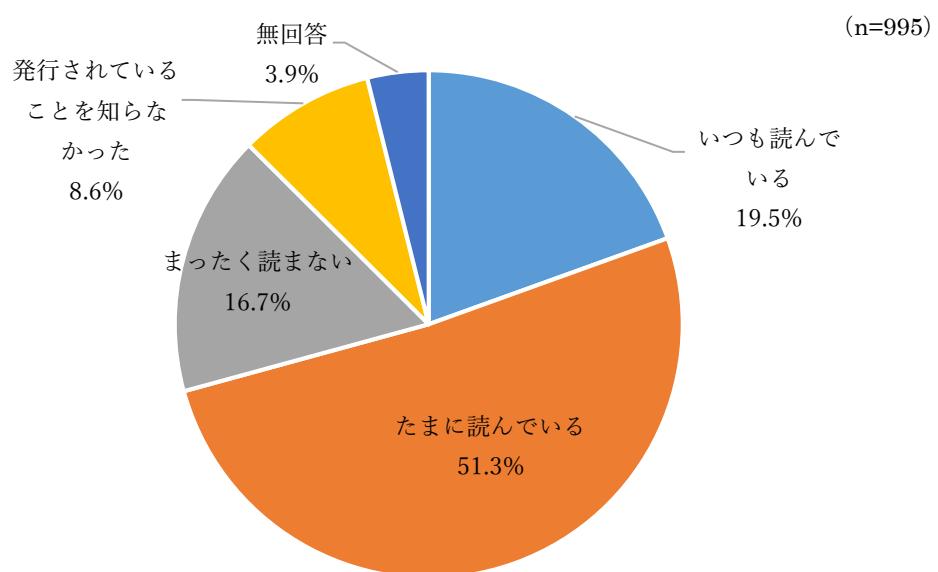
③「備前市社会福祉協議会」について

「組織の名前も活動内容も知っている」「組織の名前のみ知っている」が全体の8割を占めている。知っている活動として「赤い羽根・歳末たすけあい募金運動」がもっとも高く78.3%、次いで「車いす・歩行器の貸出し」が56.0%、「見舞金の配分（歳末たすけあい）」が50.5%と続いた。





④備前市社会福祉協議会が発行している広報紙「社協だより」について
「いつも読んでいる」「たまに読んでいる」が全体の7割を占めている。



5. アンケート調査票

地域福祉に関する市民意識調査

—アンケート調査のご協力のお願い—

皆様には日頃から市の福祉行政の推進に関して、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

備前市では、誰もが安心して健康で快適に暮らせるまちづくりをめざして、備前市社会福祉協議会とともに「第2期備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定を進めています。

新たな計画の策定にあたり、市民の皆様から地域活動への参加の現状や福祉への考え方をおうかがいし、よりよい計画となるようアンケート調査をお願いすることいたしました。

今回、市内にお住まいの18歳以上の方から、2,500人の方を無作為にお選びし、アンケート調査票を送らせていただきました。アンケート調査は無記名で実施し、調査により収集した情報は、この計画の策定に反映するための集計、分析等に用い、他の目的に利用することはありません。

ご多忙とは存じますが、調査にご協力くださいますよう、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

令和4年5月

備前市長

〈調査票のご記入にあたってのお願い〉

- 調査票は、令和4年5月1日現在でご記入ください。
- ご本人が病気などで回答がいただけないときは、代理の方がご本人のお気持ちを聞きながら回答くださいますよう、お願ひいたします。
- 回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。○の数は、設問毎に1つの場合と複数の場合がありますので、設問の最後にある（）内に注意し、ご記入ください。
- お答えしづらい設問は、回答いただかなくて構いません。
- ご記入いただきました調査票は令和4年6月10日（金）までに、同封の返信用封筒（切手不要）にいれて、お名前を書かずに、郵便ポストにご投函ください。
- アンケートに記載いただいたご意見や問い合わせには、返信、回答はできませんのでご了承ください。
- アンケート調査の結果は、ホームページで公開いたします。自由意見欄についても公開いたしますので、個人名など個人情報や誹謗中傷は記載しないでください。
- 調査について、または記入上不明な点は、下記までお問い合わせください。

備前市 保健福祉部 共生のまち推進課
電話：0869-64-1861（直通） FAX：0869-64-1847



こちらからも
回答できます。

«あなたご自身についておうかがいします»

問1 あなたの性別をおうかがいします。(1つに○)

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1. 男性 | 2. 女性 | 3. その他 |
|-------|-------|--------|

問2 あなたの年齢(令和4年5月1日現在)をおうかがいします。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20~29歳 | 3. 30~39歳 |
| 4. 40~49歳 | 5. 50~59歳 | 6. 60~69歳 |
| 7. 70~79歳 | 8. 80歳以上 | |

問3 今現在お住まいの小学校区をおうかがいします。(1つに○)

- | | | |
|------------|------------------|------------|
| 1. 西鶴山小学校区 | 2. 香登小学校区 | 3. 伊部小学校区 |
| 4. 片上小学校区 | 5. 伊里小学校区 | 6. 東鶴山小学校区 |
| 7. 三石小学校区 | 8. 日生西小学校区 | 9. 日生東小学校区 |
| 10. 吉永小学校区 | 11. わからない(地区名:) | |

問4 あなたと同居されている方すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 配偶者(夫・妻) | 2. 父親・義父 | 3. 母親・義母 |
| 4. 祖父・義祖父 | 5. 祖母・義祖母 | 6. 兄弟姉妹 |
| 7. 子ども(18歳以上) | 8. 子ども(18歳未満) | 9. 孫(18歳以上) |
| 10. 孫(18歳未満) | 11. 一人暮らし | 12. その他() |

問5 あなたの職業をおうかがいします。(1つに○)

- | | | |
|----------|--------------|-----------|
| 1. 農林水産業 | 2. 自営業 | 3. 会社員 |
| 4. 公務員 | 5. パート・アルバイト | 6. 在宅家事 |
| 7. 学生 | 8. 無職 | 9. その他() |

問6 現在のお住まいの地区(小学校区)に通算何年住んでいますか。(1つに○)

- | | | | |
|-------------|-------------|-----------|------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1~3年未満 | 3. 3~5年未満 | 4. 5~10年未満 |
| 5. 10~20年未満 | 6. 20~30年未満 | 7. 30年以上 | |

問7 現在暮らしている住宅は次のどれにあたりますか。(1つに○)

- | | | |
|-------------------|---------------|-------------|
| 1. 持ち家(一戸建て) | 2. 持ち家(マンション) | 3. 借家(一戸建て) |
| 4. 借家(アパートやマンション) | 5. その他() | |

問8 あなたは、買い物や病院などに行くとき、どのような方法で移動していますか。(1つに○)

- | | | |
|--------------------|----------------|-------------|
| 1. 徒歩または自転車 | 2. 車やバイクを自分で運転 | 3. 家族や親戚の運転 |
| 4. 近所の人や知人に乗せてもらう | 5. 電車・バスなど公共交通 | 6. タクシー |
| 7. NPOやボランティアの方の運転 | 8. その他() | |

«近所付き合いや地域活動について»

問9 あなたは、ご近所との付き合いをどの程度していますか。（1つに○）

- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1. 困りごとを頼めるくらい、親しいお付き合いのお宅がある | 2. 困りごとは頼めないが、親しいお付き合いのお宅がある |
| 3. 自治会や近隣の行事だけ付き合う程度 | 4. たまに立ち話をする程度 |
| 5. 会えばあいさつをする程度 | 6. 付き合いがほとんどない |

問10 あなたは、これから先のご近所とのかかわり方について、どのようにお考えですか。（1つに○）

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 今以上にかかわりを広げたい、または深めたい | 2. 今と同様のかかわりを続けたい |
| 3. 今よりかかわりを減らしたい | |
| 4. その他（
） | |

問11 問10の回答を選んだ理由は何ですか。（もっとも近いもの1つに○）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 楽しく暮らしたい | 2. いざという時に助けてほしい |
| 3. 地域をよくする活動に参加したい | 4. 自分の生活や時間を大切にしたい |
| 5. 時間に余裕がない | 6. 隣近所の協力はあてにならない |
| 7. その他（
） | |

問12 ご近所付き合いの中で、今後手助けしてほしいことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1. 困ったとき相談相手になってほしい | 2. 買い物など近くまでの外出を手助けしてほしい |
| 3. 掃除や洗濯、食事の準備などの家事を手助けしてほしい | |
| 4. 子どもの預かりや外遊びの見守りなどをしてほしい | |
| 5. 簡単な家の補修や掃除、庭の草刈などを手助けしてほしい | |
| 6. 緊急時に医者を呼ぶなどしてほしい | |
| 7. その他（
） | |
| 8. 特にない | |

問13 ご近所との付き合いの中で、今後ご自分が手助けできることはありますか。

（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 困ったとき相談相手になる | 2. 買い物など近くまでの外出を手助けする |
| 3. 掃除や洗濯、食事の準備などの家事を手助けする | |
| 4. 子どもの預かりや外遊びの見守りなど | |
| 5. 簡単な家の補修や掃除、庭の草刈などを手伝う | |
| 6. 緊急時に医者を呼ぶなど手助けをする | |
| 7. その他（
） | |
| 8. 特にない | |

問14 あなたの考える「地域」とは、どの範囲のことをいいますか。（もっとも近いもの1つに○）

- | | | | |
|-----------|------------|---------|---------|
| 1. となり、近所 | 2. 町内会・自治会 | 3. 小学校区 | 4. 中学校区 |
| 5. 備前市全体 | 6. その他（ ） | | |

問15 あなたは、地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。（1つに○）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------|
| 1. ある → 問16へ | 2. ない → 問17へ | 3. わからない → 問17へ |
|--------------|--------------|-----------------|

問15で「1」を選んだ方におうかがいします。

問16 支えられた（助けられた）と感じたのはどんな時でしたか。ご記入ください。

問17 あなたは、地域での助け合いの必要性をどのように思いますか。（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 必要だと思う | 2. どちらかといえば必要と思う |
| 3. どちらかといえば必要ないと思う | 4. 必要ないと思う |
| 5. その他（ ） | |

問18 あなたが過去2~3年の間に参加した地域活動は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. 環境美化の活動 | 2. 地域づくりなど自治会等の活動 |
| 3. スポーツ、レクリエーションの活動 | 4. 文化、生涯学習の活動 |
| 5. 消防団、自主防災組織等の活動 | 6. サロン等高齢者の援助 |
| 7. 健康づくりや栄養・食生活に関する活動 | 8. 子育て支援の活動 |
| 9. 青少年の健全育成に関する活動 | 10. 障がいのある人（子ども）の援助 |
| 11. その他（ ） | |
| 12. 参加していない（以前は参加したことがある）→問20へ | |
| 13. 参加していない（今まで参加したことがない）→問20へ | |

問18で「1」～「11」を選んだ方におうかがいします。

問19 あなたが地域活動に参加したきっかけは何ですか。（あてはまるもの3つまで○）

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 自分たちのために必要な活動だから | 2. 人の役に立ちたいから |
| 3. 人に誘われたから | 4. 困っている人や団体から頼まれたから |
| 5. 付き合い上、やむを得ず | 6. 興味があったから |
| 7. 趣味や特技を活かしたいから | 8. 余暇を有効に活用したいから |
| 9. 学校の授業などで機会があったから | 10. 何となく |
| 11. その他（ ） | |

問18で「12」または「13」を選んだ方におうかがいします。

問20 あなたが地域活動に参加していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 仕事や家事などが忙しく時間がない | 2. 知っている人がいない |
| 3. 地域活動の情報が入ってこない | 4. きっかけがない |
| 5. 参加方法がわからない | 6. 自分の時間を大切にしたい |
| 7. 活動内容に興味や関心がない | 8. 身体の具合が悪い |
| 9. 自分の生活に関係がない | 10. わざわざしい、面倒くさい |
| 11. 家族の理解が得られない | 12.自分ができることがわからない |
| 13. その他 () | 14. 特にない |

問21 地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となるのはどんなことだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1. 近所付き合いが減っていること | 2. 町内会の活動に参加しにくい雰囲気があること |
| 3. 日中、地域を離れている人が多いこと | 4. 地域に関心のない人が多いこと |
| 5. 地域活動への若い人の参加が少ないこと | 6. プライバシーを尊重しなければならないこと |
| 7. 地域での交流の機会が少ないとこと | 8. 助け合い、支え合いは必要ないと思うこと |
| 9. その他 () | |
| 10. 特に問題はない | |

《日常生活における悩みや不安について》

問22 あなたは、日常生活でのどのような不安や悩みを感じていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 自分の健康や介護のこと | 2. 家族の健康や介護のこと |
| 3. 高齢になってからの一人暮らし | 4. 福祉や介護サービスの費用負担 |
| 5. 世帯の収入や経済的なこと | 6. 職場や学校での人間関係のこと |
| 7. 交通の便に関するここと | 8. 仕事のこと |
| 9. 地域での人間関係 | 10. 日常の買い物のこと |
| 11. 育児や子育てのこと | 12. その他 () |
| 13. 特にない | |

問23 あなたは、日常生活での不安や福祉サービスの利用などを誰に相談しますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. 家族・親族 | 2. 近所の人 |
| 3. 友人 | 4. 民生委員・児童委員 |
| 5. 自治会の役員 | 6. 保健師 |
| 7. 医師・歯科医師・薬剤師 | 8. ホームヘルパー |
| 9. ケアマネジャー（介護支援専門員） | 10. 介護・福祉の施設の相談員 |
| 11. 弁護士・司法書士 | 12. 市の窓口 |
| 13. 学校の先生や職場の人 | 14. 社会福祉協議会 |
| 15. 地域包括支援センター | 16. 子育て施設の相談員（NPOなど含む） |
| 17. その他 () | 18. 誰にも相談しない |

«人権に関する制度や課題について»

問24 あなたは、「成年後見人制度」について知っていますか。（1つに○）

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている |
| 3. 聞いたことはあるが内容までは知らない | 4. 知らない |

問25 あなたがお住いの地域で、子ども、高齢者、障がい者に対する「虐待（ぎゃくたい）」の事案を耳にしたことがありますか。（1つに○）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 1. 知っている事案がある | 2. うわさを聞いたことがある |
| 3. 耳にしたことはない | |

問26 もし、あなたの周囲で「虐待が発生している」とあなた自身が思われた場合、最初にどのように対応しますか。（1つに○）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 民生委員・児童委員に連絡する | 2. 近隣の人に連絡、相談する |
| 3. 自治会の役員に連絡する | 4. 警察に連絡する |
| 5. 市役所に連絡する | 6. 直接自分で訪問してみる |
| 7. かかわりたくないでの何もしない | 8. どうしていいかわからない |
| 9. その他（
） | |

問27 わが国では、「子どもの貧困」の拡大が大きな社会問題となっており、その背景には貧困世帯が増加している実態があります。あなたがお住いの地域の出来事として、このような事案を耳にしたことがありますか。

（1つに○）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 身近な事案を知っている | 2. うわさを聞いたことがある |
| 3. 耳にしたことはない | |

問28 さまざまな理由から学校に行けない、働けないなど、長い間社会に参加することができない「引きこもり」の状態が長期化することで、本人や周囲へ深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。あなたがお住まいの地域の出来事として、このような事案を耳にしたことがありますか。（1つに○）

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 身近な事案を知っている | 2. うわさを聞いたことがある |
| 3. 耳にしたことはない | |

«防災について»

問29 あなたは、災害が起こった場合の地域での避難場所をご存じですか。（1つに○）

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問30 ひとり暮らしの高齢者など、災害発生時に手助けが必要な人が近所にいますか。（1つに○）

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

問31 地震や集中豪雨などの災害時に住民が互いに支え合うことのできる関係をつくるためには何が必要だと思いますか。（あてはまるもの3つまで○）

- 1. 自主防災組織づくり（住民で結成する防災隊）
- 2. 支援の必要な人がどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成
- 3. 定期的な避難訓練
- 4. グループでの勉強会
- 5. 福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携
- 6. わからない
- 7. その他（ ）

«今後の施策について»

問32 あなたは、市の福祉に関する情報をどのようなところから入手したいと思いますか。（1つに○）

- 1. 家族や友人・知人から
- 2. 隣近所の方から
- 3. 地域の民生委員・児童委員から
- 4. 保健センターから
- 5. 社会福祉協議会から
- 6. 地域包括支援センターから
- 7. 市の広報紙やパンフレットから
- 8. 市のホームページから
- 9. 町内会・自治会の回覧板
- 10. わからない
- 11. その他（ ）

問33 あなたは、地域福祉を充実させていく上で、行政と地域住民はどのような関係であるべきだと思いますか。（1つに○）

- 1. 役割分担をしながら、行政と市民が連携して福祉課題に取り組む
- 2. 行政が中心となって、福祉課題に取り組む
- 3. 市民が中心となって、福祉課題に取り組む
- 4. わからない
- 5. その他（ ）

«地域福祉にかかわる機関や団体、しくみについて»

問34 あなたは、民生委員・児童委員の活動内容を知っていますか。（1つに○）

- 1. よく知っている
- 2. ある程度知っている
- 3. 聞いたことはあるが内容までは知らない
- 4. 知らない

問35 あなたの地区を担当されている民生委員・児童委員は誰か知っていますか。（1つに○）

- 1. 顔と名前を知っている
- 2. 名前を知っている
- 3. 誰か知らない

問36 あなたは、「備前市社会福祉協議会」についてご存知ですか。（1つに○）

- 1. 組織の名前も活動内容も知っている →問37 へ
- 2. 組織の名前のみ知っている→問38 へ
- 3. 組織の名前も活動内容も知らない→問38 へ

問36 で「！」を選んだ方におうかがいします。

問37 備前市社会福祉協議会の次の活動（事業）のうち、知っているものをおうかがいします。

（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 福祉委員の活動 | 2. 地区社協の活動 |
| 3. 高齢者憩いの場の設置 | 4. ボランティアの養成や活動の支援 |
| 5. 福祉教育への協力支援 | 6. 車いす・歩行器の貸出し |
| 7. レクリエーション用具の貸出し | 8. 弁護士・司法書士等による相談会の開催 |
| 9. 社協ホームページによる情報提供 | 10. 赤い羽根・歳末たすけあい募金運動 |
| 11. 見舞金の配分（歳末たすけあい） | 12. 社会福祉講座の開催 |
| 13. 生活福祉資金の貸付 | 14. 要約筆記者の養成・派遣 |
| 15. 配食サービス | 16. その他（ ） |

問38 あなたは、備前市社会福祉協議会が発行している広報紙「社協だより」を読んだことがありますか。（1つに○）

- | | | |
|---------------------|-------------|-------------|
| 1. いつも読んでいる | 2. たまに読んでいる | 3. まったく読まない |
| 4. 発行されていることを知らなかった | | |

問39 備前市社会福祉協議会の活動に期待することがありましたらご記入ください。

問40 最後に、安心で快適なまちづくりに関して、ご意見やご提案などご自由にお書きください。

「地区の人が気軽に集える場所があるとよい」「子育ての悩みを相談できる相手がほしい」など、普段の暮らしの中で気になっていること、気づいたことを何でも自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。アンケートは同封の「返信用封筒」に入れ、
令和4年6月10日（金）までにご投函してください。

・社会福祉法(抄)

(昭和二十六年三月二十九日)

(法律第四十五号)

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会

福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第一百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第一百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
 - 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
 - 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
 - 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
 - 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

・用語解説

ア行

愛育委員

自分たちの住んでいる市町村を、乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住みよい地域にするため、行政と協力しながら活動している健康づくりボランティアのこと。地域福祉を担う一員として期待されている。

ICT（アイ・シー・ティー）

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報・通信の技術一般を総称するもの。近年特に ICT 技術の進化がめざましく、スマートフォン等を通じて様々な新サービスが提供されている。

あんしん電話

備前市の任意事業。申請により「あんしん電話」を設置し、高齢者の日常生活の不安感の解消と急病、災害等の緊急時の対応を図っており、普及啓発を行っている。通報センターでは24時間体制で対応し、万一の時は、近所の協力者や消防署等への連絡が行われる。

栄養委員

「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう、食生活改善活動や健康づくりのための運動普及活動を行っている、地域の健康づくりボランティアのこと。地域福祉を担う一員として期待されている。

SNS（エヌ・エヌ・エス）

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人ととの社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-profit Organization（ノンプロフィット・オーガナイゼイション：民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体のこと。地域福祉を担う一員として期待されている。

力行

かかりつけ医

日常的な診療や初期治療にあたり、地域の開業医が担う。専門医ではなく、日常の健康状態を把握していてアドバイスもくれる身近なお医者さん。ホームドクター。

核家族

一組の夫婦と未婚の子からなる家族。日本において少子高齢化の進行により核家族の割合は増加傾向にある。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行う機関。総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、相談支援体制の強化の取組などを行う。

救急医療情報キット

本市自主事業。救急情報用紙にかかりつけ医や持病、緊急連絡先等必要な情報を記入し、専用ボトルに入れ冷蔵庫に保管しておくと、かけ付けた救急隊員により活用される。

協働

同じ目的のために、対等な立場で協力して共に働くこと。地域福祉においては、行政だけでなく、地域住民やNPO法人等の団体が協働することが重要となる。

グループホーム

病気や障がい等で生活に困難を抱えた人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数で一般的の住宅で共同生活する。

ケースワーカー

地域で福祉サービスを必要とする人に相談・助言を行う人のこと。地域福祉を担う一員として重要な役割を果たしている。

ケーブルテレビ

各戸へケーブルを引き、自主制作番組を放送する有線放送で、市内では「ひなビジョン」が活動しており、日生地域のほかインターネットで視聴できる。

ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。また、介護保険制度下で、個々人の多様な要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供すること。

ケアプラン

要介護者や要支援者が心身の状況に応じた適切なサービスが受けられるように作成される介護サービス等の提供についての計画。

高齢者憩いの場事業

備前市社会福祉協議会が、高齢者や地域住民が主体となって設置する高齢者憩いの場（サロン等）に対して助成を行っている。

高齢者人口

総人口に占める65歳以上の高齢者の人口。高齢化を示す指標の一つとして用いられる。高齢化の進行につれて高齢者人口は増加傾向にある。

コミュニティソーシャルワーカー

地域で暮らしていく上で何か困りごとを抱えている方に、個別に相談に乗って解決を支援したり、その方が暮らす地域の生活環境の整備や住民同士の関係づくり等の地域支援を住民や他の専門職と一緒にを行う。

子育てコーディネーター

子育てに関する相談を受けたり、ニーズに合った子育て支援の情報提供やアドバイスを行う人。地域福祉を担う一員として重要な役割を担っている。

子育て支援センター

子育て家庭を支援するための拠点施設して子育ての不安等についての相談指導、子育てサークルの育成・支援、出前保育を行う場所。児童福祉において重要な拠点となる。

コーディネーター

様々な人や物を結びつけたり、つないだりする人のこと。児童福祉や高齢者福祉等様々な分野で地域福祉において重要な役割を担う。

サ行

自主防災組織

地域住民が、自主的に住民同士で災害や火災等から身を守るために結成する組織。地域の結びつきを深める目的や、いざという時の支え合いの推進のため、同組織を作ることと定期的に活動していくことが需要である。

児童扶養手当

ひとり親家庭に対する自立を支援するための手当てで、市町村へ申請する。

社会的孤立

家庭や地域社会との関係が希薄で、他の人との接触がほとんどない状態。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域福祉において中核となる組織。

社会福祉法

社会福祉の目的や理念、原則に関する法。各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項も規定している。

重層的支援体制整備事業

地域共生社会の実現を目的として、市町が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき実施される事業。

人口動態

一定期間中の人口の変動の状態。どのような理由で人口が増減しているか知ることができる。

生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。地域福祉においてどのように早期に悩みを発見して支えていくかが課題となる。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーターをする人。

生活保護

国の厚生労働省の定めにおいて、生活保護の受給を希望する人が資産や働く能力等全てを活用してもなお生活に困窮する場合に、健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、また将来的に自立を助長する制度。

生産年齢人口

労働できる能力あるいは資格を持ちうる年齢層。日本では、15歳以上65歳未満の年齢が該当する。

成年後見人制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない方について、その人の権利を守る援助者として成年後見人等を選び法律的に支援する。

ソーシャルメディア

インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通等といった社会的な要素を含んだメディアのこと。

夕行

タクシーチケット助成事業

備前市の自主事業。要件は、70歳以上、おかやま愛カード（運転免許証返納による）の取得者、身体障害者手帳等所持者等。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域コミュニティ

おおむね小学校区内での、地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。地域コミュニティでは自治会（町内会）、老人クラブや婦人会、子ども会、等様々な団体活動がある。

地域福祉

地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

地域福祉活動計画

行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画。社会福祉協議会が策定する。

地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づき、高齢者、児童、障がい者等の分野に関して総合的な政策の方向性を示す計画。備前市では分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う地域福祉の仕組みづくりを目的とする。

地域福祉コーディネーター

個別の課題や地域のニーズを的確に把握し、行政や福祉施設等と連携・調整しながら福祉課題の解決に導くつなぎ役。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のこと。

地域包括支援センター

保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口。

地域サロン

地域住民等により運営され、近隣の住民が気軽に集える場。サロンでは参加者同士で話をする場になっていたり、講座等が開催されたりする。

超高齢社会

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合が21%を超えた社会。国勢調査によると日本は2007年に超高齢社会となった。

通所介護サービス

デイサービスのことで、施設で食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供する。

出前福祉講座

備前市社会福祉協議会が小・中学校、高校に出張し、車イス・高齢者疑似・アイマスク等についての福祉体験をする講座。

ナ行

南海トラフ地震

四国～静岡県の南の海底にある水深4,000m級の深い溝が南海トラフと呼ばれ、非常に活発な地震発生地帯。

認知症サロン

認知症の方やその家族、地域住民、専門職等の誰もが集まることのできる場所。認知症の人やその家族が様々な情報を交換するとともに、医療や介護の専門職へ相談することもでき、地域の人との交流の場としても重要である。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

ハ行

バリアフリー

子どもや障がい者、高齢者等が生活する上で障壁（バリアー）を取り除くという考え方。交通機関や家の設備等で取り入れられる観点となる。

パブリックコメント

市民や各種団体等からの意見のこと。意見公募の手続を示す言葉として用いられることが多く、計画等を策定する過程で広く民意を反映させる仕組みとして用いられる。

バンク機能

本人の承諾を得て、住所・氏名・電話番号・特技等を登録し、ボランティア活動等を紹介する機能。

避難行動要支援者

災害時に避難する際、支援が必要な人のこと。高齢の方や認知症の方、障がいの方等、いざという時にどのように安全を確保するかが重要となる。

福祉委員

身近な地域の困りごと等の発見、解決に向けて、見守り・声かけ等の活動を行うボランティア。

福祉サービス受給者証

障がい福祉サービスを受けるために必要。居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を受けることができる。

福祉避難所

災害時に高齢者、障がい者等一般的な避難所では支障がある場合、老人ホーム等の福祉施設の協力を得て福祉避難所を設置し受け入れがされる。

福祉マップ

住宅地図に、一人暮らしの方、要援護者の方、民生委員児童委員、福祉委員等を住宅地図に示し、支え合いの視点で作る地域の見守り地図。

フレイル

加齢に伴う筋力低下や低栄養などにより、心身の機能が低下し弱った状態のこと。健康な状態と要介護状態の中間の意。

放課後児童クラブ

保護者が仕事や家庭の事情で児童の生活指導が難しい家庭の児童を対象に、下校時にクラブであずかり生活指導を行う。

放課後デイサービス

学校に就学している障がい児に、授業の終了後や休業日に生活能力向上のための訓練、社会との交流促進を目指す支援を行う。

防犯パトロール

地域の住民自らが地域ぐるみでまちの安心のために見守っている。犯罪者に対して大きな抑止力となり、小学生等の通学路のパトロールも重要な取り組みとなっている。

マ行

マイクロスーパー

地域に商店がなかったり、車の運転ができなかったりするような買い物に困る人たちを救うことを目的とした小規模スーパー。

民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、地域福祉向上のために厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。地域住民の相談を受け、解決のお手伝いをする。守秘義務がある。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢に関係なく、すべての人が快適に利用できるように製品や建物、街並み等を設計、デザインすること。

要介護認定

保険者である市町村に設置される介護認定審査会が行う、要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定のこと。

ラ・ワ行

ライフステージ

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの段階や段階における生活環境のこと。

療育手帳

知的障がい者へ都道府県知事が発行する障がい者手帳。障害福祉サービスが受けやすくなる。

ワンストップ化

窓口ワンストップサービスにより、住民異動等に伴う届出や申請といった手続きが、専用のカウンターで一度に行えるようになること。

第2期備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画

備前市 保健福祉部共生のまち推進課

〒705-8602 岡山県備前市東片上 126

TEL : 0869-64-1861 FAX : 0869-64-1847

社会福祉法人 備前市社会福祉協議会

〒705-0022 岡山県備前市東片上 126（備前市役所内）

TEL : 0869-64-3033 FAX : 0869-64-3689